

BULLETIN

DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No 90. NOVEMBRE 1895.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

本月一四發行

第十一月刊行

大日本監獄協會雜誌

第九拾號

明治廿一年五月刊列

明治廿一年八月

一校外生ニシテ其研究上參考用書ヲ得ント欲シテ而カモ適當ノ書籍ヲ得テハトキハ本校ニ問合ハスルヲ得
 本校ハ直ニニ擔任講師ニ公評ヲ求メ内外法律書中參考ニ適當スルモノヲ通知シ又其購求送致等ニ就テモ
 周旋スヘシ

○一入學ニ并上級編入試験當分ノ内毎月入學ヲ許ス詳細ノ規則ヲ知ラ
 東京市麴町區飯田町

司法省指定 日本法律學校

謹告

今般本會の規則を改正し
 名譽會員、特別會員、終身
 會員及維持會員諸氏へ証
 狀を贈呈致度候は付從來
 御加入の維持會員諸氏と
 今回新よ御加入の諸氏と
 よ論なく更よ御通報の勞
 を煩し度此段廣告候也

大日本監獄協會

◎送金主任各位へ白す
 送金用箋御入用の方は至
 急御申越被下度候也

發行兼編輯者 佐野 尚
 印刷者 池田 宗平

明治廿八年十月十五日發行
 東京市牛込區若宮町十番地
 發行所 大日本監獄協會事務所
 東京市淺草區黑船町廿八番地
 印刷所 東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第九十號目次

○各府縣典獄生年月、拜會、族籍、年俸及官舎一覽表 佐野 尚 編

○古今の試述者に關する精神醫學的研究 岡田朝太郎 一七

○監獄の統一 龍澤生福 一七

○十條條以下の看守長 曾守長 看守副長たりし者の看守に採用方への差入 看守採用規則改正せらるる採用規則改正に就きては教習生を定員外となすべし 通査院給增加の説に就きては警察官監獄に就きては他松への出張 油腰長 山口 監獄の巡閱 落葉片

○本會より巴里萬國監獄會議に呈出したる書翰 一八

○本會特別會員浦清氏へ寄贈モリスビット分房監典博士クロロ一氏よりの書翰 二一

○本會特別會員浦清氏へ寄贈監獄協會よりの通信 二一

○興一 二二

○巴里第五回列強監獄會議事要録 加地鈔太郎譯 二二

○全萬國監獄會議の景況 印南於菟吉譯 二九

○九州典獄會議議案決案 接前 佐野 尚 編 三三

○實録 六十四件 三三

○各地監獄の暴動を數ふ 熱心狂士に 針す 通査看守待遇法に就きての遺徳 監獄の建築 重務所感 自精進 看守の功論 瀧に就きて 看守の任務 女囚の脚装を洗濯せしめ 廣東には 支定 官 往來一東 往來一東 七〇

謹告

今般本會の規則を改正し名譽會員特別會員終身會員及維持會員諸氏へ証狀を贈呈致度候に付從來御加入の維持會員諸氏と今回新に御加入の諸氏と論なく更に御通報の勞を煩し度此段廣告候也

近來會員諸君の斯道研鑽し熱心なる爲め百の質疑來り千の應答出で殆底止する所を知らざるの有様なり本誌も亦之が爲めに光彩を添ふる幾何なるを知らず依りて本會に於て必要質疑と認定する分は某法學士に依嘱し一々答解を附し會員諸君に満足を與へんあとを庶幾す希はくは諒せよ

明治二十八年十一月

大日本監獄協會編輯係

會 告

法科大學助教授 岡田朝太郎君

本會規則第拾一條より依り特別會員に列せらる

右廣告候也

明治二十八年十一月

大日本監獄協會

本號以下特別會員岡田助教授其他二三の法學士寄稿の勞を執らるゝことゝなれり、會員諸君此の旨を諒せられよ

附言、特別會員岡田法學士は近府縣監獄有志者の需に應じ刑法及び監獄に關する講話を爲す由なれば若し希望の諸君有之候はゞ本會佐野尙へ宛御報被下度候

本月十七日午後一時より常集會を開會し岡田法學士條件付裁判に關する講話ありて後二三の問題に付き討論せり詳細の筆記は次号に詳記すべし

○各府縣典獄氏名、生年月、拜命、族籍、年俸、及、官舎一覽表 (十一月調)

各府縣	典獄氏名	生年月	拜命(任)年月	族籍	年俸(官舎)	各府縣	典獄氏名	生年月	拜命(任)年月	族籍	年俸(官舎)
東京府	長屋又輔	弘化四年一月	廿二年 廿八日	山口縣 山口士族	一四〇〇〇有	新潟縣	新湯澤	嘉永二年十月	廿五年 五日	山口縣 山口士族	六〇〇有
東京府	小泉保直	天保十年五月	廿三年 十一月十四日	東京府 舊甲府平民	一〇〇〇有	東京府	山崎德義	弘化四年七月	廿六年 七日	東京府 舊山崎士族	六〇〇有
東京府	菅井誠美	嘉永二年二月	廿六年 十一月十四日	東京府 舊鹿兒島士族	一四〇〇有	東京府	小野木源太郎	安政元年七月	廿五年 廿七日	東京府 舊會津士族	六〇〇有
東京府	石澤謹吾	天保元年七月	十四年 六月六日	長野縣 舊飯田士族	一四〇〇有	東京府	小林清一	嘉永五年四月	廿八年 七月十三日	山口縣 舊會津士族	六〇〇有
東京府	畑一嶽	嘉永二年七月	廿五年 十月十五日	北海道 舊海津士族	一八〇〇有	東京府	神代澤身	嘉永四年九月	廿六年 五月十二日	山口縣 舊佐賀士族	全無
東京府	千石徹	嘉永元年正月	廿八年 四月二日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	大樂新造	安政元年七月	廿四年 七月六日	山口縣 舊吉原士族	全無
東京府	高山幸男	嘉永六年八月	廿六年 六月六日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	增村嘉則	嘉永四年九月	廿六年 七月六日	山口縣 舊吉原士族	全無
東京府	八田哉明	弘化元年十月	廿五年 七月六日	東京府 舊福井士族	一〇〇〇有	東京府	高木正謙	嘉永四年九月	廿六年 九月二十六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	石川慶吾	嘉永四年七月	廿三年 四月十八日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	高北忠吾	弘化三年八月	廿四年 一月十二日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	山下房親	天保三年三月	廿四年 四月二日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	小島綱太郎	安政四年八月	廿六年 七月六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	六角耕雲	嘉永五年九月	廿四年 三月三十一日	新潟縣 舊佐賀士族	一〇〇〇有	東京府	堀内久保	嘉永六年一月	廿五年 一月二十八日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	若山茂雄	嘉永六年八月	廿三年 十一月十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	山上義雄	元治元年七月	廿四年 四月四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	櫻井高尙	安政二年六月	全 三月二十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	西村義範	安政元年二月	廿四年 十月二日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	山室元吉	安政元年十月	全 三月二十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	真木喬	萬延元年二月	廿八年 二月二十六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	千石學	嘉永二年八月	全 十一月十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	岡野正輝	安政元年七月	廿三年 十一月十四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	有馬四郎助	萬延元年二月	廿四年 八月二十日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	松江重久	安政五年二月	廿五年 二月二十三日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	福原三儀	嘉永三年三月	廿八年 七月二十五日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	白倉通倫	嘉永五年二月	廿六年 九月二十六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	隔山利吉郎	嘉永二年三月	廿八年 七月二十五日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	藤澤正啓	嘉永五年五月	廿三年 十一月二十五日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	楠木原政澄	安政四年四月	廿八年 七月一日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	野田直幹	弘化三年五月	廿三年 十一月十四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	甲斐秀成	天保五年七月	廿五年 十月十三日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	神谷彦太郎	安政七年一月	廿六年 九月二十六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	八木秀太郎	萬延元年十月	廿八年 八月一日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	矢部太一郎	安政三年七月	廿四年 二月二十四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	新妻駒五郎	安政二年十月	廿三年 十一月十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	坂口兼資	安政三年七月	廿七年 九月十九日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	千頭正澄	嘉永六年三月	廿四年 五月二日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	小池浩輔	天保五年十月	廿三年 十二月廿四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	福田純一	嘉永六年三月	廿六年 三月十一日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	河俣政幹	嘉永四年十月	廿六年 十一月廿五日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	井上眞平	安政元年十月	廿三年 十一月十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	鈴木和介	安政二年十月	廿四年 十一月十二日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	樋口一成	天保三年一月	廿六年 四月二十七日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	奥川恭安	嘉永六年二月	廿三年 十二月二日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	中川靜	嘉永四年二月	廿四年 三月五日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	小河滋二郎	文久三年五月	廿六年 九月二十六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	長屋又輔	弘化四年一月	廿二年 廿八日	山口縣 山口士族	一四〇〇〇有	東京府	宮崎縣	嘉永五年十月	廿八年 七月十三日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	小泉保直	天保十年五月	廿三年 十一月十四日	東京府 舊甲府平民	一〇〇〇有	東京府	河俣政幹	嘉永四年十月	廿六年 十一月廿五日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	菅井誠美	嘉永二年二月	廿六年 十一月十四日	東京府 舊鹿兒島士族	一四〇〇有	東京府	鈴木和介	安政二年十月	廿四年 十一月十二日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	石澤謹吾	天保元年七月	十四年 六月六日	長野縣 舊飯田士族	一四〇〇有	東京府	小池浩輔	天保五年十月	廿三年 十二月廿四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	畑一嶽	嘉永二年七月	廿五年 十月十五日	北海道 舊海津士族	一八〇〇有	東京府	河俣政幹	嘉永四年十月	廿六年 十一月廿五日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	千石徹	嘉永元年正月	廿八年 四月二日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	小島綱太郎	安政四年八月	廿六年 七月六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	高山幸男	嘉永六年八月	廿六年 六月六日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	堀内久保	嘉永六年一月	廿五年 一月二十八日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	八田哉明	弘化元年十月	廿五年 七月六日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	山上義雄	元治元年七月	廿四年 四月四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	石川慶吾	嘉永四年七月	廿三年 四月十八日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	西村義範	安政元年二月	廿四年 十月二日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	山下房親	天保三年三月	廿四年 四月二日	新潟縣 舊佐賀士族	一〇〇〇有	東京府	真木喬	萬延元年二月	廿八年 二月二十六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	六角耕雲	嘉永五年九月	廿四年 三月三十一日	新潟縣 舊佐賀士族	一〇〇〇有	東京府	岡野正輝	安政元年七月	廿三年 十一月十四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	若山茂雄	嘉永六年八月	廿三年 十一月十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	松江重久	安政五年二月	廿五年 二月二十三日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	櫻井高尙	安政二年六月	全 三月二十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	白倉通倫	嘉永五年五月	廿三年 十一月二十五日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	山室元吉	安政元年十月	全 三月二十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	藤澤正啓	嘉永五年五月	廿三年 十一月二十五日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	千石學	嘉永二年八月	全 十一月十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	野田直幹	弘化三年五月	廿三年 十一月十四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	有馬四郎助	萬延元年二月	廿四年 八月二十日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	神谷彦太郎	安政七年一月	廿六年 九月二十六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	福原三儀	嘉永三年三月	廿八年 七月二十五日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	矢部太一郎	安政三年七月	廿四年 二月二十四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	隔山利吉郎	嘉永二年三月	廿八年 七月二十五日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	坂口兼資	安政三年七月	廿七年 九月十九日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	楠木原政澄	安政四年四月	廿八年 七月一日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	小池浩輔	天保五年十月	廿三年 十二月廿四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	甲斐秀成	天保五年七月	廿五年 十月十三日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	河俣政幹	嘉永四年十月	廿六年 十一月廿五日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	八木秀太郎	萬延元年十月	廿八年 八月一日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	鈴木和介	安政二年十月	廿四年 十一月十二日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	新妻駒五郎	安政二年十月	廿三年 十一月十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	奥川恭安	嘉永六年二月	廿三年 十二月二日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	千頭正澄	嘉永六年三月	廿四年 五月二日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	小河滋二郎	文久三年五月	廿六年 九月二十六日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	福田純一	嘉永六年三月	廿六年 三月十一日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	宮崎縣	嘉永五年十月	廿八年 七月十三日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	井上眞平	安政元年十月	廿三年 十一月十四日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	河俣政幹	嘉永四年十月	廿六年 十一月廿五日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	樋口一成	天保三年一月	廿六年 四月二十七日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	小池浩輔	天保五年十月	廿三年 十二月廿四日	山口縣 舊福井士族	全無
東京府	中川靜	嘉永四年二月	廿四年 三月五日	新潟縣 舊新潟平民	一〇〇〇有	東京府	河俣政幹	嘉永四年十月	廿六年 十一月廿五日	山口縣 舊福井士族	全無

該表ハ余ノ編輯ニ關ルモノナレハ固ヨリ誤謬ヲ免
 レザルベシ幸ニ之ヲ諒セラレヨ 佐野 尙白

大日本監獄協會雜誌第九拾號

明治二十八年十一月

論 說

千八百九十年一月發兌の、刑事人類學雜誌に、醫學博士エ、レジ氏「古今の弒逆者に關する精神醫學的研究」と題する論文を掲載せり、之を一讀するに、時の王侯、乃至將相の類を害し、若しくは、害せんとしたる、古今の犯人を、精神病學の理論より、觀察したること、極めて面白き研究なるが故に、茲に全文を意譯して、本誌の餘白に投ず、文中括弧を附したる分は、總、譯者の注意なり

岡田朝太郎特別會員法學士
帝國大學助教授

●古今の弒逆者に關する精神醫學的研究

エ、レ、ジ

刑事人類學と、精神病學との間には、互に相關聯する事項尠なしとせず、此の種の事項の研究は、一舉二科學を益するの利ありて、甚、興味ある事業たり

弒逆者の如きも、一面には、刑事人類學の所説に、比照して、論究する事を得ると同時に、他の一面には、之を臨床的に、觀察するとを得て、(精神病に關する臨床上の鑑別を謂ふ)所謂一舉にして、該二科學を、益す可き事項の一なりと、謂はざる可からず

刑事人類學の方面より、弒逆者を觀察するの事は、嘗、辯護士ラッシ氏の、之を企てたる所なり、氏は千八百八

十五年、羅馬に開きたる、第一刑事人類學の會議の席に於て、國事犯人に關する、有益なる報告をなしたる事ありき

余は別に、精神病學の方面より、之を觀察研究せんとの考を起し、年を閲する三、内外の同業、及、同志の贊助を得て、今日までに、蒐集し得たる古今弑逆者の材料は、八十餘名の多きに達せり、其の間、犯人一身上の逸話、若しくは、歴史上の奇談、一にして足らずと雖も、余は、總、此等の談話を、省畧し、專、精神病學の眼を以て、其の精神狀態を論究するに決せり、法醫學乃至病名學上、豈、寸益なしとせんや

前述ラッシ氏は、弑逆者を三に大別して、第一種を、癡狂弑逆者、即、宗教其の他に誘發されたる精神錯乱中に、罪を犯したる者とし、ジャン、シャール、ジャック、クレマン、ラバイアック、ポルトロ、ダミアン等を、此の中に列せり、右ジャン、シャールは、余の同僚中、之をアンリ三世の弑逆者なりと、認むる者ありと雖も、當を得たるものにあらず、次に、第二種を、名聞弑逆者、即、他人に名を知られ、己を誇らんとの一念に、罪を犯すに至れる者とし、ギトオ、及、バツサナントを、此の中に配し、第三種を、願望弑逆者と名づけ、慚しも、精神に異常なくして、高尚なる獨立心、乃至自愛心に基き、或は國民の疾苦を、憤慨するの餘に出で、或は歴史上の名譽ある事例に挑發され、若しくは、來世に於てのみ期すべき、自主平等を願ふの念に驅られて、罪を犯すに至れる者を總括し、カルロツオ、コルデ、ヴェラ、サツスリ、ソロヴィフ等を、此の種の者と斷定せり、(此處に列擧する弑逆者の犯行、并に原著者の、之に對する意見は、後に見ゆ)

右の分類は、一見間然する所なきが如き皮相ありと雖も、其實、區別の標準を、心理証候の一点に藉りたるが爲めに、完然のものとなす克はざるなり、畢竟、輒近の精神病學者の間に、專、行はる、臨床上の觀察を以て、

種々の點より、考察するの外、他に良策ある可からず、臨床的に觀察する時は、同じく、弑逆者の名を冠せられたる者の中にも、種々の異同あるを知るに足るべし

先、第一着に、眞の弑逆者と、偽弑逆者とは、明に之を區別せざる可からず

爰に、一定の状態を有する精神に驅られて、特に王侯の類を直指して、之を弑したる者に至りては、眞の弑逆者と謂ふを得と雖も、精神の錯乱し、錯乱せざるに論なく、別に被害者の王侯たるを、必糧とせず、漫然之を噎したる者の類は、斷然偽弑逆者と認めざるを得ず

右に所謂、眞の弑逆者の中に、列するとを得るは、凡、左の如き人物なるべし

(1) ポルトロ(メレと字す)。新教の大敵を噎して、樂土の往生を遂げんとて、ギーズ公に、重傷を負はせし者、(茲に云ふギーズ公は、佛蘭西の名家ギーズ家二代の主なり、アンリ二世の代に、全盛を極め、後シャル、十一世の位に即くに及び、頗る往時の勢威を喪ひしが、猶、新教の敵と成りて、舊教派と、屢、花々しき合戦を爲せり、ポルトロが、公を、銃殺したるは、千五百六十三年、公がオルレアンなる、舊教派ユグノの軍を、撃たんとす、準備最中の出來事なりき)

(2) バルタサル、ゼラール。舊教の義侠なる殉死者となり、犠牲となり、且、上天の福を獲るの人とならんとて、ギーヨム、ド、ナッソを殺したる者、(ギーヨム、ド、ナッソ、綽名を、緘默王といふ、千五百四十四年、和蘭王の位に即けり、千五百六十七年の頃、公然新教の信者たるを宣言してより、大に舊教派の恨を買ひ、ゼラルに暗殺せられしは、千五百八十四年、和蘭國デルフトにての事なりき)

(3) ラバイアック。羅馬法王に對する宣戰を支障し、法王の府を、巴里に遷さんの企を止めんとて、アンリ

四世を、暗殺せし者（佛王安リ四世は、千五百五十三年の生、大王中興の主、良アンリ等の綽名ある名君なり、ラバイアックの兇刃に墮れたるは、千六百十年五月十四日の事なり、是より先、千五百九十三年に、ポール、パリエルと名くる者も、之を刺さんとして、死に處せられ、翌年には、本論の始、ラツシ氏の分類中に掲ぐるマヤン、シャートルも、之が暗殺を企て、遂げざりし事蹟ありとす、寔に、喬木疾風の歎なるべし）

(4) ダミアン。一切の財を散じ、國內の安寧を回復せしめんとて、小刀を以て、ルイ十五世を傷けたる者、（ダミアン、字はロベスピエール、フランソア。佛國アラ附近の産、始は兵士となり、後には、他に雇はる、王を害せんとして、負傷せしめたるは、千七百五十七年、恰も王がベルサイユ宮を、出でんとする途端の事なりき、後、バリグレブ園にて、死に處せらる）

(5) アンリ、ラドミラル、及、カルロット、コルデ、共和政府を救はんとて、コロ、デルボア、及、アラを撃ちたる者、譯者は、アンリ、ラドミラルの履歴を詳にせず○カルロット、コルデは、千七百六十八年、佛國アルマヤンテンに、貴族の家に生まる、千七百九十三年七月十三日、マルラの家に至り、大事の密告すべきありと稱して、之を入浴中に墮したり、同年同月十七日、死に處せらる○マルラは、瑞西ブロードレの産、佛國革命の當時、過激黨の首領と仰がれ、過激黨中、最、過激の人物たりしは、人の熟知せる所なり、マルラは、著名なる政客なるのみならず、醫學理學、其の他に關する著述夥ならず、時に、千七百八十七年に、刑法の腹案と題する一書を著し、死刑廢止論を主張したる事ありしが、後、反對黨を擯くの上、盛に死刑を執行せしめたる事あり、寔に興味ある事蹟ならずや○コロ、デルボア、始は滑稽戲の俳優、後には、佛國有數の政事家、革命當時の名士なるが、遭難の日時は、余今は之を知らず）

（未完）

(6) エーメ、セシル、ルノオル（女子） 生命を犠牲に供して、王政の復讐を圖らんとす、害をロベスピエールに加へんとしたる者（茲に所謂、ロベスピエールは、ダントンに反對して、佛王ルイ十六世に、死刑を宣告せしめ、己も、亦、千七百九十四年七月二十八日、政友二十二名と共に、刑場の露と消えたる、佛國のロベスピエールの事なり）

(7) ド、バリ、レチ。ルイ十六世の死を復讐せんとて、短剣を以て、ル、ベルテエ、サン、ファルジオを刺したる者、（ル、ベルテエ、ファルジオは、同姓クロオドの嗣子、千七百八十九年、巴里より選ばれて、貴族議員となれり、始は王黨なりしが、後には、共和黨に變じ、ロベスピエールと共に、ルイ十六世に對する死刑の宣告を賛成せし一人なり、加害者ド、バリ、レチは、近衛兵にして、暗殺は、ルイ十六世の死に處せらる、前夜の事なりき）

(8) フレデリック、スタアブ。神託を受けたりとなし、世界の平和を回復せんとて、ナポレオン一世を弑せんとしたる者

(9) カル、サン。政治上、宗教上の奉公心に駆られて、コツエブユを殺したる者（コツエブユは、千七百六十一年、バイマルに生まる、露西亞、獨逸、佛蘭西の間に、名を知られたる政事家、並に文學者なり、千八百十九年、アンハイムなる自宅にて、難に遭へり、嘗、ライプツヒにて、遺著を合刊したるに、四十四冊の多きに達せりといふ、嗣子は、海軍士官となり、種々斯道の爲めに、有益なる發見を爲せりと）

(10) ルウベル。佛蘭西全土を、ブウルボン家の覇權より、脱せしめんとて、ペリ公を暗殺したる者、（ルウベルは、巴里の産、馬具職を業とせり、ペリ公は、ルイ十八世の姪、觀戲の歸途、難に遭へり）

(11) アリボオ。ルイ、フィリップの虐政を斷つと稱して、之に發砲したる者、（ルイ、フィリップは、千八百三十年八月九日、佛王の位に即けり、平和事業の、ナポレオンとまで、稱揚されたる明君なりと雖も、其の勢の盛

なりしだけに、之に反抗せんとするの徒も、少なからざりしにや、身を危くしたる事、前後七回の多きに及べり、アリボオの事、年月を詳にせず)

(12) オルシニ。 羅法王の味方、伊太利の敵となれる、ナポレオン三世を、弑せんとしたる者

(13) ギトオ。 神命并に、政治上の必要に出づと稱し、大統領ガルフィールド(合衆國第二十の大統領)を弑したる者

(14) バツサナント。 世界をして、舉げて共和制たらしめんとて、手に社會黨の紀標を附し、一躍オンベルト王を刺さんどせし者

(15) ヒュレロ。 神命を受けて、本國の仇を報ゆと稱し、バゼエヌに、死を與へたるもの、(バゼエヌ字は、フランソア、アキル、現世紀の始の、佛國陸軍大將)

(16) オーベルタン。 佛蘭西の惡才を除くと稱し、フェリ(大統領)に發砲したるもの

(17) ガスニエ。 獨佛間に、開戦せしめて、永久の平和を回復せんとて、獨逸公使某を殪さんどしたるもの
余が第一種の弑逆者に屬すべしと信する者は、凡、右に例示するが如き者を謂ふ、而して、第二種の者、即、僞弑逆者に就いては、左の者等を適例とせんか

マリオッチ、及、ブルラン。 兩人共に、王の馬車に向かひて、發砲したる者なれども、眞に之を弑せんとにはあらずして、止、他人をして、己の名を知らしめんとしたる無謀者なり、故に、マリオッチは、故に、地上を狙ひ、ブルランは、豫、銃丸を除きて、發射したる事實とす

以上畧述せる眞の弑逆者と、僞弑逆者とを、比較するに、第一種に屬すべき者は、何れも、特に王侯の類を目標

して、之を せんとする考を有する者のみなりと雖も、第二種に屬すべき者に至りては、特に、王侯を以て、被害者と定む可き必要あるにあらず、名を貪るの手段に、偶然之を指定したるものにして、前者は、王侯たるが故に、之を殪さんどの目的に出で、後者は、名を博せんが爲めに、其の手段として、王侯にても、殪さんどの考に出づる、一大差別あり

斯の如きは、大差別あるが故に、第一種の者こそは、眞に弑逆者の稱を附して、細心研究するの價値あれども、第二種の者に至りては、尋常一様の精神病者たるに外ならず、彼の誰彼の差別なく、途上に出會する者を殺傷し、若しくは、由來、人の抱腹を招くに過ぎざる、無稽の訴を起さんどて、議會の席を乱雜する等の癡呆と、類を同じうするものなり

右に所謂、僞弑逆者の事は、畧して、復、之を喋々せず、以下、專、眞の弑逆者に對する卑見を一言せん
(未完)

●獄務の統一

龍 涯 生 稿

刑罰は、須く、公平ならざる可からず、彼に厚うして、此に薄きが如きは、國家刑罰權の基本を、戕害するものなり、一視同仁の旨義を以て、今日の文明を、誇負顯揚するの詞なりとせば、此の點より觀察するも、刑罰の公平を要する、亦、照乎として明かなり、況、彼の蒙昧時代に在りては、種族政治の結果として、刑罰權は、專、會長の手に蹂躪せらるゝの跡あるをや、若、今日にして、刑罰の不公平ありとせば、予輩は、之を先代野蠻の遺物となし、刑罰權の行使は、一私人の手に歸したるものと、公言するに憚らざるなり、自由刑の起源も、

亦、恐らくは、此の點よりして、其の發達を促進せられて、今日あるを効せるならむ、故に、自由刑執行の局に當たる者、亦、宜しく注意する所なかる可からず

近來、治獄社會に在りては、到る所、獄務統一の語、喧傳せられ、殆、一の流行語と、化成したる觀なきに非ず、是、乃、刑罰公平の意義より、胚胎したる語句にして、我輩固より、之を贊助頌揚するを嫌はず、然りと雖も、獄務の統一は、如何なる範圍に止むべきか、公平と統一とは、必、一致するものなるか等の諸問題を、研究するに非ざれば、恐らくは、獄務統一の眞義を誤り、刑罰不公平の惡結果に陥らむ、我輩、今、便宜の爲めに、之を左に分論して、識者の誨を請はむと欲す

第一 刑罰の公平と獄務の統一とは、必ずしも相一致したるものにあらず

獄務の統一を歸したりとて、刑罰の公平を得たるものと稱ふるは、所謂規矩的の理論と謂はざる可からず、統一必ずしも、公平ならず、公平また必ずしも、統一と謂ふ能はず、場合に依りては、不公平の處置を施す者こそ、却りて、其の實公平を得たるものと、謂ふべけれ、何とならば、公平とは、主觀的より觀察したる語にして、犯人刑罰長權相感の度は、刑罰を行ふべき場所、位置、年齢、貧富等に依りて、異なるが故に、同一の犯罪に、同一の刑罰を科したりとて、公平を得たるものと、謂ふ能はざればなり、之に反して、統一とは、客觀的に觀察し、一樣なるの意義を言ひ顯はせば、公平とは、全、別問題に屬し、其の結果より觀來たれば、或は公平を得たるものあらむ、或は、不公平なるものあらむ、なれど、毫も統一の意義を缺くものに非ず、果して然らば

第二 獄務の統一は、如何なる範圍に、止どめ置くべきか

の問題起こらむ、絶對的に、之を擴充して、諸般の治獄事項として、悉、統一ならしむるも、差支へなきか、我輩は、之に答ふるに、刑罰の公平は、動かす可からざる、行刑の一大原則なるを以て、其の公平に矛盾せざる限りは、統一を保ちて、其の公平を期せざる可からずと、謂はんと欲す、故に、獄務の統一は、公平を得ることの範圍内に止どむべし、畢竟、獄務の統一と謂ふと雖も、其の公平を得んが爲めの趣旨に外ならず、這般の意義を玩味せば、公平を得べき程度に於て、獄務の統一を計るの至當なるを、悟了するに難からじ

又、實務より、之を觀るも、治獄諸般の事務をして、悉、統一を歸せしむること能はざるべし、何とならば、獄舎の建築、作業の種類、風土氣候の異變等は、各地ともに、一樣ならざるが故に、統一を計るは、殆、不可能の事と謂ふべし、況、是等の統一を計らむとするは、其の公平を失ふものあるをや、此の故に、我が政府は、全國共通の監獄則を編成し、その統一を計ると雖も、間、各地方の狀況に由りて、多少酌酌を爲し得べき餘地を存せり、例へば、在監人の食糧をして、米麥のみに限定せしめず、作業の種類、服役時間をして、細則規定外にも、及ぼすことを得しめ、嚴寒の地方に在りては、足袋を給與することを得しむる等、一に公平の原則に基かずんばならず、加ふるに、監獄巡閱の設備ある間、典獄の召集あるが如き、亦、皆、この一端に外ならず

既に、各監獄に依りて、多少酌酌を爲し得べき餘地を存せしむるにも拘はらず、之に依りて、内規若しくは、標準の名稱の下に、極めて緻密に、諸般の事項を規定し、之に依準せしめんと欲するが如きは、其の當を得たるものなるか否か、之を換言すれば、如何なる事項を、絶對的に統一ならしむべきか、是、宜しく、研究を要すべきものならむか、

先、我輩は、左の二點を以て、全然統一を爲すべきものと信ず、乃

(一)直接に、囚人を遇すべき方法は、同一途に出でしむべし、

獄衣、食物、就寝起床時限の如き、各地に異同を生じ得べきものを除く外、(是等は、監獄則にも、その異同あるべきを認めれば、内務大臣の認可を経て、變更することを許せり)凡、遇囚法の何たるに拘はらず、同一ならしめざる可からず、例へば、看護書籍制限の如き、端坐法の如き、服役時間の如き、入浴度数の如き、荷、囚人を制御するに足る所のものは、悉、同一轍ならしめざる可からず、否らざれば、恐らくは、公平を缺くに至らむ

(二)行狀視察の方法をして、同一ならしめざる可からず、

行狀視察法の異同は、遇囚上、偉大の關係を及ぼすものなり、視察法の異同あるが爲め、或監獄の囚人は、容易に、其の利益を享受することを得るも、他監獄は、否らず、僣差俯仰、一世を曠しうするも、賞表一個をだに、得ざるが如き、不公平を生ずるの嫌なしとせず、今日にては、行狀勘査内規ありて、略、一定せりと雖も、若、階級制度を採ること、せば、標點を付するの法等は、緻密に規定し、全國共通のものど、なざしめざる可からず

若、以上の二點を外にし、他のものを、悉、同一ならしめんと欲することは、到底不可能事たるか、否らざれば、同一にしたること、却りて、公平を缺如するものなれど、明はざる可からず

今日の規定にして、最、遺憾を感ずる所のものは、監獄建築法の標準なきことは是なり、是等は、地方氣候の如何、地積の如何等に依りて、悉、同一ならしむること能はずと雖も、多少其の標準を一定し、刑罰の苦痛、相感の度をして、一樣ならしむること、亦、必要ならずや

氣候の如何に依りて、變動あるべき建築法、若しくは、獄衣の給與法、日晷の長短に依りて、變動あるべき就寝起床時限、地方の狀況に依りて、變動あるべき食物の給與法、服役の種類、程度は、宜しく、該地方典獄協議會の議事に附すべきものにして、是等は、其の關聯したる地方に於て、成るべく、同一の方法を採ること、最、必要なり

要するに、獄務の統一なる觀念は、常に公平の觀念と、相離れしむべからず、統一を期すべき事項と、統一を歸すべきものに非ざる事項と、之を甄別せんと欲せば、一に公平を得るに足るべきか、否かに依りて、之を分かち、若、公平を缺くべきものぞせば、統一を歸すべからざるものに屬せむ

我輩今日、この治獄社會慣用語の爲めに、盡感せられ、治獄庶般の事項をして、統一ならしめんと欲する者あるを慮り、茲に一言して、當局者の注意を請はんと欲す、

雜 錄

●十級俸以下の看守長

(廢止の風説あり)

看守長は、一定の服裝を、着用せざる可からざるとは、警部と同じ、其の制あるにも拘はらず、官給ならざること、亦、警部と同じ、薄給の者、争でか、其の費に

堪へむ、是を以て、十級俸以下の警部、看守長を廢し、其の最下級を、九級俸に止めむとの議、昨今その筋に、起ると聞きぬ、一刻も早く、此の説をして、眞ならしめんこと、希望に堪へず

●曾、看守長看守副長たりし者の看守採用方

(初任俸給必ずしも、八圓と限定せず)

逡査採用規則には、初任は、必ず八圓とすべき旨を、

規定するに依り、従ひて、警部警部補たる者を、逦査として、採用する際には、十圓若しくは、十二圓を給することを得るの規定を、必要とすれど、看守に在りては、否らず、何人雖も、苟、其の技能ある者と認めれば、便宜九圓俸、十圓俸を給することを得べしと、某當局者は語られぬ

●遺体解剖に就きて

(成るべく、公官立醫學校病院へ、回送するを要す)

遺体解剖に就きては、曩に、太政官達を以て、官公立病院、又は醫學校へ、送付し、實驗の用に供せらるべき旨、布達あるも、近來何故か、現に引取人なき遺体あるにも拘らず、其の手数を厭ひてか、一向病院學校へ回送せずと云ふ、僅の手数の事にて、醫學社會に、非常なる利益を、與ふることなれば、當局者は、夫々注意ありたさるなり

●身分帳中行狀表工錢の記入方

(現役一百日未滿に對する分)

行狀表工錢、一日平均の欄には、料定工錢を以てすべき旨、通牒ありたるも、現役一百日未滿の者に對して

令を案するに、第一第二は、素より、然らざるを得ずと雖も、第三第四の、陸海軍滿期の下士卒を、無試験にて採用するは、治獄の本体より論ずるときは、聊、憾みなさにあらず、尤も陸海軍に従事したるものは、看守唯一の必要條件たる規律には、克く遵守するも、監獄の事は、規律のみにも、偏倚すべからざれば、採用の際に當りては、續密の注意あるを、第一とす、願ふに、逦査採用規則に、陸海軍下士卒を、無試験にて採用することに改められたるは、戰餘是等を救護するの策と、且、戰爭後の民人、殊に除隊の兵卒、及、軍夫等の取締上、裨益あるが爲めなるべし、而して、爰に、又、看守採用規則を、同一の標準に依らしめられしは、下士卒救護の一策と、看守欠員補充の必要とより、出でたるものならんが、治獄の法は、威武を以て、抑制することは、最、嚴禁とす、今や凱旋兵士の意氣、天に冲せんとするもの、如し、之を統御して、純正なる良看守とし、行刑の適實を期せんとするには、當局者に、一層の注意を要す

●採用規則改正に就きては教習生を定員外となすべし

は、實取工錢を以て、記入することに、定まれりと言ふ、茲に謂ふ、實取工錢とは、實際収入を爲したる後に於て、定まるべき工錢にあらで、収入を爲すべき豫定の工錢を、意味することなりと謂ふ、各府縣とも、多少疑義のあることなれば、茲に一言す

●携帶乳兒への差入

(乳兒へも、差入を許すことに定まれり)

食物の差入は、獨、刑事被告人のみなるが、携帶乳兒にして、疲勞せる者、若しくは、増食の必要ある者の如きは、一々監獄費を以て、之を給與する能はざる事情あり、且、之が差入を請ふ者あるに至りては、監獄則に明文なきを以て、拒絶するが如きは、刑人ならざる乳兒に對して、其の當を欠くものあるに似たり、依りて、被告人と全じく、之が差入を許すことに、定まれりと言ふ

●看守採用規則改正せらるる

(其の撰を誤るなかれ)

看守長試験採用の範圍に就きては、當局者間の希望もありしが、般般訓令第十七號を以て、其の範圍を擴張せられ、逦査と、同一の比較を執られたり、茲に其の訓

(其の筋の奮勵を望む)

看守教習生を、定員外とするの必要なるは、監獄社會一般の輿論なりしが、今、又、前項に述べし如く、下士卒を、無試験にて、採用するおと、なりたるを以て、益、教習生定員外の必要を生ぜり、現今執行せらるる、教習の實況を見るに、各監、皆、看守人員不足の爲め、教習生と雖も、主として、實務に従事し、實務と教習との主客を、顛倒せしめ、假令は、一日中八九時間、實務に従事せしめ、教習には、僅、二三時間服せしむるのみ、且、其の實務は、教習規則に云ふ所の實習にはあらずして、皆、各個獨立の勤務なれば、いづれか、教習生やらん、いづれか、一人前の看守やらん、一見辨すること難く、勤務の上より見るも、責任の上より云ふも、教習生は、只、名のみにして、其の實なきもの、如し、又、其の僅々二三時間の教習にても、教科書の一定せざると、教官の人を得ざるにより、其の効果の如何は、吾人の觀念にても、甚、氣遣はしきものなきにあらず、此の如き有名無實の教習を爲さしむるは、素より、當局者の注意如何に、依るべきもといへ、亦、看守定員の不足より生ずる、止むを得ざるの結果に、

出でたるもの多し
看守教習の如何は、治獄上、最大關係を及ぼすものなるを知らば、教習生は、定員の外に置き、相當の時間、適切な教科書、熟練の教官を備へて、教習の實を揚ぐるを要す、殊に、陸海軍下士卒等の、無試験採用のものに在りては、特に、紀律整然たる教習の必要あり、監獄の改善、再犯の防制等、之を口にする人多しと雖も、未、其の根據たる看守教習の法十分ならざるは、吾人の、誠に遺憾とする所なり、吾人は、此の期に際し、一日も速に、教習生を、定員外とするの訓達あらんことを望む

● 巡查俸給増加の説よ就きて

(看守は如何)

頃日、新聞紙の報ずる所に依れば、巡查の俸給を、十圓以上とする、詮議あるかの如し、果して、かくの如き説、事實なりや、否やを知らずと雖も、吾人は、新聞紙上散見せし所に依り、聊、懸望せずんばあらず、巡查看守の兩職たる、從來の關係より見るも、亦、職務性質、及、組織の類似せし點より見るも、敢、伯仲なし、然るに、往々巡查を先にし、看守を後にす、今、巡查俸

たるの憾みななき能はず、今や治獄の事、漸く進みて、監獄に在りては、不十分ながらも、共犯の隔離に注意し、悪謀の媒介を防ぐに、汲々たり、然るに、彼等が、第一階級に入る所の、而かも、未、悪念長せずして、矯正するに、難からざる時期に於て、収禁する留置場にして、此の如きものあるは、再犯防遏上、一大欠點とす、爰に、其の留置場収禁の一例を擧ぐれば、一房僅、四疊敷、其の中には、醉餘、命を聞かざる田舎漢あれば、學校の歸途、同輩と争喧せし、天真爛漫の少年あり、文久錢堂文に、勝負を賭したる、漁夫あれば、悍惡奸暴、監獄を常住とする窃盜、若しくは、賭博あり、是等一房に、團樂し、喧々囂々、其の語る所、吾人の想像だに、及ばざる所なり、其の外、衛生の法、檢束の法等、筆にするも、恥かしきもの多し、素より、留置場は、いづれも、房數少なく、且、看守たる巡查も、定まらずして、豫備巡查位に、折々の見廻りを爲さしむるが故に、凡の事、此の如しとす、故に、監獄の改善は、留置場より初め、其の改正の第一着は、建築の標準を設け、戒護檢束に關する規程を定めて、犯罪の媒介を防ぎ、看視を嚴密ならしむるを要す、其の他凡の

給増加の説、(仮令、虚説に止まざるも)新聞に顯はれたりと雖も、未、看守俸給増加の説を聞かず、若、巡查増給の説にして、眞ならば、看守の増給も、同時に詮議あるを要す、巡查に増給の必要あらば、看守には、尙更増給の必要ある、巡查看守の勤務の難易、其の職責の輕重は、衡を要せずして、識者は之を知らん、然れども、悲しいかな、看守の職務は、重に内部のみなれば、巡查の如く、世人の耳目に觸れず、甚しきは、府縣の長官と雖も、克く之を知らずして、巡查補欠の難を唱ふるも、看守に、欠員の幾何あるを知らざるの有様なり、是等は、當局者の注意に依ることなれば、巡查看守の待遇を、平等ならしめんとせば、當局者に於ても、心を用ひざるを得ず、爰には、只、巡查増給の風説を聞きて、看守の、又々後廻しとならんことを恐れて、一言しぬ

● 警察留置場よ就きて

(小監獄の設備を要す)

犯罪の嫩芽たる短期の囚人、若しくは、其の未、監獄の味を帯びざる無垢の被告人を、拘禁する警察署の留置場を見るに、其の構造、其の施設、一見犯罪養成所

事、其の筋にて、十分監督あるにあらざれば、いかに、監獄のみに、力を盡さるゝと雖も、再犯防遏の効を、期すること能はず

● 携帶乳兒

(生育に注意すべし)

携帶乳兒の顔色を見るに、多くは、蒼白瘦立し、彼の愛らしき美貌あるもの、稀なり、其の原因を聞くに、乳母の食料の關係よりして、乳汁の性質、充分ならざるが故に、發育を防ぐと云ふ、又、乳兒の顔色も、多くは、是に原因すと聞けり、若、乳兒を携帶入監せしむるは、乳養せしむるの主旨なることを知らば、相當の注意を爲し、彼が生育を謀らるべきものなるべし

● 惡疫流行豫防の爲め病者を

減すと云ふ

(素よりかくありたし)

本年は、各府縣とも、虎列拉病豫防に汲々として、在、監人も、少し計の、腹痛下痢等あるときは、直に病室に移し、治療に怠らざりしが爲め、惡疫豫防の効を奏したるは、言ふまでもなき事ながら、其の結果として、各府縣監獄とも、病囚の數は、平年より、大に減少せ

と云ふ、平常に在りては、少しの消化器病の如きは、只、藥を與ふるのみにて、別に使役を休ましめず、治療も、自、簡易に済みしもの、よしなるが、本年此の如き好成績を得たれば、將來の醫治上に、一大改善を爲すと云ふ

● 擊劔會として他縣への出張

(定員の不足なるに)

巡查看守ども、擊劔の達練なる人々は、處々の歡迎會とか、招魂祭とかの餘興に催す所の擊劔會へ、招待せられ、武術を試み、各賞品等を授與せらるゝを、名譽とす、武術獎勵の上、且、軍人優待の上より見るときは、嘉みすべきことなれば、非番休日杯には、繰り合せ、出席するも、敢、不可とする事にはあらざるも、中には他府縣までも、出席せしむる爲め、公務出張を命じ、相當旅費を支給せらるゝ處ありとか、看守定員不足にも拘らず、又、經費に餘裕あるにもあらざれば、是等は、あまゝり、極端に走りたるものにはなきかと、或人は語れり

● 浦課長

(近日其の途に上ると謂ふ)

浦課長は、近日の中、東京集治監を始め、近府縣監獄

聞かれても、理論のみ、警察の事は、滔々如録、事情の通否、夫、此の如し

◎ 徒勿言他 自己の過失に依り、其の責を、受けたる者、諷つて、他を顧み、一の權衡談を爲す、見苦しどや、言はむ

◎ 比較進歩 進歩は、凡、他と競争するより、盛なるはなし、然れども、他の非行を見て、我を注意せず、痛々するは、愚の極

◎ 名士疑獄 西に三浦將軍あり、東に濱野ヒナノ偽將軍あり、世人は、西將軍の刑輕きを厭はず、東將軍の刑重きを嫌はず、是、豈、偶然ならむや、云々と、何等の妙言、然れども、忘るゝ勿れ、監獄は、一視同仁

● 本會より巴里列國監獄會議

呈出したる書冊(加地鈔太郎氏調査)

兼て會員諸彦の御賛助を蒙り、許多の資を投じて調製し、巴里の列國監獄會議に呈出したる、佛譯大日本刑獄沿革史、監獄諸規則、并に監獄圖、囚徒動作圖は、彼の國にて、非常の喝采を博し、大に我國監獄制度の整美を、世界に吹聴するの好材料となりたることは、

巡閱の途に、就かるゝと謂ふ、炯眼明察、如何ばかりか、監獄の前途に、明光を放つべきぞ、その概況如何は、聞込み次第、報導することあるべし、因みに記す、集治監へは、印南監獄課員其の他、庶務局員二名、全行する筈なりと云ふ

● 山口縣監獄の巡閱

(四國巡閱の序を以て)

四國地方の監獄巡閱として、出張せられし、坪井課員は、其の序を以て、山口縣の巡閱を命ぜられたりと云ふ、氏の歸京は、本月中旬頃なりと云へば、巡閱地方、監獄改善の模様を聞くを得ば、讀者に報することあるべし

落葉片々

◎ 典獄交迭 其の頻繁なるは、甚、不可なり、然れども、十年間も、勤積せしむるは、假令、情弊なきも、治獄舉からず

◎ 府縣長官 には、監獄の事情を通曉せしむるに、勉むべし、兎角長官の、監獄内情を知らざる爲め、不利益多きを見る

◎ 知事諮問 會に於て、監獄の事を言ふものなしと、

小河氏の通信にも見え、又、彼國の新聞雜誌等にも、散見する所なれば、諸君の疾に知らるゝ所なりと信ず、今回巴里より到達せる、佛國監獄協會雜誌、本年分第七号を見るに、復、之に關する論評を掲げたり、御承知の如く、先々本會は、列國會議に提出の序を以て、佛文翻譯の書類、并に囚徒動作圖を、更に版刻して、各國の有名な監獄協會、及、監獄學者に寄贈したり、されば、右の雜誌に掲ぐる記事も、專、此の寄贈所に依りて、作られたるものと知らるゝ、こは同協會の評議員元判事、ヅヒアル氏の筆に成りたるものなり、夫の列國會議に提出したる書類に付いては、奇特にも、編制委員會副總裁、上院議員、テオフェル、ルーセル氏か、總會議の劈頭第一に於て、右書類に基き、我國監獄の狀況を、丁寧に演述し、會員一同に、我國の監獄制度を紹介せられたり、此の演述の趣旨は、未、會議の議事録を得ざれば、之を知るに由なきも、何れ近日、其の到達を待ちて、讀者に之を報道する時あるべし、閑話休題、借、ヅヒアル氏が、論評せる所は、別に差したる價值あるにあらず、單に日本刑獄の沿革は、歐洲諸國と、同一の軌に出づるがごとしとて、其の重な

る點を摘記して、現今の進歩に至れる途行を略述したるまでなれば、事々しく、茲に之を譯出するの要なきに似たり、因りて、唯、異なる節、一二をのみ、左に掲ぐ、本會か、第一に不審に堪へざるは、彼の國人か、本會より、列國會議を初めとして、右協會にまでも、寄贈しつる書類を、日本政府よりの寄贈と思ひ誤り居ること、是なり、此の論評にも、亦、しか記しあり、又、他の新聞雜誌杯にも、斯く記せるを見たり、是、併し本會に取りては、寧、慶ぶべきことなり、何となれば、偶、以て本會の此の舉が、如何に有益にして、且、價値あるかを、トすれに足ればなり、但、是は、該書類に添へたる書簡を披見すれば、すぐ分かることなれば、別に氣づかふにも及ばざるべし、扱、右の雜誌に言へるあり、曰はく、千八百八十八年、日本監獄協會は、元巴里日本公使館書記生宇川氏、及、元監獄局員にして、今は同會の、最、顯著なる幹事長佐野氏に依りて、創設せられぬ云々と、佐野氏の名、如何に彼國人に尊敬せる、かを知るべし、又、曰はく、該協會は、爾來監獄のあらゆる進歩、あらゆる改良に盡力せざるなく、就中千八百八十九年發布の、帝國新監獄則の編纂には、最初

より與りて、大に力ありとすと、本會は、毫も斯る虚事を告げたることなし、然るに、斯る推測的の記事を爲すは、寧、彼が本會を、如何に重要視するかを知るべし、又、曰はく、此の大なる規則は、出來得べき丈、正確に、歐洲諸國の最新の規則を模寫したり云々、我會に送られたる、東京の囚徒の手に成れる繪本を見るに、其の監門、巡邏道、浴場より、佛教の教誨堂に至るまで、歐洲に於て、見る所のものを、模寫したるがごとし云々と、蓋、彼の如く感ずるも無理ならずと云ふべし、終に至り、免幽閉を、一種無類の制度なりとして、之を奇とし、特に其の説明を掲げたり、安ぞ知らん、現今佛國に施行し、而も今回列國會議に於て、隨分議論の種たりし「トランスポルタション」(流竄と譯せり)の制に依れば、殖民地に移さるゝ囚徒には、之に類する方法を、適當とすとあるとを

萬國監獄會議派遣委員 小河氏通信

●本會特別會員清浦氏への書狀

謹啓滯暑之初に御坐候處、閣下、益、御健勝可被爲在、

奉敬賀候、次に、私事、不相變、無事會議の義も、開期十日間にて、愈、去る十日閉會相成り、幸に、委員の任務も、先、首尾能く、相勤め終はり候間、乍憚尊意被安度、實は、兼て御承知被下置候通、佛語皆無不案内のことに候間、縦令、譯官の附添有之候も、萬事に付け、定めて不首尾不珍義と、覺悟罷在候處、意外にも、佛國委員の如才なきと、外國委員、殊に、獨逸に、佛國委員の厚情とに頼り、何事も、上々の首尾、公私と、非常の面目を施し、始終大得意の方に、有之候、尙、私當地に於ける、用向の義も、五六日内には、略、終了可致見込に候間、終了次第、直に白耳義に向ひ、出發致し、同地に、二週間程滞在、夫より、伯林に罷越し、可申筈に御坐候

非常に仕合せ致し申候、ク翁よりは、此の中、閣下に宛て、書面差上げ候由に付、多分既に御接手相成候こと、奉存候、スタルケよりも、閣下の御事ども、色々御噂致し申候、ク翁も、當時は、モアビートの典獄を罷め、内務省専務と相成り、其の位置は、司法省に於ける、ス翁の位置と、同等に有之候由にて、両氏の關係は、何處となく、東西兩關の如くに、両々相競ふ所、有之哉に見受けられ申候、是等の事況は、親接の上、追ひ、分明に相分り可申と、被存候、ヤーゲマンは、全く一個の老(善き意味の)學者たるに過ぎず、實務には、左程精しからざる様、思はれ申候、會議中、ス、及、ヤの両翁は、第一部(刑法制度に關する事項)に屬し、獨、ク翁は、第二部(監獄制度に關する事項)に專屬せられ申候、私義も、第二部の所屬に有之候ひしに付、常に、ク翁の傍にて、教へを受け申候、第二部には、白耳義のヌチーブン翁なども、相見え、此の翁、なかの代物にて、常に部の「フーンリッヂ」を占め申候、議事は、第一部と、第二部と、最、盛況に有之、別けても、「トランスポルタション」の利害、及、囚徒は、工錢を受くるの權利あるか否かなどの問題に

獨逸よりは、スタルケ、クロイチ、ヤーゲマン等の諸氏、政府委員として、參會致し、殊に、ク翁の如きは、トホヤラ、參會無覺束哉の書面の趣も、有之候ひしに就き、思ひ設けざることとて、一層歡びを感じ申候、右三氏とも、何れも、其の名前丈は、既に熟知の人に有之候間、初對面にも拘はらず、コチラで懐かしく思ふだけ、アチラでも、亦、其れ丈、萬事懇切に、世話致し呉れ、

就いては、甲論乙駁、随分目覺ましく、壯士的に、議論の花を咲かせ申候、佛國は、我が國と同じく、刑法に於て、工錢給與の規定有之候に拘はらず、實際は、決して有權的とは、解釋放し居らざる趣に有之、昨日も、當地監獄局長訪問の節、談此のことに及び候處、局長も、無論恩惠的に、之を解するの至當なるを、信ずとの意見に、有之申候

佛國にて、調査上、最、利益を得候様、相覺候は、「アントロポメトリー」人相測人の研究に有之、是は、實地研究の上、一層大に、其の有益なることを、相感じ申候、是は、少くも、我が警視廳位にては、是非實行せられ候様、切望に有之、再犯豫防、少なくも、再犯確知には、目的の效果可有之と、確信仕候、巴黎にても、本法實施以來、非常に英國渡來の拘摸を驅除するの効果を奏し候由に、有之申候、尤、之が爲め、少なくも、七八人の掛り官警視廳なればは、必要可有之候に付、多少の經費は、相かゝり可申、器械類は、僅に百圓内外にて、相求め得らるべき筈に御坐候

佛國にても、目下刑法改正案審査中のことは、夙に御

會調査委員)と、來往したる日を回想するおどに、愉快の念に堪へず

何事に依らず、余の爲し得る限は、喜んで、貴命に應ずべし、嘗、日本監獄協會より、贈與せられたる書類は、之を一讀して、妙なからざる利益を得たり

貴下の寫眞は、謹みて、拜受せり、余の寫眞は、小河君に托して、貴下に送呈すべし

ドクトル森田君、及、加地君に、宜しく傳言あらんことを望む

余は、三年以來、内務省監獄事務の指揮を擔任することとなり、余の業務并に責任は、一層の重きを加へたり、余輩は、徐々に、而も一定の畫策を立て、左の原則に従ひて、犯罪に對する戦闘場裡に前進せり

一、保護者なくして、犯罪の虞ある幼年者には、時期を誤らず、永續すべき教育を施すこと

二、秩序ある生活に、復歸するの望なき再犯者をして、永く社會に害を加ふる能はざらしむること

三、一時の出來心を以て、罪を犯したる者は、自、其の非を覺らしむる方法を以て、之を處刑し(獨房)且、他の犯罪の感染を防遏すること

承知の義に、可有之、有名なる刑法學者、レブネー氏は、即、此の起案者に有之、幸、同氏も、委員として、會議に列席致し候に付、種々其の意見を聴くおどを得申候、草案中、監獄に關する事項は、大畧調査致し候に付、筆作の上、追つて、御參考の蛇足に供し、可申積に御坐候云々

右者、御伺旁、概略申上度、如此に御坐候、恐惶謹言
七月十六日
巴黎ニテ
小河滋次郎

清浦閣下
小河滋次郎

●本會特別會員清浦氏へ獨國モロ
ビット分房監獄典獄博士クロチー
氏よりの書簡

畏敬する清浦貴下
小河氏の來航は、余の、甚、喜ぶ所、余は力の及ぶ限り、氏の研究を補助せんことを期す、余は貴書を落手するの後、直に一書を氏に致したれども、尙、巴里會議にて、面會の上、委細談合すべし
余は貴下か、余に對する有情の切なるを喜ぶ、貴下、及、ドクトル森田君(警視第三部長)、及、加地君(本

千八百九十五年六月廿六日、伯林ウエー、ニウルンベルグル街、第二十五乃至第二十六號にて
樞密政府顧問官、モワビット分房監獄典獄
博士 ドクトル、クロチー

●本會特別會員清浦氏へ紐育
監獄協會よりの通信

紐育監獄協會

拜啓、過日紐育監獄協會にて、事務委員會相開き候處、其の節、全會一致を以て、貴下を、日本名譽通信委員に、撰舉致候に付、此の段、及御照會候

右に付、今茲に、本會の報告書、其の他の書類を、贈呈申上候、就ては、爾後本邦處刑上の事務に關する通信と、貴國處刑上の事務に關する通信と、互に交換して、各、其の要を知悉するの便を、得んとを切望致し候

貴下他に御關係の事業も、可有之、御多忙の際、定めし御迷惑の事と存候へ共、何卒、右、名譽通信委員上任の儀、御承諾相成り度、拙者本協會委員會に代り、又、一個の資格を以て、此の段、奉懇願候頓首
千八百九十五年三月二日

○監獄主産 岡山縣那須喜四郎氏の著作に傳り、非賣品とす、題獄の如く、氏は選徳法違犯の科に依り、八十日の輕禁錮に處せられたる者にして、其の入監中に於ける感誦行為を叙列したるものなり、流石は、教育ある人士の事とて、監獄に對するの觀念、俗社會に超脱したるものあり、全社會の人士、少なくとも、此の如き、監獄思想にあらば、吾人社會に取つて、まことに、他山の石たるべきに、惜しいかな、僅に、二三手に過ぎざるのみ

譯

我、協會醫に金玉の投寄を切望せしに、諸氏の精勵なる、奉務の餘暇、尙、寄稿の勞を執らざるを咎まれざるより、常に紙上に推展し、自然掲載の機を失ふの憾なき能はず、是に於て、編者は、非常の英斷を以て、未、嘗、前例なき反譯をまてし、六號活字として、力の及ばん限り、多く掲載するの便を圖れり、諸氏幸に之を諒し、益、發奮する所あれ

◎巴里第五回列國監獄會議事要錄

調查委員 加地鈔 太郎譯

列國監獄會議は、其の第五回を、本年六月三十日午後四時を以て、巴里のソルボンヌ大學 神科文科及の大講堂にて開かれぬ、來り會するもの、列國會議員を始めとして、朝野の顯官紳士幾百といふを知らず、大統領フエリ、フオール氏、特に臨席し給ひぬ、内務卿イレユ氏議長の席

臨みて、其の名を登記せしめり、シュフロー氏は、列國會議議長の資格をもて、更に順次各部に到り、其の役員選任のこゝを、執り行はしめられたり

因に曰ふ、從來列國會議の議題は、其の性質に依り、刑法、監獄、及、預防法の三類に別ち、各類を、一部となし、會議員の好む所に任せて、其の屬する部を定めしむ、議題は、先、各部の會議に於て、之を議決し、然る後に、其の議決を、總會に出だして、討論せしむ、是、毎會の常例なり、而して、今回は、右三部の外、更に幼年者の部を増し加へたり、蓋、幼年者の犯罪の預防、及、懲治に付いては、社會の安寧に、重大の關係あるをもて、特に、別段の部を設けて、深く之を研究するの必要を認めたるが爲めなりと云へり、會議の順序、右に述ぶるがごとくなれば、部會議は、總會より、其の議事親切にして秘密なり、されば、部會議の議決が、八分通は、總會の容るゝ所となれること、決して、怪しむに足らず、因りて、各議題の議決を記すにも、亦、此の順序に據るべきなり

●第一部 刑法問題

此の部の事業は、最重要なるものと多きが故に、深く刑法の法條、及、法理に通するものにあらざれば、之を究むる能はず、されば、會議員中の法律家を問ひし人々、即、内外の政治家、裁判官、法科大學教授、辯護士等は、皆、此の部に集ひたり、殊に、目立ちて見ゆれば、一名の伊國婦

にあり、坐定まるを待たず、一場の演説を爲し、列國會議の過去、及、將來に於ける功勞の大なる所以を述べられぬ、其の演説ぶりの熱心にして、且、流暢なる、拍手の音、喝采の聲に、幾度か中絶せざるはなかりけり、次に、列國監獄委員會副議長此の委員會は、平常列國監獄會議に關ル市に常設せられたボリス氏の之に對する演説あり、先、佛國に對し、此の度の旋旆を謝し、且、自己の意見を述べ、中に言へり、曰はく、そも監獄改良の事業は、獨、政府のこゝのみならず、社會と共に、爲すべき務なり、監獄の學は、徒に犯人を目途とすべからず、能く犯人外に於て、其の原因を尋ねるを努むべし、蓋、罪惡は、人間と社會との共犯に出づるものなればなり、云々、拍手喝采の間に、此の演説を了れば、辨々たる音樂の音と共に、愛に散會を告げられぬ、而して、外國の會議員は、特に大廣間に導かれて、大統領に、講を賜はりぬ、七月一日午前九時列國會議員第一回二たびソルボンヌの會場に集りて、役員を選任を發行ひける、ボリス氏選に議長となり、兼て委員會にて、列國會議を開かるゝ國の、監獄當局者をも、列國會議の議長となすべしと、決議したるに基き、佛國內務省監獄局長シュフロー氏を推して、第五回列國會議の議長にせばやと言はれければ、各人いひて、異議のあるべき、滿場一致をもて、可決せられぬ、シュフロー氏立ちて、挨拶を兼ねて、一場の演説あり、監獄改良の事業は、慈愛心と、科學の合同一致によりてこそ、能く仕遂げらるべけれ、この趣旨を、熱心に述べられたり、然る後、役員を選任を行はれぬ、議長は、シュフロー氏の外に、尙、三名、副議長は、學國次官ブラウランベレンス氏を初として、外に九名、其他、書記長一名、同副長二名、書記三名、皆、それぞれに、指定せられ、當日は、是にて散會し、各員は、自己の欲りする部に

人の、法學博士の稱號をさへ持たざるが、此の列に加はり居たるふことなり、此の部の問題入つありしに、浮浪、及、乞丐罪の成立要素に、關する問題と、少女の賣淫に關する問題とは、他の部に關聯する所あるをもて、其の部に移すふことなし、之を取除きたれば、殘れる六の問題に付、最、秘密に、研究せられたり、

○第一回、二たび、同一の罪を犯したる者に非ざれば、再犯者と看做すべし能はざる、

刑の加重は、新に再犯あるべきに、累増せざるべからざる、

部會議の議決
 (第一)、再犯は、場合の輕重に依り、總般譯者曰ふ、前に處罰を受けざるは、其の罪の性質種類如何を問はず、總て之を再犯とすべしとすことと云ふ、以下割註は皆譯者の注意を、特に、對して、乃、前後の罪用類似する場合に、又は、時の條件、前に處刑せられたる限り、再犯とすべしと云ふ、

(第二)、二たび罪を犯せば、再犯とせざるべしと云ふことを得いふ、恰、再犯に對する時効と云ふべきことなり、從ふべきを得

(第三)、其の處罰は、左の諸點を、斟酌せざるべからず
 (一) 刑の累増の加重割合を、漸々増し果むることと云ふ

但、次の例外を除く
 (ロ) 生業的犯罪者には、他より重き刑、此の刑の種類は、各國の刑法を科すること

(第三)、裁判所は、例外的減輕の情狀あるふことを認知し、且、理由を示したる、明白なる判決を以てするにあらざれば、右、第一の規則外に出づるふことを得ず、
 法律は、短期刑の適用を防ぐため、特別の最下限刑官をして、是より下すふことを得ざらしを定めざるべからず

(第四) 第二の場合には、其の科せられたる刑罰の性質、及、犯罪者の邪惡の度合に依り、裁判所が、生業的犯罪者なりと、決定し得べき處罰の度数の制限を、法律を以て定めざるべからず

總會議の議決、部會議に同じ

○第二問、最、廣潤なる意義に於ける流寓の法流寓とは、徒刑罰を、噴するの法を刑罰の正當なる方法中に、加ふるべきを得るか、若、然りせば、如何なる特別の効用を、充たすべきものなるか、

部會議の議決、流寓の法は、其の種々なる形象種々の仕に於て、既に實施せられたる改良、及、尙、實施し得べき改良に依り、大罪に對する長期刑の執行、并に慣習的犯罪者、及、頑固なる再犯罪者の懲罰の爲め、必要あるものとす、

總會議の議決、部會議に同じ

○第三問、一國は、他國に於て、爲したる刑の宣告に、幾分の効力を與ふることを得るか、此の問題の意は、例へば外國にて、對奪公權を宣告するものとして、取扱ふが如き、本國に来るときは、尙、公權を失へるものとして、取扱ふべきやと云ふにあり

部會議の議決

(第一)、普通法の重罪輕罪に對し、自國裁判所の爲したる刑の宣告に依り、受けたる無能力公權剝奪停止は、當然何れの國へも、其の人に、附隨し行くものと、なすことを望む

(第二)、外國にて、普通法の重罪輕罪の爲め、處罰せられたる内國人は、内國にて、處罰せられしならば、必、申渡さるべきものと、同一の失權、無能力、及、停止を、内國にても、受けしむることを望む、○現時の國際法上の狀況にては、本列國會議は、此の失權、無能力及、停止をして、外國の裁判宣告の、直接結果ならしむるべきを求めず、

ては、國庫の特權と、併び行はるべきものなり、

(第六)、本列國會議は、犯罪者が拘禁中、作業により、得たる利益金の一部分を、被害者に還給するか、又は、別段に、罰金の金庫を設け、其の取入よりして、刑法上の犯罪の被害者に、救助金を與ふることに付、提出せられたる發議は、最、嚴正に、審査すべきものなりと決す、然れども、此の問題を、直に決定するには、之を鑑定するに、十分なる材料を有せざるが故に、其の精密なる調査は、之を次回列國會議に、譲るべきものと決す、

總會議の議決、部會議に同じ

○第五問、刑法に、重罪、輕罪、違警罪の、三種の區別を維持すべきか、若、維持すべからずとせば、如何に、此の區別を界すべきか、

部會議の議決

(第一)、二種の區別、重罪輕罪を合したるものを、一種とせば、學理的、及、合理的區別なし、

(第二)、此の區別を採用したる國に對しては、其の廢止を勸むべからず、

(第三)、然れども、犯罪の種類と、裁判所の種類との間に、關係を有たしむるの必要あり、此の關係を有つには、犯罪の第一種を、更に大罪小罪、又は、重罪、輕罪の名に於て、區分するの要あるべし、故に、此の三種の區別は、其の維持の必要を、証するに足る、實際的性質を有するものとす、

總會議の議決、部會議に同じ

○第六問、最初提出の第六問、及、第七問は、他の部に譲ることとなり、之を以て、第六問、之を削り、第八問は、第六問とせられ、法律は、如何なる種類の、刑法違犯に對し、如何なる條件、及、如何なる

犯罪者の邪國の裁判所が、特別なる手續に依りて、之を申渡されんことを、望むものなり、

(第三)、裁判官は、新罪が、自國にて、犯されたるとき、其の刑を定むるに付いては、實、外國にて、言渡されたる刑罰をも、考慮加重の情を、考慮することを得べし

總會議の議決、部會議に同じ

○第四問、犯罪の被害者は、近世の法律にて、犯罪者の爲し得べき、損害賠償を得るに付、十分に保護せられ居るか、

部會議の議決

(第一)、刑法の法制は、從來爲ししよりは、一層被害者に與ふべき賠償を、保障するの必要に、注意する所なるべからず

(第二)、民事原告人の訴にして、正當なりと認められたるときは、民事原告人は、決して、裁判費用の負擔を、言渡さるべきを得ず、既に檢事の爲したる公訴へ、單に附帶して、出訴したる民事原告人は、假令、敗訴することあるも、其の出訴より、生じたる費用の負擔を、言渡さるべきを得ず、

(第三)、裁判費用免除の利益は、刑事裁判所にては、被害者に、之を附與することを得べし、

(第四)、檢事は、重罪又は、輕罪の訴追に當たり、其の起訴したる裁判所へ、無費用にて、被害者の損害賠償の訴を、提出せざるべからず、但、檢事は、其の訴を受理、又は棄却するに付、隨意的決定を爲すの權あるものとす、

(第五)、被害者に與ふべき賠償は、犯罪者の、動産不動産に對する一般の、先取特權を與へて、之を保障すべし、此の特權は、裁判費用に付い

る程度を以て、左の方法を、採用するべきを可とするか、

(イ) 裁判官が、非行をなしたる者に、刑の宣告の代りに、告戒又は數罰を爲すの方法、

(ロ) 裁判官が、罰金又は禁錮、或は其の他の刑を宣告すべし雖も、犯罪者、更に、復、處罰を受けざる間は、其の刑を適用すべからずと宣言して、其の執行を停止する方法、

部會議の議決、刑法上に於て、裁判官が、告戒、及、宣告後、刑の執行停止を適用するは、殆、同一の結果に導くべし、故に刑の執行停止に、尙、告戒を加ふるの要なしとす、

初會議に、刑の執行停止を適用するの能力を、刑事裁判所に附與するの法律は、最、知られたる善良の規定なりとす、

總會議の議決、部會議に同じ

●第二節 監獄問題

此の部は、最、議題多く、隨ひて、又、重要な事項も尠ならず、其の會議員の如きも、皆、各國の高名なる監獄專門家ならぬはなし、例は、獨逸には、スタルケ、及、クロイツの両氏あり、白耳義には、ステグアレン氏あり、伊太利には、セルツ氏あり、佛蘭西には、プエイパローグ、ニエフル、ニエー等の諸氏あり、而して、小河氏も、此の部に屬し、其の十名の副議長の一員に、選ばれたり、

○第一問、囚徒の骨格測度の方法を、普及統一し、且、此の事に關し、各國互に、協議するを可とせし得べき條件を、調査するを要するべし

部會議の議決、囚徒骨格測度の方法を、統一するに付、各國の間に於て、速に、協議を遂ぐるに至らば、大なる利益あるべし

總會議の議決、部會議に同じ

○第二回、女監には、作業、紀律、及、食物に關し、男監の爲めに、設けたるものと、甚、異なりたる、特別規則を適用するを相當とするか、婦女には、特別の刑例を、適用するを相當とするか、

部會議の議決、身体的の點よりするも、道德的、及、心意的の點よりするも、男女の爲め、各、異なりたる規定を、規則中に設くるは、正當にして、且、必要なりとす、

豫審の繼續中は、完全なる分房拘禁の法を、適用せざるべからず分房拘禁の原則は、刑期の如何に拘らず、婦女の爲め、之を採用せざるべからず

母たる婦女の爲めには、別段の監舎又は、特別の區畫を設くるを要す、總會議の議決、第二項、第三項を棄却し、之に代ふるに、左の議を以てす、他は、皆、部會の議決に同じ、

紀律を緩にし、及、食物を改良するの規定を、規則中に設くるを必要とす、

○第三回、刑期中、作業を義務せざる所の、自由刑者の刑を採用し得べきか、

凡、監獄の作業は、秩序、豫防、勤善、及、衛生の原素として、緊要缺くべからざるものにあらざるか、

總會議の議決、手工は、通則としては、總ての自由刑者の刑の爲め、義務的ならざるべからず、

總會議の議決、部會議に同じ、

○第四回、囚徒は、工錢を受くるの權あるか、
工錢は、各回徒に屬すべき一部分と、賞與の名義を以て、功勞の大小

部會議の議決、一般の紀律、及、改後の爲めには、各、最悪者の選擇を、爲すべきものとす、

總會議の議決、部會議に同じ、

○第八回、瘋癲病に罹りたる囚徒の刑期計算は、左の場合に於て、如何なる原則に依り、之を爲すを要するか、

(ア)瘋癲病に罹りたる囚徒が、監獄中に屬する特別病室に、入れられたるべきか、

(ロ)瘋癲病に罹りたる囚徒が、通常の瘋癲病院に、移されたるとき、部會議の議決、瘋癲病に罹りたる犯罪の、刑期計算は、左の時間を、算入せざるべからず、

第一、監獄中に屬する、特別病室に入れられたる時間、
第二、普通の瘋癲病院に、移されたる時間、

本間に關し、更に左の二件を決議せり、
法律、分房にて、刑を執行するの條件を以て、裁判宣告上、定まりたる拘禁の期を、短縮することを許すに於ては、本列國會議は、瘋癲をして、假令其の疾病中、雜居の制に従はしむるも、尙引續き此の利益を受けしめたる意見なりとす、

又、本列國會議は、第六列國會議、第二部の議題中に、左の二問題を加へられんことを希望す、
第一、囚徒の精神上の状況を、醫術上、断せず、監察するべきを得しむる爲め、如何なる規定を設くべきか、

第二、治療上の需用をして、刑罰の主義に、適合せしむるには、瘋癲囚に供用する病室、若しくは、獄舎は、如何に之を構成すべきか、

總會議の議決、部會議の議決を採用せり、

るものに、與ふべきものを除くの外は、先、同一種類の、囚徒の給費に、充用せざるべからざるか、
部會議の議決、囚徒は、工錢を受くるの權なし、國家は、囚徒に賞與を給するは、利益あるものとす、

總會議の議決、囚徒は、工錢を受くるの權なし、囚徒に給する賞與は、官署の決定に放任せず、一般の規則を以て、之を定むべきものとす、

○第五回、囚徒をして、希望心と、恐懼心とを起さしめて、之を勸誘するには、賞與を増加するを、可とするか、
部會議の議決、監獄制度の如何を論ぜず、列國會議は、賞與を増加するは、望まじからざることを認む、

總會議の議決、部會議に同じ、

○第六回、紀律上の懲罰は、如何なる方式、及、如何なる條件にて、之を言渡し、且、之を適用するを要するか、
部會議の議決、

(第一)、獄内に貼出したる規則を以て、重なる犯則を豫定し、及、各種の懲罰を、指定せざるべからず、

(第二)、懲罰は、嚴格に、捜査をなし、且、囚徒の口供を聞取りたる後に於て、言渡さるべからず、

(第三)、言渡書を以て、其の懲罰を科する期間を、知らしめざるべからず、

總會議の議決、部會議に同じ、

○第七回、一般の紀律、及、囚徒の改後の爲めには、最善者、若しくは、最悪者を、選擇するを利益ありとするか、此の意は、囚徒中最善のものに利益ありとするか、又は最悪の者を、然らず、のみを擧げて、他に設くるるを、利益ありとするか、云ふにあり

○第九回、從來監獄制度に於て、囚徒改善の爲め、身体運動の影響に、十分注意したるか、
若、十分之に注意せずせば、如何なる方法の採用を、勸告すべきか、

部會議の議決、第二部は、囚徒の作業の能力を、維持すべきものは、作業にして、体操にあらざるの意見なりとす、

總會議の議決、部會議に同じ、但、總會議は、身体の運動は、全世界に於て、其の必要を喚起するものなれば、此の問題を、次回の列國會議の議題に、加ふることに決せり
(未完)

萬國監獄會議の景況

本年六月、巴里府にて開設せる、萬國監獄會議の景況如何は、既に吾人新道者の知らんことを、漸、今にして、其の報に接すること、頗次たり、中に就き、最、簡明なるワールド協會報告を、把りて、之の意譯を試む、

印南於苑吉識
ワールド協會

千八百九十五年巴里府に於て、開設したる萬國監獄會議は、五箇年毎に、開かるべきものにして、其の第五回に當れり、第一回は、千八百七十二年、倫敦に、其の二回は、千八百七十八年、新德設爾に、第三回は、千八百八十五年、羅馬に、第四回は、千八百九十年、彼得堡にて開き、會議すべき事項は、獨、監獄に關する問題のみならず、殊に、犯罪の豫防、及、放逐者處分等に對する問題に就きて、議するものとす
巴里の會議は、佛國政府、及、人民よりして、其の都市を賑はしむるに、幾多の問題に依り、非常なる利益を得るに依りて、最、多くの注意を得たり

佛國政府、及會議

佛國大統領フェリクス・ブナラウ氏は、公會に臨みて、外國派遣委員に、一々挨拶したり、氏は、又、エリシエー館にて、委員を招待し、内務大臣(レリケウエ氏)は、能靜を以て、開會の辭を述べ、司法大臣、大藏大臣、及、外務大臣は、警視總監其の他の貴顯と共に、其の會議に臨席し、中には、間續いて其の會議に、出席したる者をも見受けられ、政府は派遣委員に對して、最、親密なる接待態度を爲し、佛國監獄協會も、亦、エイヘル塔に招待して、警廳を爲し、巴里市會は、進んで、多額の接待費を講決し、巴里府廳にて、巴里市民の有力者と共に、招待を爲したり、かゝる招待あるときには、毎々貴顯より、音楽、國旗其の他の裝飾物等の爲めに軍隊を派せらるゝを常とす

佛國監獄局長デュフロイ氏は、(最、信用せる秘書官ボレル、ロゼン、ザワイロ二氏に依りて助けられ)會議に關し、出來得る丈の便利を與へられ、政府も、亦、進んで、巴里其の他、近傍の監獄、感化院、慈善教育所、職業學校の觀覽を許し、終りに、其の姓名を印刷したる、美麗なる賞牌を、各委員に頒ちて、二週間、親密なる交情を結びたる、離別の紀念物もなし、共に別れの惜みたりき

會議の模様

會議を分ちて、四部と爲す、乃、第一部、刑法に關する事、第二部、監獄制度に關する事、第三部、犯罪豫防に關する事、第四部、幼年囚に關する事なりとす、毎日午前は、佛國大學にて、此の部會議を開き、午後は、同大學に、軒を接する、ソルボンヌ講堂にて、本會議に、取掛かれり、斯の如く、二會議は、各、其の目的を異にすも、共に、自己の職責を全うしたり、この二の建物は、市の、最、首要なる地位に在り

監獄巡覽

委員は、巴里附近の監獄、及、感化院を巡覽するふを許され、其の中、サンテイ監獄に於ける、看守學校に、頗、注意留目する者ありたり、該學校は、毎年四十八名の看守長を、二回に分ち、一回二十四名とし、各州の監獄より召集し、六ヶ月間、學術の教育と、實務の訓練とを、併せ行ふものとす

近時の經營に係る、モンテツツン感化院を巡覽するに、四百名の子弟あり、或委員は、説教所、若しくは、禮拜堂の設備なきを悲み、之を尋ねたり、斯の如き成童に對して、一もその必要を感じずと答ふ、ガルクヌ、ラヌコイ氏(露西亞)は、感激して曰はく、説教は、昔に、其の説教を爲す時のみ、必要なりとせず、常に、如何なる場所にて、必要なるに、宗教的の訓導なくして、如何に、その目的を達せんぞ欲するかと(未完)

通信

巢鴨監獄建築落成式

佐野 尚報

去、明治二十四年五月以來、新築工事中なりし、府下巢鴨監獄(本會雜誌第六十號に圖解あり)落成式は、去十月十九日午後一時三十分より、全聖樓上、第一教誨場の大廣間に、舉行せらる、來賓は、清浦司法、松岡内務の兩次官、蜂須賀貴族院議長、三浦東京府知事、芳野東京府會議長、横田司法省民刑局長、三好大審院長、南部控訴院長、春木警事總長、古莊東京地方裁判所長、各府縣知事、東京府會議員、内務司法兩會高等官、

て、學生研究所の中に存在し、會議の休憩時間、各々、其の目的とすべし、專門の智識を蓄へん爲め、集ひ來る學生を觀るも、亦、一興なしとせず、會議場より、數歩を隔て、有名なるクレーニイ館あり、中古の建築技術と、好奇とを以て、滿たされ、亦、古羅馬の遺風を窺ふに足れり、僅に、小丘を登らむと、ソルボンヌの上に、パントオンと名づくる所ありて、高き大伽藍と、歴史上の石碑とを會く、若、數歩下れば、ルザンブルクの、華麗なる公園ありて、遊客を待つ、會員は、會議の間、常に此の場所にて、暑き午時を避くるを例とす、何とされば、議場は、日光を受けて、赫灼たればなり、この公園は、華麗を以て飾り、嚴肅を以て粧ひ、中に古風なる草花並ありて、目を怡はしめ、蔭多き森林、綠青々として、滴らんとする芝生あり、加ふるに、人工を以て、時々雨ふらし、清鮮なる水煙を迸出せしむ、ノートル、ダームの伽藍、ザウスチーヌ館、サント、シャッペル館、其の他、歴史上有名なる建造物は、僅に數分間にして、達し得べし

殊に、異、利益ありとす所のものは、各委員の用務の閑、毎日小集會談話會を開くに在り、之に依りて、故友は、舊交を温め、新來の客は、友儼を覓む、世界各國にて、多少勢力を有する、多くの會員にして、而かも、會期を延長し、親密なる交通を爲し、「平和なる會議の特質を顯はし、和氣雅々たる中に、無事閉會を告げたる所以のもの、豈、故なしとせば、此の會議に參集したる、各國政府委員は、凡て、其の數、七百五十名以上に登りたり、また以て、其の盛況を、推知するに足れり

會議に於ける政府委員

(佛、英、獨、露、白、米等二十五箇國より、派遣したる委員の姓名を掲載しあれど、餘り必要とも、思はれざるに依り、之を會く)

警視總監各部課長、東京、并近縣地方裁判所判檢事、典獄、及、監獄職員、其の他、技師、技手、教誨師、大日本監獄協會會員等、無慮一千名にして、芳川司法、野村内務兩大臣は、當日重なる招賓なりし、公務の都合にて、式には出席する能はず、後、餘興の席に及びて、野村内相のみは、來會せるを見受けたり、式場席定まるや、園田警視總監は、先、登壇して、左の祝詞を朗讀す

明治二十八年十月十九日、警視總監巢鴨支署、建築其の功を竣ふ、乃、朝野貴紳の貴禮を辱し、茲に之を落す、抑、當署は、監獄石川嶋支署に代ふるものにして、夫の且川嶋支署たる、其の位置、固より以て、罪因を置くべきの處にあらず、且、其の房舎たる、寛政二年舊幕府の營造に係り、設備宜しきをを得ず、加ふるに、年所を経るの久しき、漸、朽腐に屬す、是、即、移轉と、新築との、已むを得ざる所以なり、本廳風に此に見るあり、乃、明治二十一年、其の移轉を經畫し、之を府會に諮る、府會、亦、翕然其の舉を贊同し、之が費額四十三萬餘圓を可決し、而して、國庫も、亦、額内拾萬圓を、補給せられたり、是に於て、地を此の巢鴨に相し、之を二十四年に起し、爾來五年、茲に始めて成るを告ぐ、規模の宏壯なる、構造の嚴整なる、獄制百般の改良に於て、大に便宜を與ふるのみならず、亦、罪因をして、自、反正の念を起さしむるものあらん、蓋、當署をして、此に至るを得しめたる所以のものは、他なし、政府獎勵の篤きと、府會議員諸君の、翼賛の功なるに、職由せずんば非ず、是、小官が、深く銘刻して、措かざる所なり、今より後、職員と共に、夙夜匪懈、益、職務改良の實を擧げ、以て國家に報答する所あらんことを期す、職、卑言を述べて、諸君に謝し、且、今日の典を祝すこと云ふ

警視總監從四位 園田安賢

次に、監獄署長山下房親氏は、全監獄新築の沿革に付、演説せる主意に云はく

予は、今日此の盛典を祝するに當り、當建築事業の委員長として、簡短に、石川嶋監獄を、此に移すに立至りし、沿革を叙へんに、御存知の如く、石川嶋監獄は、舊幕時代に成りたる者な、引繼き來りし者なれば、其の衛生上、監視上に、不都合なるは、云ふ迄もなし、依りて、之を去る明治十九年、一たび平井新田に、建築するの議を、總監より、府會に提出せし事ありしも、當時疫流行の餘、府會は多額の費用を支出する能はずとて、排せられ、遂に、警視廳は、全案を撤回するの止むを得ざるに及びたり、然れども、必要は、遂に此の事業を止めしむる能はざるより、明治二十一年一度の府會には、續いて、之を提議したるに、土地の適否、費用の多寡、國庫支辨の如何に就き、議論多く、尙、之を決定するの運に至らず、越えて、明治二十二年、更に當地に、六萬餘坪の地所を求め、四十一萬三千圓の費用を以て、建築せんとの議を提したるに、府會は、審議の末、遂に之を協賛し、年々國庫より、五萬圓宛を支出し、工事は、三年間に、落成せしむべき豫定を以て、之を創始する事と爲り、諸事準備の上、明治二十四年五月より着手し、今同滿四年三月月を以て、之を落成するを得たりと

夫より、全建築計畫主任技師妻木頼黄氏は、其の建築工事に關し、演説せる主意に云はく

予は、當建築の計畫主任として、仔細に、其の設計工事に付、陳述したき事、多けれど、時間に限りあれば、其の要を摘み、第一に、計畫の概要、第二に、構造の概要を摘み、第三に、工事の概要に付、之地所狭き爲め、止むを得ず、二階三階と爲せる者も、少ならず、又、通例扉の板は、平直なる者なれども、今は、之を橢圓形とせざるは、開きたる箇外より、直に、扉の内外を洞見するが爲めなり、第三、工事の概要は、明治二十四年五月を以て、之を始め、分業受負の工事と爲ししが、始終熱心に、盡力せられたるは、技師山下、田中、橋本等、十餘名の諸氏にして、深く、予の感謝する所なりと

次に、芝野東京府會議長は、代りて、登壇し、左の祝辭を、朗讀す刑を無利に親し、無恐に化すとは、何の謂ぞや、論議其の平を得、被刑其の紳に當り、畫地の獄、猶、入らざるを議し、刻木の吏、皆、對せざるを期し、愚俗を爲し、信厚凡て移さば、何ぞ上に對して、不敬の罪を犯し、國に關して、罪辜の刑に陥らん、其餘、身体財産に至り、篤行相持し、亦、敢て、法に觸れ、罪に罹らす、其徳の、以て有耻の格に達し、其の恩の、以て愈數の小に及ぶ、是を以て、刑措の文運、蓋、聖世を表する、虚稱の語に、非ざるを告知り

明治維新、帝都東に遷り、王政の業、細大、皆、揚り、貴戚の邸樹榭翠相列し、市家の塵語、丹碧相接し、物、皆、之に伴ふ、文運の化に暨じ、官衙の第舍、亦、其の觀を一新す、唯、石川嶋監獄のみ、寛政の舊体に依り、久しく、新營の議に上らず、十九年、其の制の今日に適せざると、其の地の、築港に關るを以て、終に、其の議を唱ふ、越えて二十四年、地定まり、議決し、翌二十五年、内務大臣の認可を得、始めて、其の工を築嶋の東に興し、構造精を盡し、壯觀を極め、黜陟丹雘、輪奐相映じて、茲に其の落成の式を擧ぐるに至る、是、當局者經營の功ぞ、府民養成の功と成ると雖ども、抑、聖世運を啓き、下を憂ふ、其の罪を惡み、其の人を惡まず、殆、貴戚良民を得たるの厚

を憐せん、先、計畫の概要は、予は其の建築費四十一萬圓を以て、果して、如何なる程度の監獄に、造り得べきか、を、考究したり、米人の語に、其の國文明進歩の度を知らんと欲せば、之を其の國監獄の現状に徴せよと、予は、此の考究に付、米國より、歐洲に入り、文明諸國、監獄の實況を觀察し來り、右の費用を以て、粗、完全にして、我國の風俗にも、適せる監獄を造り得べしとの、計畫を爲し得たり、第二に、構造の概要、予は、當監獄の構造を、一々工學の原則に照らして、之を爲せり、第一、表門は、何故に、斯く立派にせしかと云ふに、囚徒をして、一見俯仰の念を起さしめ、如何なる手段を以てするも、斯る壯大なる獄に入りては、最早逃る、能はずとの感を抱かしむる者なり、又、外扉は、煉瓦造りなるが、下は二枚半にて、頂上は一枚半、高さ十八尺なり、歐洲諸國にては、監獄署の板は、高さ十五尺以上とするの原則なるが、之は三人肩に上りて、之を越ぬ逃れ能はざるを以て、標準とすし、又、病院は、歐米の實例に依り、之を獄の右傍に設けたり、構造は、總、空氣の流通を計り、棟の下には、溝を設け、又、此の室に入りたる空氣は、上に散せしむる爲め、天井に穴を設けたり、室内の木壁を、ペンキ塗せざるは、常に之を拭除し得べき爲めなり、又、看守所は、獄の中央に設け、五方形に、之を造れり、故に、一人中央の看守所に立居る時は、五方、即、全獄の模様を洞見し得べし、之には、三方、五方形、十字形の諸式あり、原則にては、十字形を好しとする、とされども、費用に多額を要する爲め、今は、五方形とせり、房舎に、獨居房、雜居房の二種ありて、原則には、獨居房を可とする事なれども、之も、費額の都合に依り、暫、雜居房のみとせり、又、之を平房とせるは、衛生上、監視上の便利に依る者なれども、西洋諸國にては、

きを以て、之を過し、哀矜塗給、苟、其の舊を棄て、新に就き、率を以て、貴戚良民の域に復せんを欲するの至仁、實に之を致す云ふべし

世或は云はん、監獄の壯觀は、刑措の景象と、相反し、決して、聖世至仁の文運を表する所以にあらず、何ぞ、小舎舍舎を築き、囹圄空虚の景象を垂れざるかと、是、文運の虚名を貪り、潜逃私逸、上下相欺ふの災禍を、遺すの言のみ、然れども、監獄は、不祥にして、景象のものに非ず、今、此に不祥の壯觀を以て、直に、警察の感に當りては、其の感果して如何ぞや、畫地の獄、刻木の吏、猶、且、然り、縱令、下未、遽に有耻の格に達せざるも、上、其の恩の以て、縱縱刑の徒に及ぶ、至仁の聖化に由り、不祥遂に變じて、景象の壯觀と爲るや、知るべからず、誰か巨額の財を、一監獄の新營に費し、黜陟黜陟、徒に、不愈の壯觀を極め、深文刻政、遂に無辜の良民を斃り、轉、囹圄充滿の不祥を、表するに供せんや

吾、此の壯觀に對し、深く茲に感ずる所あり、來臨の諸君、幸に吾言を以て、迂々爲ます、吾其の感を同じくし、共に聖世の至仁を奉戴し、廣く警察の感を推せば、所謂刑措の文運、豈、此の監獄に望みなしと云はんや、因りて、特に茲に、斯の語を掲げて、以て集觀監獄落成の今日を祝す

明治二十八年十月十九日

東京府會議長 芳野 世經

夫より、清浦司法次官は、演説して云はく

予は、諸君の前に、一言の祝意を述べざるの、榮譽を與へられたり、抑、眞民巨万の財を費して、不真なる罪徒の保護を爲さるべからずと、

善に善ぶべき事ならざるのみならず、國の大不祥とする所なり、而して、世、又、如何に進歩すればとて、罪愆の盡きざる、所謂演の眞砂は、盡くるそのそのの旨言に異ならざる者あるも、警察司法の必要なる、宛、惡疫に於ける、消毒藥の如く、其の蔓延を禦き、之を滅するの手段ナ、以上は、亦、一國の政府、國民として、之が負擔を爲すも、萬止むを得ざる事なり、去れば、好良なる監獄を要するは、猶、惡疫に、完全なる、消毒機械を要するが如し、今や、或點より、論ずれば、欠點なしとせざるに難し、先、完全なる眞監獄を得たる上は、今後其の事に、終始ありて、其の功を奏する者、偏に、監獄警員諸氏の職責に屬す、若、諸氏にして、職責を盡くす能はざらんや、或老帝國が、鐵煙銃砲の利器を持ち乍ら、一朝戰ふや、忽、敵に破られしと、一様の事なり、予は、諸氏が、斯る失態を來たし、敵に降伏する者に非ざるを信ずと

最後に、松岡内務次官は、演説して云はく
先に、芳野氏も云はれしが如く、監獄の目的は、刑を刑なきに期し、無害に化するに在り、其の罪を懲らして、其の人を惡まず、以て善處に誘導する者なり、然れども、其の目的を達するの法、如何と云ふに、監獄の眞否は、大に其の成功如何に關し、不真なる監獄は、却りて、惡業の補習所と爲り、善其の監獄は、能く去惡善の目的を達せしむるの機械なり、當監獄の如き、教誨場、幼年修學場等の設けさへある事なれば、其の目的を達するの機械に於て、完全せりと云はざる可からず、今や監獄の事は、世界學者の、大に注目する所と爲り、本年は、巴里に、萬國監獄會議を開くに至れり、地方長官并に、地方監獄警員等も、亦、此の監獄を模範とし、更に、此の業に、力を致されんことを望

質疑 應答

近時に至りて、質疑應答の數、漸、多きを加へ、每號逼く寄贈者の好意に、酬ゆる能はざるは、甚、遺憾なりと雖も、亦、編者をして、此の遺憾あらしむ程、會員諸君の精誠なるを思はゞ、編者、豈、多謝せずして可ならむや、今後寄贈者は、左の要件を守り、多々、益、投寄せられんよとを請ふ、編者、敢、諸氏に對して、紙面を吝むと謂はんや

要件

- 一、質疑と應答とは、必、別紙に認むるを要す
- 二、文字は、何れも、簡明なるを貴ぶ

● 質疑

一 號

在青森 露 岳 生

本邦人の入監せる刑事被告人に對し、其の知己故舊の外國人、接見を請ふときは、典獄其の詳細を取調べ、果して、必要の事故と認め、且、日本國の自由に違するときは、之を許可するを得るか否か、

二 號

在青森 露 岳 生

判決附則第三十二條に依り、別房に留置するもの、引取人あるときは、

之にて、式は終を告げ、後、來賓一同は、各房舎を巡覽し、更に、警備休歇所に於ける、擊劍、及、廣庭に於ける、大綱引の餘興あり、終りて、一同設けの食場に入り、立食の饗應を受け、十分の觀を盡くして、散會したるは、全六時三十分なりき、因に、同建物の大要を記さんに、總數地六万二千百八十八坪、建築總坪七千九百九十六合、工事費概算四十一万三千餘圓、内、今日迄の支出總額三十九万三千餘圓、建物は、事務所、中央看守所、已決監、炊所、浴場、服役場、關、病監、醫務所、傳染病室、屍室、薰蒸室、官舎、合宿、別房、領置品倉庫、控所、物置、ポンプ置場、洗濯場、便器場、開室、獨居室、會議所、高見張等にして、周圍の鏡瓦屏は、高さ十八尺、長さ九百〇四間、即、十五町餘なりと云ふ

●九州典獄協議會議決案 (接前)

- 第四 一 罪前に發し、已に典獄の判決を経るも、未、首渡をなさざる中、他に犯罪を犯す場合は、俱發例を用ふるを、一定する事
- 決 俱發の例により、處分するを
- 第五 逃走者の留置貨物は、本人の請求あると否かに拘はらず、拘禁監獄へ、送致すべきを、一定する事
- 決 送致すべきを
- 第六 女監取締に、捕繩、呼子質、手帖を渡すに、一定する事
- 決 原案

(未完)

其の引取人の身分により、典獄は、許否するを得るか否か、左の二論者あり、茲に記して、讀者の高教を仰く

甲論者曰はく、典獄は、四人の主判執行中に於て、改役せしめ、再犯なからんとを努むるは、當然の職なれば、假令、引取人あり、又、警察署にても、差支へなしとするも、其の者、曾、入監して、知己となる如きものにして、夫が爲め、再犯の虞あるべしと、確信するときは、断然許可せざるの權ありと

乙論者曰はく、引取人あるときは、敢、典獄の許可權なきと勿論なり、何となれば、監視執行は、專、警察の行政事務に屬するものなるも、其の住所なきより、止むを得ず、監獄に留置するものにして、引取人あるときは、其の身分等の如何に係はらず、刑法附則第三十三條に依り、直に出監せしめ、警察署へ、引渡すは當然なりと

三 號

在青森 木 強 生

看守が、刑事被告人、又は、外役囚徒を押送中、其の囚徒若くは、被告人、違罪を犯したるときは、一面は、上官に申告し、一面は、其の地の檢事へ、告發すべきものなるか否か

四 號

在三河岡崎 材 木 迂 夫

被告人、發信文字に、不穩のこゝありたるを、司獄官に於て、其の發送を、差止むる權利ありや、今、一例を舉げんに、三人共謀犯の爲め、入監し、其の一人は、一錢の所持金なき爲め、書信を出し、又は、抗議金取寄の必要ありしに、他の一人は、之に心附き、我家に向ひて、前一人に、金銭差入方を、通報するや、或は、同房者の一人に、金銭又は食物の差入を、自己の知己に、促す等の事實を、記入しありしときのごとき、現今斯る場合等はあるべからずと雖も、多數出入の被告人なれば、

又、無しとは、言ひ難し、此の際、宜しく司獄官に於て、脱獄に止むべきと雖も、若、肯せざるべきは、断然裁判所へ、差回すして、發送を差止め、然るべき。

追て斯かる次第のとき、被告人の肯せざる爲め、監獄より、列檢事の手元へ回し、列檢事に於て、之を認可し、發送の上、金銭食物を、速に差入の手續をなしたるときは、如何の處置をなすか。

五號 在三河岡崎 材 木 迂 夫

被告人或は、輕禁錮等の定役に服せざる者の居房は、各地方とも、一定せず、或は、疊を敷きたる處もあり、或は、寢筵のみを、用ひたる處もあり、待遇上、何れが適當なるか、終日崩坐をなし能はざる者に、寢筵のみを與ふるは、少しく妥當ならざるやうに思はる、如何

六號 ちぬの浦 自情樂 童子

女監取締の頭髪は、如何なる方法に、結束するを、適當とするか。

七號 ちぬの浦 自情樂 童子

監獄則に、懲治人の賞罰規定の無きは、如何なる理由なるか。

八號 在横濱 谷 口 純 平

爰に、甲乙二名の異人種あり、(甲は西洋人)共に重禁錮一年の刑を受け、目下服役中にして、相當期間を経過したるものと、假定せんに、兩者は、入監已來、罰則を遵守し、殊に、作業に勉勵すると、他囚に優れ、日々上級科程了せり、其の狀、殆、前非を悔いたるもの、如くにして、改悛の情、尤も顯著なるものと認めらる。然るに、兩者に、左の取扱いあり。甲は、性質上、日本風の姿勢上の紀律に欠くる所あり、監房に於ては、格子又は、木板等に倚り、兩足を投げ出し、或は、最、不体裁なる安

工續給與は、科程外を與ふべき方、正當と爲すか。

十二號 長野縣 吉 川 謙 治

憲法被告事件の婦女、(逃走の念慮充分ある者)豫審判事訊問中、事實發見の爲め、醫師をして、陰部を診断するの必要ある場合に、其の間、視聽に堪へざるを以て、豫審判事は、護送看守に、暫時退庭を命じたりとす。此の時、護送看守は、逃走の虞ある理由として、豫審判事の命を拒むの權能あるか否か。

● 應 答

● 獎善道人の三問に答ふ(前號參看)

法學士 錦 岱 生

一、囚人に給與する工錢は、必しも、告示を待ちて、始めて、所有權を生ずるものに非ず、其の勞役に服するに從ひ、直に之に對する相當工錢を、受くるの權利を生ず、是を以て、其の之が保管者は、非常の變災、盜難等の場合に際しても、償却の義務を免るゝことなし

二、餘罪發覺し、尙、豫審中に屬する者と雖も、賞表を附與するに差支へなし、監獄則第四十條には、獄則を遵守し、作業に勉勵し、且、改悛の行爲著しき者

を爲し、工場に於ても、立業中を除く外、又、然り、行儀上、此の如く、不紀律なるもの、又、他に類なし

乙は、行儀、最、正し、然れども、自國の習慣を固守し、尿尾(辯髮)切斷を固絶し、懇篤警告するも、落涙合掌して、哀を訴ふるのみ敢、應せず

九號 南 洋 生

右二者の取扱は、監獄則第四十條、賞譽上に、妨害となるか否か。

犯人被二匹を携帶して、新に入監するものありと假定せんに、之に對する領置處分は、如何に爲すを以て、正當と爲すか。

將、領置法により、該歌を領置するものと爲さば、其の取扱方は、如何する方、眞能なるか。

(備考)犯人は、平生猿を役して、正業と爲し、僅に糊口を後き居るもの、如し、然らば、之を生活の資と云ひて可ならん

十號 南 洋 生

定役に服する囚人、主刑期限内、餘罪發覺せしものありせんに、該者は、檢事の拘留狀により、直に拘置監に移し、審理中、拘留し置くもの、如し、然らば、刑事被告人と見做し、其の待遇を爲すべきものなるか、否か。刑事被告人の待遇を以てすせば、作業は、本人の情願によるより外、主役無きか、高教を煩はさん

十一號 南 洋 生

定役に服する病後の囚人にして、衛生を重じ、午食休憩時に在りて、自、作業を爲さん請ふものあり、斯る場合には、典獄は、個人的情實を審察し、任意的許可すべきものなるか、果して、許可するものと爲さば、

に、賞表を附與するの規定ありて、法文中、恰、作業勉勵の一條件を、必要とするものに似たりと雖も、實際作業に従事せざる餘罪發覺者に、之を適用するも、何等の差支へなからむ、故に、此の輩に在りては、他の條件に於て、尙、真心改悛の狀ありと、確認するときは、賞表を附與して可なり

三、一旦放免したる囚人は、自己の情願に依り、再、留置人として、入監せしむるを得ず、たとひ、典獄書記に於て、職務上の失体ありと雖も、之が爲めに、放免したる本人を、拘束する能はざるなり、故に、典獄は、此の際に在りては、身元確實なる引取人を、速に搜索するの手段を取るより、致し方なからむ

● 監吏居士の質疑に答ふ(前號參看)

法學士 錦 岱 生

一、父母の喪に遭ふ者、三日免役すとは、實に、父母の死を哀悼するの至情に出づ、如何に、罪囚の身とは云へ、父母の死に遭ひたるに、尙、且、服役せしむるが如きは、實に無情の事たるのみならず、宜しく、此の機會を利用して、感化の道を計るべきなり、客觀的に云へば、其の服役を免じたるは、喪中の故

のみ、偶、大祭日と、重なることありと雖も、之が爲りに、特に、三日以上とすべしに非ず

●擲挑生の質疑(答ふ(前読案看))

法學士 狹 介 生

一、死刑の宣告を受けたる者、其の判決確定したるときは、囚人を以て遇すべし、囚人たるか否かは、判決の確定したる際を以て、之が区分を爲すべきものに非ず

二、死刑の宣告を受け、其の判決確定したる者にして、親屬故舊に、信書を發贈せんと請ふ者は、監獄則第三十三條に依り、之を處分すべし、其の制限は、一箇月に、一次なりとす

三、死刑の宣告を受けたる者と雖も、遺言することは、差支へなし、監獄は、亦、行政上の處置として、其の遺言の公安を、害せざる限りは、遺族者に告知するを可とす

●第八拾五號鉄心狂士大角生二君の解答を讀む

殺せんとする目的にして、或宴會の際、乙者に毒を盛りたりと假定せよ、然るに、其の毒の少量なるが、將、乙者が、其の前に食したるものが、慮らず、消毒となりて、乙者の生命に、差支へなかりせば、其の毒殺せんとする目的物、即、乙者が生存するにも係らず、最早甲者は、毒物を服用したるのみにて、目的を達したりと云ふを得るか、否、目的を達したりと云ふと能はざるべし、兄等よ、尙、再教あらば幸甚

●第八十七號世界愛民君に答ふ

在川越 雲 突 生

一、出題は、特に參考にまで掲げ、公判廷取締權は、警察官吏なりと、余も同感なり、然れども、看守は、被告人を押送し來り、開廷前、逕査に引渡し、開廷後、受取らんため、開廷中は、待ち居るもの、如し、故に、開廷中逃走したるときは、逕査に責任ありと、余は、絶對的反對なり、看守は、被告人を、逕査に引渡すべきものにあらず、逕査も、亦、受取るべきものにあらず、看守は、被告人護衛事務にして、逕査は、傍聽人其他、公廷内を、總て取締るは勿論なり、然れども、看守の職權にまで、立ち入るゝと能はず、故に、被告人の逃走したるときは、何れに責任あるかと問はるゝ、無論、事務護衛の看守にあるものとす

二、立法者は、罰金刑を言渡すも、赤洗ふが如くにして、完納するゝと能はず、又は、直に、完納せしむるものとするときは、刑は一身に止まること云ふ原則に背き、其の家族は、直に活路を失ふ如き場合あるを慮り、刑法第七條を設けて、一ヶ月内に、完納せざるときは、一圓を一日に折算して、輕禁錮に換ふとせしむるものなり、然れども、財産ありながら、賸餘の何ものたるを知らず、所謂世の守銭奴にして、一日の努力、能く一圓を得る能はず、寧ろ、一ヶ月完納せずして、輕禁

監獄協會雜誌政法編輯に、其人ありと知られたる、鉄心狂士、及、初見妻の大角生は、余が先に提出せし疑問に對し、丁寧に、之の解答の勞を取られたり、余は、深く兄等の厚意を謝す、依りて、讀みて、今、高説を拜讀するに、未、疑問の融然たらざるを憾みとす、否、當に憾みとするのみならず、再讀して、益、疑問を固くせり

在川越 雲 突 生

狂士は、其の目的、胎兒を流産せしむるにありと、然れども、藥物を服用すると同時に、最早胎兒は、腹中に於て喪失し、婦人は、其の目的を遂行したるものなり、試に、犯罪地は、甲地にありと、是、迷斷も、亦、甚しきなり、狂士よ、試に、考一考せられよ、たゞ、藥物を服用したりと云ふふとを得るか、藥物を服用したりとて、其の量の少許なるため、又は、其の時、身体の摸樣等のため、少しく苦痛を感じたるのみにて、流産せずして、經過する場合なきにしもあらず、然るに、藥物服用と同時に、胎兒を喪失したりとの、君の言に對して言ひたるも、敢、諒言にあらざるを知るべし、又、大角生は、流産するに至らずと雖も、其の目的を以て、藥物を服用せば、直に犯罪成立すと、兄よ、凡、社會公憤が、犯罪を理由とし、刑罰を加ふるは、普通加害の行爲あるを以てなり、然るに、胎兒を流産せしむる目的を以て、藥物を服用したるは、全、普通行爲ありたるに、相違なきも、其の胎兒の流産せずして、加害の行爲ありと云ふふとを得るか、少しく、洗思默考せられよ、論じて茲に至らば、加害の行爲ありたる結果、流産地を以て、犯罪の地とすることは、啞々として、暗夜の万燈よりも明けし、斯く犯罪地の明瞭なる以上は、裁判權に、取曠々するの必用を見ず、今、一例を掲げて之を論ぜんに、甲者乙者を毒

網の刑を受くるに如かずと云ふに至りては、飽くまでも、追徴して、出金せしめ、其の痛苦を感せしめざるべからず、然らざれば、刑法の尊嚴を欠くものと云ふべし、然れども、斯くせんとするときは、我判官は、被刑者毎に、資産を調査し、罰金を完納する能はざるか否か、審究せざるべからず、若、果して、然るときは、或は、財産差押をなし、或は、身代限の處分をなす迄に至り、實際非常の手取方煩はし、裁判事務の滞滯を來たし、得失償ふ能はざるや必せり、是、理論上、逕は理なりと雖も、到底行はれ難きを以て、現行法にては、單に一ヶ月完納せざるときは、輕禁錮に換ふるものとせしたるなり

●全 濃 陽 金 華 山人

一、裁判所公判廷にて、刑事被告人の、逃走したるときは、看守に對するものと思考す

二、罰金の言渡を受けたる者、換利を希望し、罰金を納めざるものに對するべきものに、非ざればなり

●全 長 野 縣 悠 子

其一、公廷取締の權は、警察官吏なりと雖も、被告人警護の權は、全、看守に屬し、其の間、當然分界の存するあり、警察官吏は、公廷一般の取締に任じ、出廷せる証人、鑑定人、傍聽人、其他一般に及び、公廷の秩序を維持するを努むべし、是に反し、看守は、全、自餘の責務なく、唯、被告人の警護を掌り、其の逃走は勿論、通譯喧嘩等を防退し、其の

責に任すべきなり、抑、被告人は、相當官吏の指示により、其の監獄に拘禁し、監獄規則の規定に依り、是を戒護検査すべきものにして、他官吏の關與する所にあらずと共、一朝の事變に際し、其の責を他に負はしむべきものにあらず、出題者が、在職の縣下にては、公庭内に於ける被告人の警護を以て、一に適宜に委任せるが如しと雖も、是、他府廳には、新例少なかるべし、警察官吏は、果して如何なる權限に由り、如何なる規定に基づきて、かかる責任を有する、疑なき能はず、或は、一片看守休養の厚志に出づるものなるか、知る所にあらずと雖も、蓋、餘分の心勞をなすものなり、一旦、監督に引致して、領收證を得たる以上は、一切の責務盡きたりし信すべしなり、余輩、今、妄に多辯せず、公庭の取誦を、被告人の警護と、其の間區域の存するを知らば、全然歸すべき責任は、其の何れにあるかは、明かり

●第八拾七號南陽生君の質疑第一に答ふ

在川越 雲 突 生

裁判の費用とは、刑法附則第四十八條に示す如く、豫審公判に付き、呼出たしたる證人、醫師、鑑定人、通譯人、翻譯人に給與すべき、日常旅費、止控料、及、第五十一條、第五十二條に記載したる者を以て、刑事の裁判費用とす、而して、此の費用を、犯人に負擔せしむるに付きて、費をなすものあり、曰はく、國に政府あり、政府は、常に、人民を保護するの責任を有す、然れば、國を害するの犯罪人あるに當り、之を捕へて、相當の處置をなすは、國家の責任なり、國家の責任を盡したる費用を以て、豈、犯人より、徵收するの理あらんや、故に、其の裁判に、關する費用は、國家之を支拂して可なりと、此の説大に誤れり、政府は、固より、論者の云ふ如く、常に人民を保護するの責任あり、さればこそ、政

府は、裁判所を構成し、判事、檢察官、警察官を置き、其の他莫大の費用を以て、政府自の責任を盡せられ、而して、其の責任を盡したるの後、犯人ありて、之がため、証明鑑定に關する費用を生ぜしむ抑此の費用は、社會の爲め出でたりと云ふか、將、犯人の爲め出でたりとするか、之、犯人のため出でたるも明なり、若、此の犯人にして、爲す可からざることをなされば、何ぞ此の費用を要せんや、然らば、此の費用を、犯人に出ださしむるは、當然なり、然れども、犯人が、此の費用を科せらるるに雖ども、赤貧流ふが如くにして、到底完納する實力なくして、檢察へ、相當處分を願出でたるときは、是、止むを得ざる者なれば、官にて支辨す可きものとす

●全 長野縣 惣 裁 子

刑法第四十五條裁判費用の完納、贓物の還納、損害の賠償は、刑法上を懲處分として、犯人をして、其の義務を負擔せしむべきものにして、純然たる民事の性質に屬するものなり、現今、刑法上、是等規定の存するは、寧、便宜に出でたるものと云ふべきのみ、今、本問題に於ける、裁判費用は、政府が、國庫の損害を、要償するものにして、個人間に於ける、民事上の關係と、別に異なるにあらずなり、政府は、豫、定額の概算を定め、官廳を設け、官員を置き、國法を行ひ、治罪の手續を司らしむるものなりと雖も、犯人の爲めに要する、万般の費用を負擔するが如きは、到底耐ふべからざるを知る、被告人は、万一の條件を應慮して、証人の喚問を求め、鑑定人を請求し、飽くまで、罪科の宥免を計るは、必然の勢にして、止しする所あらずなり、雖ひて、其の費用、亦、計るべからず、是をしも、尙、國庫の負擔に歸せしむべしとせらば、政府は、罪人を保護するが爲めに、徒に執務の滯滞を避けず、經費の濫用

を厭はざるに至るべし、余輩は、人權の重きを知り、治罪の周密を要すべきを知るに雖も、人權の保護に、流れて、充實の濫用を來たし、手續の周密は、飄りて管理の延滞を致すが如きは、極力是を拒まざる可からざるを知る、況、被告人其他、當事者が、請求を容認するは、必竟、彼等が權利保護の特典に出づるをや、是が費用の全部、若しくは、一部を以て、其の負擔に歸せしむるは、當然なりと云ふべし、裁判費用賠償の性質、已に此の如しとすれば、是、純然たる民事上の義務にして、政府は、常に債權者として、見るを得べく、被告人は、債務者の位置に在り、故を以て、之を要償するの目的は、債務者、乃、被告人の財産に於て、存するや明かりなり、被告人の所有に在り、一切の財産は、正に、その債務の擔保に供せられつゝありと雖も、然も手元亦充して、民事訴訟の手續を、履行せるの結果、遂に擔保の實力なきに、歸着せる時は、乃、被告人は、當然家資分散の宣告を受くるものなり、今、本問題を解するに當り、深く民事上の手續に論及し、出題者の満足を得んとするは、暗劣なる生等の企つ所にあらずと、必竟する所、一種の民事事件に外ならずれば、恒に、民法の規定に基づき、其の訴訟手續を履行すべきものにして、故事は、終始民事上、債權者の位置に在るべきものなりと、解して大差あるべし

●第八十七號南陽生君の質疑第二、三問に答ふ

在川越 雲 突 生

其二、文中懸點として見る可きは、無期徒刑囚、死刑に處す可き程の、犯罪をなしたるときは、死刑も、重罪に包括するものなれば、監獄内に、處断すべきが、將、刑法の處分を受くべきものかとあり、是、抑、迷ひの骨子なり、仍りて、今、假に、思考の後、兄の意中を窺ぐるに、刑法第

六拾六條(加減例)の末項に加へて、死刑に入ることを得ずとの明文に、拘泥せられたるならん、本文加へて死刑に入る、こと能はずとせば、無期徒刑は、自由刑の最長期なれば、再三自由刑に該當する犯罪をなすも、最早最長期を言盡され居るもの故、之を執行するに由なし、(未來ならでは)且、刑の性質も違ひ、又、酷に失するを以てなり、故に、立法者は、無期徒刑と死刑との間に、尙、一二段の刑を設定したとして、苦慮せらるゝと雖、故に、死刑を除く外の、犯罪をなしたるには、監獄内に於て、相當處罰を加ふるものなり、若、無期徒刑囚にして、謀殺犯をなすも、之が死刑を宣告して、執行すること能はずとせば、無期徒刑は、人命を屠る、兇も麻を刺るの思をなし、社會亂れ、腥風飄々として、遂に獄山も青ならざる、修羅場を現出するに至らん、國家の柱石と稱す可き法律にして、豈、斯の如き、迂も、亦、甚しき法を設定し置くものなりんや、故に、たとひ、無期徒刑なればとて、生命刑に該當する犯罪をなしたるんには、斷じて死刑の宣告を受く可きものと思考す、他山の石、以て琢磨の料となるか否か

其三、死刑執行後、十分時を経過したるを以て、埋葬せんとしたるに、俄に蘇生したるときは、尙、執行す可きものか、將、釋放すべきか、或論者あり、一度絞首したる以上は、已に刑の執行を終りたる者なるにより、たとひ、蘇生するも、再、執行すべきものにあらずと、此の説たるや、刑と刑の執行方法を、混同したるものなり、夫、絞首は、刑にあらずして、死刑を執行する方法たるに過ぎず、若、絞首をして、刑ならしめば、一度絞首したる以上は、刑の執行を終りたるものとすべしとを得べき、絞首は、刑にあらずして、刑は、死刑なり、死刑は、生命を斷つにあらずれば、刑の執行を終りたるものと、

罰ふ可からず、然れば、一度絞首するも、尙、其の生命を斷つに至らざるべきは、濫度にて、之を絞首す可きものとす、然りと雖も、再、之を執行するときは、大に公衆の悲憤と、真心に、不快の念を起さしむるに至らん、故に、本問の如き場合に於ては、司法大臣より、天皇陛下に、上奏して、特赦を乞ひ、無期徒刑に、減等せられんことを、求むるを可すとす

●全

長野縣 愍 子

其二、監獄則第四十五條は、無期徒刑の囚人にして、重罪を犯し、若くは、逃走し、又は、獄舎獄具を毀壞し、暴行脅迫をなしたるとき、及、其の他の輕罪を犯したるとき、是に加ふる懲戒の法を設けたるものなり、無期徒刑は、自由刑の極刑なり、是が受刑中に於て、如何なる犯罪のあるるも、刑法上別に處罰すべき方法なく、刑法の實効は、到底及ぶべからず、然らば、假令、重罪を犯すも、暴行脅迫の如き、法規を蔑視し、兇暴を逞しうする罪跡あるも、將、其の他の輕罪犯あるも、之を罰する能はずとすれば、兇暴狠戾加害の及ぶ所、豫知すべからず、是に於て、我、刑法に代はるべき監獄則第四十五條の設けありて、刑法の實効の及び難きを補足し、克く秩序の維持を努む、出題者爰に疑を起し、死刑に該當すべき犯人あるも、尙、本條に従ひ、施獄の處分に止むべき、或は刑法の處断を施すべきと、余輩の熟考する所によれば、蓋、無期徒刑の極刑に對し、刑法の及びざる所を、補足するの旨趣なるべし、法の精神已に此の如くなれば、自由刑の極刑の上に於て、尙も生命刑に該當する最重の犯人ありとすれば、刑法の効力、能く之に及び、又、本條の適用を要せざるなり、強ひて本條重罪の字句に拘泥し、只に施獄處分に止せむるものとすれば、刑法上の規定は、徒文に屬し、殺人

●第八十七號自陪樂童子君の質疑に答ふ

長野縣 愍 子

一、本問題は、之を分析して、二段の答案となす、有資者にして、處罰を受けたる時は、一個若くは一時に、數個の實表を奪ふべき否か、抑、實表は、善行を表彰せるものなり、個人に對する已往、并に現在に於て、刑罰執行の効果ありたるを承認し、將來の信用を確保するところの標準たり、然らば、是を附與する所の要件如何、今、法理の上より、其の大意を記述して、實與の要件を説けば、實表の性質、自、明に、本問も、亦、顯ひて了解すべきなり、凡、信實必罰は、行政諸般の要件にして、國家主權の依りて行はるる所なり、殊に、治罪上に於て、其の著しき結果を見る、懲罰の峻にして、冒すべからず、近づくべからざると共に、又、一方實與の途を開放して、彼等をして、絶望の中に、一片の希望心を啓發せしめ、徐々として、本善に歸依せしめんとするは、蓋、監獄の本旨なりと雖も、所謂沐浴冠者てふものは、當世輕浮偽善の人の、指稱するが如く、就中、囚人輩に於て、其の真相を見る、されば、一片の賞詞、一回の賞與と雖も、頗重慎重、是が觀察を遂げ、真相を破道するにあらざれば、規律の壞亂は、遂に免れず、茲に於て、或は觀察内規の設けあり、我々戒護者をして、準據する所あらしむと雖も、是が觀察の根柢を概言すれば、必竟囚人其のもの、性質を道破して、入監以前の生活、及、社交の有様を詳知し、刑罰中に於ける行為の總括に就きて、確く囚人將來の行為に、信用を措き得るの否かを、觀察するに外ならず、殊に、最、秘密の觀察を施すべきは、在監中の行狀なり、國法を俵れ、道義を重んずるの思念の、發作したるの否かは、斯の時に於てこそ、看破し得べければ、夫、此の如く、周到秘密の觀察を遂げ、真心の發揚、心理

放火の犯行は、是を罰するの法を失ひ、然も嚴然たる刑法上の規定は、一片賦則の爲めに、抹殺し了せらるるに至るべし、豈、奇態ならずや、之を要するに、本條の本旨たる、已に前陳せるが如く、刑法の及びざるを、補足するものなれば、其の効力の及びべき限りは、強に、適用すべきものにあらず、唯、死刑以外、重罪輕犯ありたる場合に於て、初めて本條を、適用すべきものなりと云ふべし

其三、本問題は、死刑執行後、蘇生したるものありたる場合に於て、是を釋放するが、將、再、是を執行すべきものなるかとの旨意にして、蓋、解し易きの科題なり、死刑は、絞首して、其の生命を絶ち、犯人をして、再、人界に立つ能はざらしむべきものなり、假令、是が執行後に於て、蘇生したりとすも、是、執行者の過失により、其の効果なりしものにして、未、執行以前と異なるなし、自由刑の囚人にして、逃走中は、刑の執行を受けざるものと同一なり、されば、假令蘇生するも、重刑て是を執行し、全く絶命に至らしむべし

●全

濃陽金華山人

二、無期徒刑の囚人、更に死刑に該るべき罪を犯したるときは、當然刑法の制裁を受くべきものと思考す
監獄則第四十五條は、更に刑を加ふるも、其の執行し能はざる場合に、適用すべき規定にして、死刑の如きは、執行し得らるべきものなればなり
三、死刑を執行したるもの、蘇生するとあるも、再、執行すべからざるものと思考す
正當の手續を履か、相當官吏の立會ひて、死刑を執行し畢はりたるものなればなり

の改換を認め、將來に於ける、信用なる一種心證の固きものありて、爰に實與を行ふと雖も、不幸にして、人に神速の力なし、錯謬誤見、時に於て免れず、偶、有資者の犯行受罰を見るあらば、是が實與の無効に屬せるなり、有資の資格の減却せるものなり、直に嚴峻なる懲罰處分を施すと共に、其の實表を奪奪すべきは、蓋に當然なるものなるべし

既に實與の性質に就きて、其の根柢の一斑を論じ、是を觀察する上に於て、聊、瞥見を述ぶる事、以上の如し、されば、監獄則第四十六條に所謂、情狀云々、一時に數個を觀察するが、將、全く觀察せざるも可なりと云ふに至りては、是を解すると、容易なるべし、生は已に思惟す、職則の違反は、實與の無効に屬せるなり、有資の資格の減却せるものなりと、されば、其の數個を奪ふと、一個を奪ふとに於て、胡爲ぞ躊躇するを要せん、論者或は云ふ、其の情狀に由りてあるに依り、犯行の情狀を酌量し、全、觀察せざるも可なるべしと、道は、蓋、誤れるなり、等しく、是、職則を遵守する囚人なり、等しく、是、改後の微候ある囚人なりと云ふと雖も、其の間、自、階段あり、隨ひて、亦、實與の數に於て、等差を生じ、優遇に厚薄なるべからず、其の情狀に依りて、一個を觀察すると、數個を觀察すると、其の情狀に依り、審案すべしとの意にして、全く觀察せざることにあらず、是、蓋に個人に對する實與條件の程度に、適應するの本旨なるべし、監獄則第四十六條の明文上、當に此の如く、專理の上に於て、亦、然らざるを得ず、一方に懲罰を施し、一方に善行の表彰を附與し置くとは、何ぞ首尾貫通せざるの甚しきや
二、凡囚人行賞の要業は、前問題に於て、已に陳辯するが如く、當該囚人が、入監前の行狀、生活の有様を考察參照して、深く其の性質に鑑み、在監中の行狀に準由して、之を行ふは、亦、實を待たず、就中、在監中

の行状は、要素中の最緊要素に屬するものなれば、是が觀察上、毫末も欠缺遺漏あるべからず、我が監獄則四十條は、特に觀察の要点を三分し、獄則の遵守、作業の勉勵、改後の行爲の三面より、觀察して、一点の缺如あるときの場合に、賞與すべきことを命じたりと雖も、其の所謂改後の行爲は、果して、如何なるものを指稱するか、適乎として、捕捉すべきにしもあらざると雖も、必竟一種の心證を作り、出たすに過ぎず、宛も列事が、斷罪の場合に於て、諸般の證據に由りて、有罪無罪の心證を作出たす、一徹なり、抑、形而上に屬する諸般の推定斷決は、盡く、是、形而上の事物に徴證して、確的の眞理を發見し得るは、論を俟たず、今、監獄則第四十條に於ける三種の分類を見考ふれば、實際此の如き區別の存するものにあらずして、其の改後の行爲は、獄則の遵守、作業の勉勵の適合に外ならず、獄則の遵守は、眞正なる真心の發作して、國權を重じ、國法を懐るの表現たり、作業の勉勵は、人生の本分を思ひ、社會の義理を覺悟せるの表現たり、尙、是を敷衍すれば、眞正なる右二類の業行あるものは、あらゆる美德を具有するものと、斷定を下さざるを得ざるなり、此の如くにして、初て行刑の効果を收め、完全の人物を作為せるものと云ふべく、斯の如き囚人、乃、改後の行爲あるものなりと、概括肯定すべきなり、是に於てか、本問題の決着を作る、獄則遵守、作業の勉勵と、改後の行爲なるのとは、正しき主客の位置に在るものなり、獄則遵守、作業の勉勵は、主因にして、是が正確なるものあるあらば、直に是を賞與すべく、別に改後の行爲なる特立條件を變ぜざるなり、否、是を要せざらざらず、斯かる特立の條件は、是が存在を認識すべからざればなり、尙も一言す、彼の無定役囚に於て、作業の勉勵の要素を欠けるを以て、

監獄あるの人ありと雖も、こは法律の規定に基づくもにして、別に賞與の障者たらず、別に處ふるに足らざるなり
三、賞與の方法は、公行密行、其の何れを執るか云はれ、公行の方こそ、宜しかるべけれ、賞與を受くべき囚人は、實に幾多囚人中にて、其の弊を抜き、善行の模範、他囚の標的たり、されば、曠に是を奨励して、大に其の光榮を放たしめ、他囚をして、慕望欣仰、漸々として、是に赴くの思念を起し、還善の一助たらしむる事に努むべし、殊に斯の際に於ける教誨の施行は、其の美果を收むるや、鮮少なざるべし、唯、是のみに止まらず、信賞必罰の要素、嚴明にして、惡因惡果、善因善果あるべきの道理を、實際に悟らしめ、彼等の邪念を掃蕩するは、蓋、無二の好機なるべし、小川先生は、其の監獄法講義に於て、密行法を是認し、受賞者に對しては、獎勵的教誨を加へ、前路好希望の彼岸に達せしむる捷路を取るべきを、懇諭すべきの好機とみなす雖も、是、別に個人教誨の力に依頼すべく、賞與の密行に依りて、十全の効果をあへしと、思惟すべからず、況、受賞者一個の爲めに、他囚教誨の好機を失し、頌揚すべきの賞與を以て、暗冥の裡に、淪没せしむるの弊ありと、云はざるべからざるなり

●第八十七號 神洲生君の質義に應ず
在青森 木 強 生

初犯刑期執行中、逃走罪を犯し、其の忠斷を受け、前刑罰期後引續き後刑逃走罪を執行するときは、司獄官吏に於て、再犯の取扱を爲すは、至當なりと思慮せらる

抑、初犯刑期中、其の執行を逃れん爲め、更に、逃走の罪を犯したるものなれば、再犯なるとは、昭々乎として、職者の言を待たずして明なり、

然るに、我が刑法第四百十三條を閱するに、已決の囚徒逃走の罪を犯すに雖も、再犯を以て論ぜず、其の刑期限内、再、逃走したるものは、再犯を以て論ず云々と、明記しありと雖も、其の精神を探究せば、已決囚は、自由を奪束せられ、一聯手一投足、凡、此、相當官吏の允許を得ざれば、一事一物をも、爲し能はざる究屈的のものなれば、此の痛苦を避け、斯る犯罪なれば、他の犯罪と、大に異なりて、其の情狀、誠に惻隠すべきものなり、若、之を再犯を以て論ずるときは、全法九十二條によりて、加重せざるを得ず、然れども、加重するに忍びざる故に、特に刑期限内、再、逃走したるものに非ざれば、再犯を以て論ぜずと、制定したるならんか、蓋、立法者の精神も、亦、並にあるべしと信す、之によりて之を視れば、再犯を以て、論ずべきものにあらずと雖も、司獄官吏に於て、此等の如きものを待遇するに、監獄則第十二條末項、二十歳以上、再犯の者に準じて、取扱をなすは至當なり

●第八十八號 夢中狂生君の質疑
第一問に答ふ 在大坂 洋々 散士

一、夢中狂生君疑して曰はく、盲目囚には、何種の作業を科するを、適當とするか、散士以爲へらく、今日盲目囚に對しては、到底完全に、監獄作業の目的を達すること能はず、然れども、絕對的に、作業を科せずと云ふは、不可なり、依りて、散士は、左の役業を科するを以て、最良方法と思考す、曰はく、座作の役に於て、水引の原料とす、諸君の如る如く、水引の原料は、反古を以て、一の紙幣を調製するに外ならず、是等は、盲目の不見者と雖も、亦、調製し能ふものなり

●全 濃陽 金華 山人

一、盲目囚に適當なる作業なし、何ぞなれば、凡、事業を爲すの上には、之の善良なる成功を望まざるべからず、其の善良なる成功を得んには、獨、手足意匠ありと雖も、之を指導する所の、視聽の力を藉らすんば、能はず、盲目者は、已に其の視力を失せるものなるが故に、從ひて、善良なる成功を望むべからず、之、適當なる業種なしと云ふ所以なり、唯、止むなくんば、網索又は線織業、其の他共同の力によりて、爲すべき仕事の相手に、就かしむる位のものならんか

●全 道 樂 生

一、盲目囚に對しては、繩紉の作業を課するを以て、適當と思考す、現に、岐阜監獄署にては、老幼を問はず、盲目の囚人には、繩紉の作業を課しある悉なるが、一般囚人よりも、却りて良品を製造し、相當の工錢を得たりと聞く

●全 在信濃 深 洲

盲目囚に對しては、作業上、充分の目的を達する能はざるは、療法に伴ふ、自然の結果なり、然るに、就中、如何なる業種の適當なるか、之の考定をなすには、恐らくは、全國監獄の作業を、調査せざるべからず、予輩博覧の識なし、近隣數府縣の監獄作業を觀察するに、未、適當と認むるものなし、止むなく、當縣の作業中より、彈擲せんせば、藥繩業を可認むるなり、如何となれば、看視を要せず、専手加減を以て、成せばなり

●全 探 洋 隱 士

余本問に答ふるに、先、監獄則施行細則を繕き、第四十三條を閱するに、同條指定役業中、特定の役事あるを看出さずと雖も、社會眞實的盲目者の仕業を、卜するに、盲目者の大半は、市街を除き、農業に従事し、

僅に活路を来むるあり、因りて之が範を得んか、余、躊躇して、断言するに苦しむなきに非ざれども、先、全国何れの監獄と雖も、多少業役者の設計なきを見ず、果して然らば、之等に、適實の役種を見現する迄、男失業者に、草鞋草履繩袴の中を摸み、女には、輕易の針仕事、乃、雜巾箱、又は糸操業等を課しなば、彼、出獄後、糊口を爲すの一助たらん乎

●全 在下野 世界 愛民

一、盲目囚に、適當なる作業如何と、先、盲目者は、按摩業、遊藝なれども、是等は、監獄に於て、なまじむること能はず、又、監獄にて、役業なき業を、殊更に設置するも、不利益に付、先、監獄にある役業中、無揮する外無かる可し、故に、機工場ある所にては、座織の廻し、薬工場ある所にては、綿繰打杯が、宜しかる可し

●全 在川越 雲 突 生

一、夢中狂士の質疑、盲目囚には、如何なる作業を課するを、適當とする、放免後、此の業を以て、充分家計し得ること云ふ業種を見現すると雖し、然ども、徒手空過せしむるよりは、屑業を以て、繩を料はしむるも可なり、又は、体力健康の強弱等を、觀察し、紙漉業に、使用する水液をなまじむるも可なり、然りと雖も、是等は、充分適當なる業種と云ふを得ず、暫、記して、尙、大方諸士の明教を待つ

●第八十八號京都夢中狂生君の第二問に答ふ

洋々 散士

一、令人質疑して曰はく、門衛看守、監獄園外巡回の際、監内へ、何物か投入せんとする舉動の犯人を、目撃す、因りて、取札すに、懐中に短刀を携帯するを認め、且、其の短刀は、監内に投入せんとせしもの、如し、此の場合には、看守取札し、引致するの権利ありや、又、取札

世界 愛民

門衛看守、監獄園外巡回の際、懐中に短刀を携帯し居り、監内へ投入せんとする舉動の犯人を、目撃せしときは、如何なる處置を爲すかと、此の場合には、一應取札の上、果して舉動不審の廉あらば、監獄へ連行し、上官へ申報し、司法警察官に、引渡しの手續を爲す可し、若、拒みたるときは、強制を用ひて、引致するも、差支へなかる可し、即、刑事訴訟法第六十條に、何人に限らず、重罪又は禁錮の刑に該する可き、輕罪の現行犯ある場合には、直に被告人を逮捕するを得とあればなり

●全 在信濃 溪 洲

問題の如き場合には、犯人には、一應の取調をなし、懐中せる短刀は、果して、監内へ投入し、逃走を容易ならしむる目的なるときは、刑法第三百四十六條の未遂罪として、告發し、犯人は、現行犯なるを以て、檢事官に引渡しの手續をなすを、至當と思ふなり、已に刑事訴訟法第六十條の場合に、何人とも雖も、犯人を逮捕するの権利あり、況、本問の場合に、看守は、一般人民を取札し、且、引致することを得るべき、無論なり、萬一、其の取調、及、引致を拒みたるときは、腕力を以て、引致することを得るなり

●全 在川越 雲 突 生

一、同君質疑、看守は、一般人民に對し、臥間引致するの權ありや否やと、固より無し、然りと雖も、監獄園外を徘徊し、又は、危険物を投入せんとする舉動ある者を、確證せしときは、詳細に、其の理由を尋れ、若、危険物を投入せんとする形跡あるときは、篤く利害を論じ、爾來再、斯の如き事を爲す可からずと、警戒するに止むるのみ、他に、手段なきものなり

を拒みたるときは、如何に處置を施すかと云ふにあり、散士以爲へらく、本問の場合の如きは、未、刑法上の犯人と、思料するべき能はず、何とされば、監内へ何物かを投入せんとする舉動ありしのみにて、未、犯罪事實に、着手せざるものなればなり、犯罪事實に、着手せざるものは、我が刑法上、罰す可き明文なし、故に、此の場合に、看守は、其の者を取札すの權なきは勿論、引致するべき能はざるものなり、故に、其の取札を拒むは、固より、至當のことなり、然れども、司法警察官の職務よりせば、一の舉動犯として、取札し得るは勿論、警察署へ、引致し得るものも思考す

道 樂 生

一、監獄園外、巡回の看守、舉動犯人を目撃したる場合には、直に取押ふるべきを得、若、抗拒するに當りては、強制を以て、警察官署に、全行するべきを得るは、勿論なり、何とされば、故なく、短刀を監獄園内に投入するの理由あるものとせば、認むること能はざればなり、必や、爲めにする所あり、換言すれば、囚徒を逃走せしめん爲めに、之を給するの目的を以て、投したるものならざる可からず、果して然らば、此の犯人は、乃、禁錮以上の刑に當るべき、犯罪人にして、何人とも雖も、取押ふるべきを得べきものなればなり

●全 探 洋 隱 士

一、本問に對しては、敢、考究を勞するに足らず、未、社會に顯著なる犯跡あるにあらざれば、如何んとする能はず、唯、注意上、刑法第三百四十六條の豫防策を講じ、速に退去せしむるを以て、其罰留官と云ふべし、若、應ぜざれば、風撓耐忍して、彼、自、退去する迄注意して可ならん乎

福岡縣筑前 箱崎 導 人

本問の如き事實ありせば、看守は、囚人に破獄逃走、亦は、自殺等を幫助する犯人と看做し、直に引致し、上官へ事實を申告するを正當とす、如何とされば、刑法第三百四十六條に曰はく、囚徒を逃走せしめん爲め、兇器其の他の器具を給與し、又は逃走の方法を指示したる者は、云々とある故に、本犯罪は、囚徒の逃走したる否と問はず、其の所爲たる、即、現行犯にして、或囚人へ、逃走の方法を指示し、此の短刀を以て、破獄の用に供す可しと教へたるものなり、然るに、犯人、自、辨明し、己、決して、此の短刀は、監内へ投入する者にあらずりと云はんか、又、看守は、直接人民に對し、取札すの權なしと拒まんか、否、此の點に就きては、固より看守たる者、一般人民に對し、犯罪の有無を取札すの權なしと雖も、刑事訴訟法第六十條に曰はく、何人に限らず、重罪又は禁錮の刑に該する可き、輕罪の現行犯ある場合には、云々とあり、况、看守たる者、一つの官吏たり、たゞ、監獄園外にせよ、看守の受持に際る線路は、細密に觀察し、如何なる微細の者たりとも、決して、等閑に看過するもなく、如何なる真民たりとも、危き舉動の犯人と、目撃するときは、徹頭徹尾、取札し、不正の者を見たるときは、直に上官へ引致するの權ある者とす

●全 土居 臥 牛 生

看守は、元より、一般人民を、目的とすものに非ず、然れども、正當防衛權は、看守が、監獄自體の安全を、保全すべき義務の上にも、適用せらるゝものなり、况、犯人は、一種の苦心を含める、現行犯者たるが故に、其の暴行の進行を、強硬的に抑制し、且、引致するの權あるも、勿論なりと信す

●第八十八號芳嵐生君の質疑に答ふ

芳嵐生質疑して曰はく、親告罪の場合に於て、共犯者の一人に對して、告訴したるときは、尙、他の共犯者に對し、檢事は、公訴を提起し得るものと云ふにあり、敬士は、此の場合に於ては、他の共犯者に對しては、公訴を提起し難はずと思ふ、何ぞなれば、親告罪の公訴は、告訴ありて、初めて、公訴權發生するものなり、故に、告訴なきときは、公訴權發生せざるものなり、故に、親告罪の公訴には、必ず告訴の一要素を要す、故に、公訴を抛棄したるときは、從ひて、公訴權も、消滅するものなり

●全 道 樂 生

親告罪に付きては、其の告訴なきものに對しては、共犯人と雖も、公訴を提起するのみ能はざることを、勿論なり、若、單に、共犯人なりとの故を以て、親告なきに、起訴することを得るものとせば、所謂、親告罪なきなり

●全 世 界 愛 民

一、親告罪にして、共犯者の一人のみに對して、告訴したるときは、他共犯者に對して、檢事は、公訴するか否か、此の場合に於ては、無論公訴するを得、如何なれば、親告罪は、被害者か、暗黒の恥を、公明にするを願ふ者の、名譽を保護する爲め、告訴を待ちて、受理する者なる故、其の事件を、公にすれば、他の共犯者迄、公にしたる者なればなり

●全 土 居 臥 牛 生

親告罪の場合に於て、檢事の遺慮するは、必竟、被害者若くは被害者の縁者一類の、利益の爲めなるに於て、決して、加害者の利益のために非ず、之を以て、共犯者の一人にして、已に告訴せらるるに至らんか、利害共

●全 在 南 都 東 重 塞

予は、理論上、本問の場合にては、檢事は、共に公訴を提起するを得ざるものとす

抑、告訴を待ちて、其の罪を論すべき事件は、法律が、被害者に付與したる權能にして、告訴を以て、公訴權成立の一元素と爲したるものなり、故に、告訴あらざれば、公訴權成立せず、從ひて、檢事は、公訴を提起するを得ざるなり、言を替へて之を云へば、立法者は、犯罪ありと雖も、直に公訴權成立せしめずして、公訴を起すの不利、益不益を判斷するを以て、一に被害者に放任したり、夫、斯の如く、告訴は、公訴權成立の一要素なら、共犯者の一人に、告訴ありたるときは、其の告せ他られたる者に對しては、公訴權成立せずと雖も、未、告訴せられざる訴の共犯者に對しては、公訴權成立せざるなり、共犯者の一人に告訴ありたるを理由として、他の共犯者にも、告訴ありたりとの推測を爲し、公訴を提起するを得るの理なし

或人曰はく、或種の犯罪は、告訴を待ちて、公訴權成立し、告訴あらざるときは、公訴權成立せしめざるは、二個の理由に基くなり、乃、第一は、暗黒の恥辱を明處に出だし、被害者は、犯罪の爲めに、害を受け、公訴の爲め、重ねて害を受けるに因り、立法者は、之を取捨するの便利を、被害者に與へたるなり、第二は、確實な欠くの虞あり、且、檢察官をして、屢、失敗を爲さん、爲めに、檢察官の体面を汚すの虞あるを以て、被害者の告訴を待つ所なり、斯の如き理由なるが故に、第一被害者は、暗黒の恥辱を明處に出だし、服はす、加害者に、刑罰を加ふるを快しとす、共犯者の一人に、告訴を爲したる以上は、他の共犯者に（告訴せられざるもの）對して、告訴ありたるものと看做し、公訴を提起するも、

に、連帶的關係の地位にある、他の共犯者、如何で檢事の起訴を免る、を得ん

●全 在 信 濃 溪 洲

親告罪の場合に於て、一日告訴したる以上は、他の共犯者に對し、告訴せずと雖も、檢事は、其の事件に對し、告訴を受理したるものなれば、假令告訴あらざる共犯者と雖も、共に公訴を提起するを得るは、勿論なり

●全 在 川 越 雲 突 生

親告罪に付、共犯者の一人に對し、公訴したるときは、檢事は、之を受理し、公訴を提起するか否か、抑、抛棄は事件に係り、人に係らざるものとす、若、人に係り、抛棄し得るものとす、其の共犯に對し、公訴するのみを得るものとせば、被害者をして、公訴を左右するの權あるに至らしめ、爲めに、不正の結果を生ぜんこと、之を以て、共犯人中の一人に對し、既に抛棄をなしたるときは、其の事件に付、抛棄をなしたるものと爲し、他の共犯人に對する公訴は、受理すべからざるものなり

●全 在 青 森 蒔 岳 生

總、親告罪は、其の事件を、世上に公發せしむるは、知りて、被害者の名譽を破り、爲めに一生を誤るが如きことを保てざる恐れあるを以て、故に其の告訴あるを要するものなり、然るに、其の共犯の一人を告訴し、之が審判判決を求むるときは、其の犯罪の起る事實の全部を、判明ならしめざるべからず、已に、其の事實を、公に判明せる以上は、自然他共犯者も、悉、公に知らるれば、勿論にして、最早、親告罪の要素を破りたるものにして、敢、甲を附し、乙を宥むる等の理あるべからず、故に、生は、本文を至當と認むる所以なり

新に被害者の、暗黒の恥辱を明處に出すこと云ふとも無く、新に害を受くること云ふとも無し、(假に有りとするも、被害者の是認する所)第二告訴ありたれば、證據を蒐集する容易にして、從ひて、失敗を見ることも難なし、故に親告罪にして、共犯者の一人に對し、告訴ありたるときは、告訴せられざる共犯者にも、告訴ありたるものと看做し、公訴を提起するは、檢事の義務なりと

予曰はく、實に然り、然りと雖も、是、一を知りて、二を知らざるの説は、を免れず、抑、刑法中、被害者の告訴を待ちて、其の罪を論ずるとは、被害者告訴せざれば、刑罰を科せず、不問に存するなりと解釋せざる可からず、已に被害者の告訴あらざれば、刑罰を科せずとせば、公訴の目的たる刑罰を科するを得ざる、未、告訴なき共犯者に對し、公訴を提起し得ざるは、諒たり、雖者曰はく、數人共犯は、一個(又は數個)の犯罪を、數人にて犯したるを、言ふ者ならば、告訴せられざる共犯者も、其の犯罪の一部分を犯したるや、言を待たざるなり、然らば、該犯罪には、已に告訴ありたるときは、該犯罪に關する總の共犯者に、告訴ありたりと見做し、公訴を提起し得るは、法理の當に然らしむる所にして、毫も疑を容るるの理なし、元來、數人共犯は、先にも述べし如く、犯人は、數人なりと雖も、其の所爲は、一個(又數個)なり、即、分離すべからざるものにして、之を約說すれば、共犯者は、民事の連帶義務を有する者の如し、然るに、子の言の如く、告訴せられざる共犯者も、告訴せられたる者と同じ見做すを得ずとすれば、理論上、分離すべからざるを分離し、所謂連帶責任者を措きて、(告訴せられざる者)單獨責任の如く、(告訴ありたる共犯者)處分せざるを得ざるの不都合を、看るに至らん、豈、斯の如き理あらんやと

重懲之に應へて曰はく、誠は然り、余も、亦、之を知る、然りと雖も、子の論たる、尙其の堂に入りて、未、其の職を食はざるの譴を免れず、乞ふ左に之を辨明せん

數人共犯の場合を、常に、公訴は、分離すべからず、犯罪に加はりたる、他に共犯者は、公訴すべからず、同時に、公訴を起さざるを得ざる者せば、共犯者の一人、或は數人死亡したるときは、之を如何にすべきか、死者に對して、公訴を起すを得ざるが故に、生存せる共犯者に、告訴ありたりと雖も、公訴を提起するを得ざる、公訴は、分離すべからざるが故に、共犯者中途にしたる者あるときは、之を逮捕する迄は、公訴を待たざる可からざる乎、逮捕し得ざるときは、遂に、告訴せられ共犯者に對し、(逃亡せざる)公訴を起すを得ざる乎、尤、欠座を爲す等は、人を看るに熟し、未、嘗て、半面の識だもなきに、偶然途中にて、互に其の盜を密むるを知り、一語を接して、二語を交へ、遂に談之に及び、甲は乙を呼ぶに、寅を以てし、乙は甲を呼ぶに、熊を以てす、爰に、寅熊の兩人共謀して、犯罪を爲したりとせよ、而して、熊の一人を逮捕したる共、寅は已に逃亡したりとせよ、此の寅の住所姓名ともに、不明瞭なるを以て、空を捉み、影を捕へて、公訴を起し、要判を與ふるを得ず、斯る場合に際せば、必、各別に、公訴を起さる可からず、然り而して、數人共犯は、民事の運帶義務なる者とは、大に其の趣を異にし、犯罪は、一個にして、犯人數多なりと雖も、各別に一個の犯罪を構成するものにして、只、加重の性質、之に付屬するのみ故に、只共犯ありたるを、証明するを以て足れりとす、一般に適する訴訟手續に於て、已に然り、況、特種の性質を異にする告訴なければ、

其の罪を論せず、況、被害者の棄權に因り、公訴權の消滅する犯罪をや、故に告訴を待ちて、受理すべき事件は、如何なる場合にても、告訴なきときは、公訴權成立せざるものとす、從ひて、其の犯者の一人が、告訴せらるゝも、他の共犯者に對し、告訴を分つべからざる理由とし、告訴ありたりとの推測を爲し、公訴を提起するを得ざるものとす、爰に至りて、親告罪の場合に、共犯者の一人に、告訴ありたるときは、他の共犯者にも、告訴ありたるものと看做し、公訴を起すを得と云ふの説は、強諷反理にして、告訴ありし以外の共犯者には、公訴を起すを得ず、と云ふ説の條理なるも、愈、明瞭ならん

予は、以上の如く、論定す雖も、學者間に於ては、斯の如き場合には、共に、公訴を提起するを、至當なりとの説、勢力を占むる者の如く、又、實際の取扱も、斯く爲し居れりと聞く、予、未、其の理由を發見する能はず、乞ふ之を訂すに吝なる勿れ

●第八十八號 春田俱樂部の質疑第一問に答ふ

洋々 散士

春田俱樂部林氏質疑して曰はく、満期のものを釋放するは、其の満期の翌日、午前十時を過ぐ可からずとあり、依りて、満期の翌日なれば、夜中釋放するも、差支へなきと云ふにあり、散士以爲へらく、假令、午前一時に釋放するも、敢、差支へなし、然れども、斯の如く、夜中出監せしめなば、出監者も、迷惑を感じ、且、司獄官吏も、煩雜なるを以て、殊更に、夜中釋放するの必要なし、然れども、場合に於ては、未明に釋放するを、利益とする時あり、例へば、地方有力家の快客にして、數千の子分あるもの、若しくは、博徒の親方株にして、數百の子分あるもの、或は國事犯等にして、入監したるもの、如きは、監獄の門前に、數百名出迎へ、

馬車、人力車、列を爲す、斯の如きときは、大に監獄の秩序を失するに至るを以て、特に典獄の職權を以て、未明に釋放するを、可なりと思考す

監獄則第十條により、満期の者を、放免するは、晝間夜間に關はらず釋放するも、差支へなきと、該條に、午前十時を過ぐ可からずとは、囚人の利益を計りて、規定したる者なり、故に、開釋時間より、始めて放免の手續を爲すも、適當なる可し、如何となれば、放免迎へ、又は衣類差入等に便利なり、故に、夜間に出獄せしむるは、不都合なり

●全 道 樂 生

日出り、十時迄とす、或、監署にては、暗室内に、出門せしむ、此等は、立派なる身元あるもの、又は、引取人あるものには、毫も懸念する所なしと雖も、然らざるものに在りては、策の得たるものにあらざる可し

●全 在 下 野 世 界 愛 民 探 洋 隱 士

問者は、監獄則第十條を解釋すること、少し種種の疑なき能はず、夫、社會は、休止すべき時あり、活動すべき時あつて、初て休止するなり、立法の主意、休止なくして、絶對的苛酷活動せしむるにあらず、好ありとせんか、生理上默過す可からざれば、人誰か云はん、如何に無罪純正に歸したればとて、暗黒深夜に、歩行人を好まんや、若、ありとすも、應ぜざるの一事なり、如何となれば、釋放するに就きての手續あり、之を摘舉せば、出獄請書の徴し方、領置物品の相違なき事、又、其の人違なき事、是等の條件を、正確に実行釋放するなり、加、釋放は、彼れ本人に執りては、一大無量の幸福なり、豈、輕率に失せざらんや、故に、太陽東に映するの時にあつて、爽快清朗の空氣を呼吸しつゝ、無事萬福を鳴らし、監獄外に出たしなば、活氣の思想を發起し、從ひて、再犯の念慮を驅逐し、鼓舞して、良民の群に加ふるならんか

●全 在 信 濃 溪 洲

満期のもの、夜間と雖も、釋放して、差支へなきと問はる、監獄則第十條の成文によれば、満期の翌日、午前十時を過ぐべからずとあり、十時以前なれば、何時(夜間)にても、差支へなきのみならず、可成速なるを要す、然りと雖も、釋放に付きては、其の言葉と云ひ、領置貨物の下附と云ひ、監視あるものは、警察へ送付すと云ひ、種々の手續を要せざるべからず、然るに、夜間は等の手續をなすは、甚、不便なるのみならず、殊に夜間監房を開鎖する如きは、披東上大に避けざるべからざる事なり、故に、日出に始まり、十時を越はざるを、適當とするのみなり

●全 在 川 越 雲 突 生

春田俱樂部林氏の質疑、監獄則第十條に仍れば、満期の者を釋放するは、午前十時を過ぐ可からずとあり、然らば、夜間と晝間とに拘はらず、釋放するも、差支へなき、刑期は、午後十二時を以て、終了するものなり、故に、夜間釋放するも、敢、差支へなきに似たりと雖も、夜間釋放したるんば、釋放せらるゝ者も、實際困難す可し、且、何れの官衙と雖も、覆問は、事務を取らざるを以て、翌日を待ちて、釋放するものなり

●第八十八號 春田俱樂部林氏の質疑 第二問に答ふ

●全 洋 々 散 士

満期の者にして、未、釋放せられざる以前に、監獄則第九條により、釋放の命を受け、指定の官署に、其の旨を届け出でるときは、之が制裁ありやと云ふにあり、散士は、此の場合には、囚徒逃走罪を、構成す可

●全 洋 々 散 士

満期の者にして、未、釋放せられざる以前に、監獄則第九條により、釋放の命を受け、指定の官署に、其の旨を届け出でるときは、之が制裁ありやと云ふにあり、散士は、此の場合には、囚徒逃走罪を、構成す可

きものと思考す、何となれば、未、釋放の言渡しを受けざるものなればなり、或論者は云はん、囚徒逃走罪を構成するには、二個の要素あり、第一其の身已未決囚人たること、第二、逃走の事實あること、然るに本問の場合には、最早滿期となりたるを以て、已決囚と云ふを得ず、依りて、逃走罪を構成せざること、散士以爲へらく、假令滿期となりしと云へども、未、釋放の言渡しを受けざる以上は、尙、已決囚と云ふことを得可きなり、若、反對論者の如くせば、滿期の翌日、既監獄監の囚徒あるも、逃走罪を構成せざること云ふの、不都合を見るに至らん

●全 在信濃 漢 洲

滿期のもの、未、放免せられざる以前に、監獄則第九條の明文により釋放せられたるもの、廿四時以内に、監警又は警察へ、其の旨申出でざるものは、如何なる制裁ありやと、抑、本條により、釋放せられたるもの、全條末項により、其の旨申出でざる者の制裁に付きては、囚徒逃走者なれ共、开は、刑期中にあるものに對すべく、本問の如き、既に滿期となり、未、監獄にあるも、其の身利益のものなれば、囚人にあらず、囚人にあらずるよりは、囚徒逃走罪を構成せず、世謂無効犯にして、問罪の限りにあらず、然りと雖も、監視あるものは、之が執行を要すべければ、監警、又は警察署に申出で、其の執行の手續を、受けざるに於ては、監視規則違犯として、處分せらるるものとす

●全 道 樂 生

滿期ものを、出監せしむべき、當日、未、其の運を爲さるる前、事變に際して、解放したるものは、獄則第九條の申出は、之を爲さるるも、妨げなし、何となれば、放免日に、解放したるは、事實に於て、一の放

免に等しければなり、遂に、字句の末邊に、拘泥するふと勿れ

●全 在川越 雲 突 生

同人の質疑、滿期のものにして、未、釋放せられざる以前、監獄則第九條の明文により、解放の命を受けたるものありと仮定し、是等の者にして、一般在監人と同じく、監警又は警察署に、届出でざるべきは、之が制裁ありや否や、たごひ、主刑滿期に至るも雖も、未、放免の申渡しを受けず、夫々手續を盡したる時、監門を出でたるにあらざれば、之を全くの滿期放免者と云ふこと能はず、故に、歸り來らざるべきは、一般囚人と見做し、刑法第四百二十二條に、問擬すべき乎、否、未、釋放こそ受けされ、即、刑期は、已に滿ちたるものなれば、之を一般囚人と見做すことを得ず、然れば、刑法第四百二十二條の制裁を加ふる能はざるは、炳然として明なり、生も斯く記し來ると雖も、之が明答に苦む、然れども、生は、後段無罪説に、左袒し置き、他日諸士の名説を見て、疑点を水解せしめん

●第八十八號海南生君の質疑に答ふ

洋々 散士

海南生質疑の要點は、有資囚徒、普通の囚徒と、同一の飲食を爲さんふとを申出づる時は、之を許可す可きか云ふにあり、散士は、此の場合には、許可せざるを可せず、何となれば、有資者に對する優遇は、獄則の許す所なり、然れども、是等は、囚徒感激の餘り、申出でたるべきなるを以て、其の行爲は、諷に、賞す可きものとす

●全 道 樂 生

許可せざるを適當とす、食物の給否は、本人の請願に因りて、妄に左右すべきものに非ず、若、之を許可せん、優遇の實を、缺くに至らん、

期、優遇のみとたる、獨、其の有資者に對するのみにあらずして、即、優遇の實を示して、他囚の手本たらしむるに、在ればなり

●全 在川越 雲 突 生

海南生の質疑、賞表二個以上を有する囚人にして、益、改悔歸善の念を惹起し、其の特別の優遇に感激し、尋常一般囚人の給する物にて、満足し、特別飯米、并に増菜は、過分に付、返上せんと申出でたるときは、之を許可すべきか、特別待遇するは、一面他囚を誘導し、一面本囚をして、益、改悔せしめんが爲めなり、然れば、たごひ返上せんと申出づるも、宜しく、當該者は、官の趣意を説き聞かせ、與へられたるものは、食し、守る可きは、固く守りて、出獄の恩典に預るべしと、懇諭すべし、然れば、本囚も、益、感激すべしと思考す

濃陽 金 華 山 人

賞表二個以上を有する囚人にして、特別の優待に感激し、半麥の飯、及、加給の菜物を、返上せんと乞ふものもあるも、許可すべからざるものと、思考す

●全 在下野 世界 愛 民

改後の情、相若れ、賞表を得たるもの、優遇なればなり
有資者にして、優待を御免蒙ること、願出でたるときは、之を許可する可
否か、是等は、充分説諭して、規則通り、取扱ふと適當なり

●全 在信濃 漢 洲

賞表二個以上を有する囚人、優遇に係る増菜、及、飯米(米麥五分の割)を返上せんと申出づるも、許可する限りにあらず、斯る申出は、賞表附與の爲め、名譽を表明せられ、加之、種々の優待に感懐し、畢竟、報恩の意に外ならざるべし、意志喜すべしと雖も、許可する限にあらず、宜し

●第八十八號南陽生君の質疑第一問に答ふ

洋々 散士

南陽生質疑の要點は、刑死者の遺骸は、式を以て、葬るべきを禁せられたり、若、式を用ひて、葬りしときは、之が制裁ありやと云ふにあり、散士は、刑法上何等の制裁なきを以て、無論無罪なりとす、然れども、式を用ひて、葬り居るべきを自撃したるときは、警察權を以て、停止せざる可からず

●全 在信濃 漢 洲

刑死者の遺骸を受け、公然式を用ひて、葬るときは、如何なる制裁ありやと問はる、未、法律規則に於て、其の制裁を明定せしめたるを發見せず、故に、刑死者の遺骸下付を、請ふべきあるときは、之を警察官署へ通知し、埋葬地、警察官署は、其の式を用ひしめざる様、嚴重注意あるを要す、若、強ひて、其の式を用ひせしめしものあるときは、之を差止め、立會の上、埋葬せしむるを要す、萬一警察の命令を背せざるの結果、刑法第三百三十九條に該る行爲あるときは、容赦なく、押送告發し、苟、違犯ならしむる様、注意する外、方法なし

●全 道 樂 生

別に、刑罰上の制裁なし、否、制裁を要せざるべし、何となれば、此等のことは、警察權を以て、之を抑制すること、固より、彼、固有の職權として、存するものなればなり、然らば、何ぞ、別に刑罰上の制裁を必要とせんや

●全 在川越 雲 突 生

南陽生の質疑、刑死者の遺骸は、式を用ひて、葬るべきを得ざるは、法の

縛らしむる所なり、然るに、此の明文あるにも拘はらず、式を用ひて、縛りたるときは、之が制裁法ありや否や、式とは、多量の僧侶を招き、香花蓮花等を掛け、又は、満大なる石牌を建つるを云ふ、敢、一週の讀經、親族のたむくる香花、後世名を止むるが爲めの、形斗りの石牌を建つるは、法律の咎むる所にあらず、而して、其の禁文のあるに拘はらず、之を執行したるときは、警察権を以て、之が中止を命ずるのみ、他に制裁法なし、又、之を禁する趣意は、國權の尊嚴を欠き、且、連累者相集り、幾分か、危険あるを以てなりとす

●全

世界愛民

刑死者の遺骸を、公然式を用ひて、葬りたるときは、制裁あるべき、是は、明治二十四年、内務省令第十一號に觸る、輕罪犯なり

●第八十八號南陽生君質疑第二問に答ふ

洋々散士

乳兒携帶の女囚獄則違犯ありたるときは、乳兒の食料、及、取扱は如何なる處置を爲すかと云ふにあり、此の場合には、乳兒には、乳兒に對する食料を與へ、若、其の母、閤室處分を受け、乳兒は、乳汁のみにて、生活し居る場合は、官より、牛乳を購來して附與し、又は、他女囚に、乳汁あるものあらば、之に托するも、可ならず、思考す

●全

道樂生

携帶兒の女囚の、犯則處分に付いては、乳兒に關係あるなし、而して、生母其の處分中は、乳兒と別居せしめ、雜役の如きものをして、哺育せしむるとせば、差支へなきのみならず、其の當を得たるものと信ず

●全

在信濃

深洲

乳兒携帶者、減食罰に處せられたるとき、乳兒の食料は、失職、母に與

へ、乳兒は受罰者に、携帶保育せしむるを至當とす
乳兒の携帶を許したる女囚、獄則に違犯せるときは、一般囚人と等し
減食に處するを以て、適當と思考す

減食は、僅に一週日以内のみとなれば、牛乳又は粥等を以て、乳汁の不足を補ひ、得らるのみならず、乳兒の爲め、處罰を宥恕するの明文ありざればなり

●全

在川越雲突生

乳兒携帶の女囚にして、獄則に違犯し、減食處分に該當したるときは、乳兒の食料は、如何すべきか、之を思考せば、出題者は、刑に宜しく一身に止むるを、要すと云ふ趣意より、出でたるものと思考す、然れども、情を以て、法を授くることを得ざるは、千古不易の原則なり、故に最長期減食にして、幾分か、乳に關係するものと認むるに於ては、牛乳を給するも可なり、又は、食糧混合の所を、三合に處するも、其の酌量の定度は、宜しく、當該官の胸裡に、存するものとす

●全

在下野世界愛民

乳兒携帶の囚徒は、獄則違犯處分する否か、無論處分す可し、如何となれば、乳兒の爲め、刑の執行の妨を爲すに能はず、若、乳の出づると不足すれば、一時乳兒に、適當の食糧を與へ、若、出乳せざれば、乳兒を親戚なり、町村役場なりへ、引渡す可し

●全

長野縣吉川讓治

乳兒ある、婦女にして、入監するの當時、乳兒を携帶乳養せんと請はば、之を許す條目は、載せて監獄則第七條にあり、而して、立法者が、木條を設けたるの精神は、實に乳兒其の者を保護するの旨趣に外ならずして、其の要旨は、凡、乳兒は、生母の乳養にあらざれば、充分なる養育

するべきを得ざるは、生理上の左論にして、假令ば、茲に乳兒携帶の女囚、一朝犯則をなし、減食處分を受けるに當たり、罪も科も無き、純正無垢なる乳兒に迄も、母と全機、懲罰の効あらしめ、乳兒の食糧を減じ、母が懲罰執行中は、其の手を離さしむるとすれば、食料の點は、暫、措き、其の間、何人が、此の乳兒を取扱ふべきか、其の取扱人無きを如何せん、且、本條は、專、乳兒を保護するの旨趣に出でたるものなれば、若、携帶兒にして、重愛なる慈母の手を離るべし、悲哀號泣、其の苦痛幾何ぞや、之によりて、斯かる場合に、母と全機、乳兒迄も、懲罰の影響を及ぼさざれば、實に酷待と云はざる可からざるのみならず、乳兒を保護する法にして、之に反して、乳兒携帶の女囚にして、減食處分を受けるも、其の乳兒は、依然携帶せしめ、乳兒に與ふる食料は、減せざるものと確信す

寄書

●各地監獄の非點を數ふ

大塚朝次郎

余は、他の非點を穿鑿して、自、快を取らんと欲するものにあらずと雖も、余輩は、常に監獄の改良を熱望して止まざるものなり、監獄の改良を企圖せんと欲せば、互に攻究琢磨するとは、勿論なれども、先、其の非點を摘發して、片端より、之を改良するより捷徑なるはあらず、故に、其の非點を、氣付きたるときは、遺慮なく、摘發して、之を責め、之を改良するに至れば、若々として、實効を見るに至るべし、然らざれば、

徒に改良々々を揚言すとも、其の改良の端緒を得ず、抑りて、惡劣果を來して、改良の名に添はざる事實を得るとあるは、世事の經歷に當る人の、常に戒むる所なり、又、我身の臭氣は、吾身悟らざると云へる如く、監獄改良を、最、熱心に企圖するもの雖も、其の感覺は、多年の習慣に馴せられて、自、自家の非點に氣付かざるものなり、聊、老練心には似たれども、暫、憎まれ者となりて、各地監獄の非點を數ふるも、亦、監獄改良上、無益のとはあらざるべし

某地監獄にては、今日、猶、有實表囚に、監獄構内の獨歩を許せり、故に、有實表の囚人は、小使の如く、隨意に徘徊し、規律なく、秩序なきと、自由良民の如し、勿論監獄則面には、有實表囚を檢閲し得るの規定あり、然れども、優遇するに、其の項目あり、項目外の優遇を爲し得べきものにあらず、有實表の囚人なれば、信用し過ぐるは、大害あり、雇入の小使視す可からず、失職、満期の曉に至るまでは、嚴正なる刑の執行をなさざる可からざるものとす

某地監獄にては、耕耘菜を盛にせり、而して、之に便役する囚人には、朝出役の際、鍋と醬油とを携帶せしむ、何の爲めに、然るを問へば、曰く品に培養せる芋、或は野菜を隨意に、炊煮せしめて、飽餐せしめんが爲めなりと、何故に爾するかと語れば、曰く監獄もなき廣漠なる田野に、使役するものなれば、餘り窮風に拘束すれば、必、逃走するの恐あり、故に之が豫防策を施すなりと、嗚呼、何ぞ監獄を輕視するの甚だしきや、行刑の實、那邊に存するか、世の無頼の徒が、監獄を樂園なりとし、好んで入獄するに至るも、亦、無理にはあらざるなり
囚人を拘禁する監房の外、數百千人を列席せしむべき廣屋は、大抵、何れの監獄内にも設置せり、而して、其の中には、多く佛像を安置して、

本監人の禮拜所とせり。且、教誨所とせり。是、彼の猛惡、奸詐、貪婪の徒をして、善真廉潔なる真民に醇化せしむる慈愍にして、監獄内の最、尊崇すべき場所なりとす。然れども、某地監獄の如きは、教誨所と稱ふる虞甚く、その内には佛像もなく、神職もなし。又、十字架像もあらず。今、其の理由を問へば、曰く、多衆の囚人中には、信佛者あり、信神者あり、耶穌信者あり、無宗教者あり、故に、獨、佛像のみを安置す可からずと。然らば、教誨師は、如何なる人物にして、教誨の方法は、如何と問へば、曰く、教誨師は、矢張り頑固くして法衣を着せる、純然たる僧侶なり。而して、教誨の方法は、別に規定なく、只、總因教誨なり、加之、其の説く所の教誨も、亦、因果應報の佛説に外ならずと。嗚呼、何ぞ其の所説の迂にして、前後矛盾の甚しきや。

罷役還房の際、囚人の披身をなすと、監獄の檢束上、最、慎重すべきものなるも、今更の如く陳述するに及ばず、苟、監獄官として、其の任に在る者は、何れも、知了する所なるべし。夫、あらわぬ、各地監獄にては、種々に、思慮を凝らして、披身に關する器具器械を備付せり。就中、徒勞に屬すべしと感ぜられたるものは、某地監獄に於ける、披身の方法なりとす。今、其の方法は、頭上に車軸の如き、鉄棍を横にし、足下に鉄鎖を張り、其の傍に廻轉仕掛の下駄箱を置き、披身官は、此の中央の位置に立ち、披身をなすとせり。斯くて囚人は、裸体にて、披身機に來り、兩手を舉げて、其の鉄棍を押上ぐるとき同時に、上の鉄棍鎖を跨ぎ越へ、通過するとせり。又、其の下駄は、一方より下駄箱に入るれば、之を押廻して、披身を受けたる後、他の一方より、受取るるとせり。一見するときは、其の構造、頗、巧みなるが、如くならざらば、退いて、熟考するときは、全、其の効能なきを、知るのみならず、却つて懲式

的に流れて、披身の目的を達し得ざるべしと思へり。何とせば、吾人の思考力は、空漠に發起するものにあらずして、相對的に發起するものなればなり。故に、假令、其の構造法は巧みなるも、器具器械を用ふるものなれば、其の物に付て、披道を考へ、其の掘り工合、其の跨越の方法等を研究し、披身の眼を盜み、容易に物品を携帯し去るに至る。こゝは、決して、彼等の難しとせざる所なり。然れども、器具器械を備付せず、單に披身官の網眼を以て、最、周密に留意するときは、如何に奸智に長したる者と雖も、渡りして思慮を廻らすに由なく、河れの點に着眼せらるべきを恐れ、不正品等を携帯し去るの憂なきべし。是、道理の正に見易き所なり。

囚人獄罰の、最、苛重なるものを、監室の罰とす。故に、監室は、平生囚人をして、最、畏懼し、最、忌避するの感想を懐かしめざる可からず。若、然らずして、只、監室は、誰んで其の字の如くなるものなりとの感想を懐かしむるときは、監獄の規律は、爲めに弛廢して、行刑の實を奏するべき能はざるに至るに、勿論なり。されば、監室の構造法の如きは、最、注意すべきものなりとす。然るに、某監獄に於ては、頗、監室を輕視するの風ありて、其の構造の如きは、偏に室内の閑寂なるを主とし、其の廣狹は、措いて問はざるもの。如し、是を以て、室内は、立つにも、横臥するにも、自在なるなり。故に、今、若、監室の罰に處せられたる囚人、視察の及ばざるを奸縦とし、或は起立し、或は横臥して、其の痛苦を慰むる。如きふ、あらば如何、果して、苛重なる獄罰の効力を奏すべきか。囚人は却りて、減食等の罰に遭ひ、終始視察せらるるに、勝るべきの、數等なるを悦ぶべきなきや。

使役するに依りて分れたり。されば、囚人を携外に出だし使役するときは、監獄規則施行細則第四十四條の規定に依り、必、鍊鉄の鎖を用ひて、二四毎に、聯縛せしめざる可からず。然るに、某地監獄に於ては、耕作業を爲さしむる數十の囚人を、外役せしむるにも拘らず、聯鉄を用ひしめて、使役せり。其の理由を問へば、曰く、耕作地に、二人聯縛の鎖を用ふるときは、耕作物を損害すること、少からず。殊に、遠路に引率するにあらず。僅に、土塵一重を隔れたる所なれば、假に、監獄の排内と見做すなりと。嗚呼、又、他言するに由なし。

余輩が、頗、奇異なる動作法なりと感じたるは、某地監獄に於ける囚人の起居法なりとす。その起居法とは、如何なるものなるか。云ふに、囚人を整列せしめたる場合に、暫、時間を要することあれば、座せの號令を以て、其の端、一同を風ましむるの法なり。而して、再、進行を始めるには、立ての號令を以て、一同を起立せしむ。斯の如き動作は、入浴工場出入洗滌檢査所出入等の場合、多衆集合して、少しく時間を要するときは、必、此の法を用ふ。其の何の爲めに然るかは、知らざれば、亦、其の良法たることを認めず。されば、殊更に、斯る奇異の動作を爲さしめんが、も、嚴然たる起立法を用ふるこそ、理便なるべし。

上の如き非點を數へ來れば、猶、今より六七十年前に於ける、監獄の形跡歴然たり。當途者、幸に余に對して、怒を發するふとなく、顧みて、此の弊風を撤去せば幸甚し。

●鉄心狂士に一針す M 生 投

吾人は、司獄官吏にあらずれば、其の適否執不執は、足下に一任せん。吾人は、局外漢にして、監獄部内に經驗なく、毫も關係を有するものにあらず。彼の真民を陷害する犯人を禁治し、國家社會を安寧に保持

する上に於て、必要欠くべからざる治獄策、改良に汲々たる今日、括然無視するに忍びず、毎に協會雜誌を購讀し、斯道の歩武を切望しつゝあり。而して、足下は、同雜誌の誌上に於て、平素不備不潔、直言以て輿論に訴へ、輿文以て鬼神を感ぜしめ、能辭健筆を以て、斯道の指南車となり、羅針盤となり、吾人をして、冥夫子なりと信ぜしめつゝあり。こゝに、登、圓らん、足下は、本誌第八十七號紙上を借り、治獄改良上、悲むべき現象と題し、聞くも思はしき怪聞を流布せり。抑、足下は、監獄部内に經驗あり、且、現今司獄官の地位にあるならんとは、吾人が、常に推する所なり。果して、然らば、頃者足下は、自己の技能を恃み、唯我獨尊的人物となり、自己の分限を忘却し、苟、我意に満たざるあらば、怒針小棒大説を捏造し、他人を中傷し、社會を欺かんとするものにあらず。かゝる謔ふ、試に思へ、公明正大なる今日、所説の如きは、決して、吾人の夢想にも及ばざる所なる。思ふに足下は、或一の障礙により、不平の人物となり、小體なる婦女兒的人物となり、卑怯卑屈なる人物となり。足下の如き博識能辯の士が、斯る人物となり、果しては、吾人實に、足下の爲め、斯道の爲め、嗟嘆措く能はず。

百尺竿頭、一步を進め、所説の如き事實ありと假定せんか、何を苦んで、斯る卑屈なる手段を取る。古語に言はずや、三たび謀めて用ひられざる時は、臣死す。明治二十年勅令第三十九號、官吏服務規律、第二條の明文に、(上界)上官の命令に對し、意見を陳述する事を得ず。古今其の時を異にするも、其の意、皆、一なり。夫、然り。然るに、足下は、絕對的事の意外に出ては、吾人其の意を解するに困む所なり。足下にして、其の才あり、其の學あり、加ふるに、氣概に富み、前途多望の士にして、今、此の事ありとせば、惜みて、尙、餘あり。豈、足下猛省せずして可なら

んや

● 巡査看守待遇法に就きての遺囑

茅海漁夫

吾人地方の警察監獄が、巡査看守を監督するを觀るに、其の法嚴正細密にして、監督上の点より論ずるときは、頗る行届きたるに似たりと雖も、顧みて、待遇上より觀察するときは、其の權病者を遇するの法、亦、運送の点なき能はざるなり、何ぞや、其の勤務法中、權病者を遇するの手續、判任官と同一ならざるの点あればなり、頃日或二三地方の警察監獄で、巡査看守の權病者を遇す、實際を聞くに、巡査看守は、勤務法中、特別に制限を附し、診断書又は、指定の醫師病院にあらざれば、如何なる疾病にも、居室若くは入院治療を許さず、且、診断書の期間をも、一週間に内せし、期限毎に、診断書を出さしむるとなし、屋外に散歩又は運動を爲さんとするときは、特に、醫師病院の診断書を要するとして、普通判任官と同一に論ず可からず、普通判任官には、處處の診断書(往々宿醉等の爲め、欠勤するものなきあらざれども)を、醫師病院に請託するものなきも、巡査看守は、之に反して、不正なる診断書を、醫師病院に、強請要求するものなきにあらざり、故に、警察監獄の監督者は、已むを得ず、醫師病院選擇の自由を制限し、且、診断書の期限迄を、細密に制限せり云ふにあり、是を以て、普通判任官(否、雇吏の如き者にして)は、醫師病院に、指定の制限なきのみならず、野外運動、若くは轉地療養に、頗る任意の自由を有すれども、巡査看守は、之に反し、其の境遇は、判任官の待遇に似ず、最、三大節の參拜式には、天晴れ判任官の待遇なれども、行歩運動の自由も、轉地療養の自由も、醫師病院

り、之をして、歡喜勞動せしむるの道、待遇の手段、如何にあるのみ、惟ふに、監督者に於て、誠意誠心を以て、部下を使役督勵し、常に其の人を愛護尊重せんが、如何に劣等なる人物も、其の待遇に感じて、賦身の精神を以て、職務に従事するものあらん、況、世間普通の道理を、屬裏に即する者や、要するに、身官職にありて、虚刑故に、職務を怠るもの、如き其の所爲固より惡むべしと雖も、然れども、明治廿八年の今日に到るまで、各地方の警察監獄の監督者が、從來の待遇法を改良する能はずして、而かも、巡査看守の權病者をして、囚人の待遇の感涙を流さしむるものは、抑、亦、誰れの責任ぞや、吾人は、監督者の爲めに、遺憾なき能はざるなり、地方の人士、以て如何とす

● 監獄の建築

(稱、當事者に向かひて、慎重の注意を望む)

無名氏

刑罰の目的を達せしめんには、舊來の監獄を改革すること、最大の一の要務なれば、一般に之を唱導する所なり、其れあらわぬが、比年各處に、監獄改革の舉あるを見るは、最、斯道のため、欣喜に堪へざる所なり、然れども、顧みて考ふるに、我邦が文明経路の進行を始めしより、歲月を経ること、未、甚多からず、從ひて、監獄學の主要なる一部分たる、監獄建築に對する知識經驗は、未、全、幼稚の位置にある者の如し、故に、之が改革を企圖するが如き場合に當りては、當局者常に、輕慢と因循とに件はるもの傾なしとせず、其がため、多額の費用を擲ちて、改革せし結果、之を實際に利用するに當りて、始て數多の不都合なる箇所を發見することあるは、其の例、幾、少とせず、必竟當局者が、常時監獄構造法を攻究せざること、加ふるに、之に實際なる技師に乏しきと、監獄官廳が、僅め、一定の建築標準を明示せざることの致す所なりと云へ、各處

擲擲の自由も、甚しきは、診断書の期限迄も、其の自由を制限せられ、巡査看守の權病者は、恰、別天地の待遇を受けつゝある囚人の如く、小さき居室内の一室に、盤居仰伸するのみなりき、斯く權病者待遇法の判任官と同一ならざるは、想ふに、是、或二三地方の警察監獄のみ、然るにあらざるべし、各地方警察監獄も、亦、多くは、皆、然るならん、吾人之を實見せざるを憾む、夫、診断書の眞偽正否は、醫師病院の責任なり、假令、其の物が、如何なる事情に起因するも、巡査看守の責任にあらざり、醫師病院の責任たる、明白なり、監督者は、是、之を察せず(否、察するも、其の事由を、醫師病院に糾すに能はず)して、單に、巡査看守のみに對して、醫師病院選擇の自由を制限し、其の權病者をして、言ふに忍びざるの感情を喚起せしむるは、是、果して、勅令發布の精神にして、而かも、其の部下を使役督勵するの道なるか、蓋、巡査看守は、明治廿四年四月勅令第三十七號を以て、判任官待遇と定められしも、職務上判任官と違ひ、給助例に於ても、警備令に於ても、旅費支給法に於ても、別に、成規定例ありて、今、判任官の待遇を爲さんとするも、其餘地なく、且、巡査看守は、俸給も制限ありて、判任官の如く、應、増給するを得ず、故に、權病者のありし場合の如き、監督者が、判任官と同じく、醫師病院選擇の自由を與へ、又、野外運動若くは轉地療養の制限を寛大にして、權病者をして、充分なる治療方を謀らしむるは、亦、其の責任なるのみならず、蓋、勅令發布の精神ならん、斯く論ずるときは、人或は云はん、如此は、欠勤多きとして、執務上に大なる支障を生ずるならん、是、大に然らず、從來疾病の爲め、欠勤する者多きは、初、採用の時に當たり、其の人物を精擇せざるに因る、苟、方正實直なる人物を採用せば、虚刑を怠るものなかるべし、夫、人は感情動物な

個々なる意見を以て、輕躁なる設計を用ふるの結果ならざれば、徒に新規を競ふの弊風を習用する者、云はざるべからず、元來監獄構造法の至難なるは、一般官衙の建築等とは、特異の性質を有し、苟、其の最近目的たる、自由刑の執行に外ならず、尙遠大なる刑罰の目的を達せしめんとするにありが故なり、然らば、之が改革、及、設計等の場合に當りては、慎重の上にも、尙、一層の注意を以て、宜しく利害得失のある所を精査して、着手せざるべきは、終に、行刑の目的を阻止し、百年の大計を誤るなきを保し難し、聞くが如くんば、近時多額の費用を以て、是日月に依りて、華美に建築せられたる某處の大監獄の如きも、一見外面より、其の構造を觀察するときは、舊來に比して、一驚を與せしむる感なき能はずと雖も、觀し其の内部に立入りて、之が觀察を下すときは、聊、心ある者は、縱令、實際に乏しき人と雖も、其の眼中設計の迂迴にして、且、構造の不適當なる箇所を、發見するに容易なりと、聞きぬ、然れども、余輩、未、其の如何なる制度によりて、建設せられ、其の内部に、如何なる構造を用ひられしや、更に、詳細を知悉せずと雖も、若、果して、此の風説にして眞ならんか、實に國家の不幸なりと云はざるべからず、如此にして、克く行刑の目的を達せしむると共に、併て社會の希望をして、満足ならしむるを得るか否か、想ふに、之、皆、先の設計に、慎重の注意を用ひざりしに、因らざるべからず、世の斯道に従事し、後の此の事を企圖するの人、深く猛省する所ありて可なり

● 實務所感

福勇生

宇宙の事物、其の必要に促されて、根本的改革を施すに當りては、精密なる研究を遂げて、事を舉ぐるにあらざれば、却りて、危険の位置に導くともあるは、改革に伴ひて、免がるべからざる弊害なり、況、時に或は、

燕石を擧げて、金剛石なりと、誇るの過なきを、期するを得ん、吾曹、熱、本邦獄事改善の實狀を察するに、眞に遺憾の感に堪へざるものなくばならず、朝野有識の士は、常任是等の弊習を教除せんと勉むるも、其の効績著しからず、先入主となりし所以、當事者は、往々燕石を抱いて、金剛石なりと誇り、改惡手段を以て、却りて改進の眞策なりと、迷信するもの、甚、少なからざるを知る、請ふ吾曹をして、其の一二を言はしめよ

調停教化、及、警護事務は、治獄の経緯たるもの、其の改良を計るに當りては、兩者の並進を期するを要するに、本邦治獄事務事業は、比較的後者に於て、是足の進歩をなし、前者に於ては、酷、其の歩武の遅々たるを見る、必竟、是、後者は、其の性質物質的に屬し、從ひて、世人の注目を受くるものと著しく、監獄の整否は、大抵、警護事務の整理を以て、世人を邊過するを得るが故に、當事者は、其の力を、戒護事務の整理に專にし、器械的に、囚人を威服せしむるを以て、能事たりしとなし、理想的因情醇化の如きは、又、顧看するの遠かりしによるべしと雖も、抑、又、囚人の訓導教化に關する政略、其の當を得ざる所なきにしもあらず、施政其の宜しきを失し、加ふるに、勤力者其の人を得ざるを以て、何れの時に、其の効績を以て、顯著ならしむるを得ん、願ふに、境遇の如何を問はず、私情を去り、邪家の爲めに悉くすは、故諒師が、特別に負擔する職責なりと雖も、滔々たる故諒師の行爲を見るに、其の職に忠なるの精神に乏しく、徒に、私情私利に、執着し、阿諛邪諂、是、事とす、僅々二の同僚すら、情意相違はず、依然胡麻すり小僧の性情を有するもの多く、絶えず、教界内に、波瀾を起さしむるの沙汰あるにあらずや、嗚呼、是、人心誘導の責を有する、故諒師の特質なる

か、發奮教導に力を用ひず、終日機嫌の繰返しに、其の責を蔽ひ、區々教化の難易、囚人の批評を事とし、却りて、己が力の及ばざる所あるを知覺する能はざるは、故諒師が、經驗中の最良日課なりと察せられぬ、總之高尚なる人物には、一種云ふべからざる、神秘的感化力を有する、と、稱、彼の磁石娘の、怪力に於けるが如きことあるは、吾人の歴次實驗する所なりと雖も、悲しむべし、我教諒界には、未、如斯善知識あるを聞かず、至る所の故諒師、囚人の敬慕を受くるものなく、時に或は囚人が、故諒師に對する冷情氷の如くなるあるは、當然の理、又、吾人の欺たを要せず、かな

吾人は、今、探究の歩武を進め、更に表面に、現出せし事實に就きて、研究せんに、全監獄教誨堂の演壇場内、閑黑なる榻中、美術的彫刻品、乃至は書畫等、些の因情を發育するに足らざるものを掲置して、得々たるもの、其の過半を占め、忠愛の情を養成するに足るべき、彫影を掲置する聖堂のみか、剩、尊影を聖場より除外し、物置小屋に藏めて、因情を傷け若しくは、自己の關連せる雜論を囚人に強賣するに至りし、復徳理痴漢を見、犯人の多數は、特赦囚に係り、故諒師は、衆囚に軌範せらるゝに至りし、極悪篤善者たりしとの報を得、教誨内部の腐敗、萎微、又、極まれり云ふへし、我協會風に遂に慨するあり、故諒師問題に關し、懸賞以て、教誨振起の方法を、普く世の識者に尋れし、時期、未、然せず、吾人の所希する所を、満足せしむるものあらざりしは、實に吾曹の遺憾とする所なり、願ふに、事業をして、振起せしめんとするに當りては、其の施設方法の完備を要するは、論なき事なりと雖も、是に關する、當事者をして、活動せしむる策略を設けずんば、只、是、味

なき畫餅のみ、蓋、我教諒界勤力者、其の宜しきを得ざるに、又、此の般の策を缺く、其の熱心者に乏しきは、又、無理ならざるなり、見よ、監獄則には、囚人教誨、及、教育の條項を定められ、釋きて官制に、故諒師を置き、判任の特遇となす旨を示されしと雖も、其の後、該勅令を廢せられしを以て、今や故諒師の運命たる、實に空宙に飛揚する、「ふいご」の如きのみ、吾人は、當時故諒師を、全廢し、再、監獄をして、閑黑の地府たらしむるを疑ひ、又、教誨事業をして、全然民間の慈善家に、放棄するにあるか、を、怪しむと雖も、時、未、至らざるを、將、當局者の決心、尙、足らざるを、官職たる故諒師の運命、未、地に落ちず、有耶無耶の間に、幸うじて、其の鼻息を、現得の官職内に、維持するを得たり、是、治獄の爲めに、大に慶すべしとなりと雖も、彼の判任待遇してふ人、爵を刺奪されしが爲め、却りて、故諒師事業に、著しく一頓挫を來し、感なき能はざるは、頗、教界の爲めに、悲まざるを得ざるなり、若、夫、故諒師にして、凡、眞正の開悟者善智識なりせば、止まんののみと雖も、身出家にありながら、實利に汲々として、未、然事を解脱する能はざる、多數の故諒師をして、活動せしめんには、之を獎勵し、其の行動を促す、凡百の人手手段等は、忌憚なく、履行するより、最上の眞策なし、況、彼、故諒師等、自、要求するが如く、天爵の高尙なるに安せん、善智識ならんには、設令、其の天職に不相當なる官爵、即、國家の特遇を示すも、爲めに其の行動を變へ、因情醇化に、影況を及ぼすが如き、淺基なるとななきに於ては、豈、又、多數俗僧の爲めに、天爵を云爲するを要せん

囚人に、書籍を購讀するを許し、或、其の來信を示すは、教誨の一手腕にして、囚人の道念を發育せしむるに止まらず、可及的、世の實狀を

知了せしめ、世と共に、進歩し、其の出獄するに當りては、時世に彼れて、生計に迷ふとなきを保護せんとするものなれば、成るべく、其の範圍を廣うするを要するに、近時は、著しく、其の制限を立て、購讀書は、修身的教科書に止め、常に發信の半數に充たざる者にすら、制限を立て、社會的交際、道念の發育の機會より、離開せしめんこと、此の如くにして、吾曹囚人の道念を養成し、出獄後の生計を、企圖せしむるを得んや、願ふに、總性の進歩は、修身的書籍に限り、時勢は、停滯不動にして、社會の事業に、變動なかりせば、此の於囚人の自由を、狹限する、又、可なりと雖も、世は日月と共に進み、人生生活の方法は、人間要求の變動に從ひ、益、緊密に涉り、數年社會より、離隔せし囚人が、忽然社會に出づるときは、社會の狀態、其の入獄の際に止すれば、殆、天地の差を見るときあらん、其の生計に迷ふや必せり、社會的交際の自由を、囚人に與ふるの要、以て知るに足らん、特に、道徳に至りては、世事百物を離れて、孤在するものにあらず、總育方法の如き、何ぞ、唯、古賢の嘉言善行を、羅記せる修身的書籍に限らん、請ふ、見よ、世に一技一藝を攻むもの、其の技能に伴ひ來たる總想、若しくは、囚人の來信、其の他、科學研究の傍、得たる自發的、道念の強固なれば、教誨堂に於ける修身的講話教誨等に優ると、數等なるを、彼の農者漁夫、其の他、帝族の技藝家等を見よ、嘗、一席の教誨を受けず、生來、嘗、道徳學を究めずと雖も、其の道さし、其の職とする所に於て、毅然奮ふべからざる品格總想を有すると、寺院の信徳たる善男善女、人を教化する僧侶に優ると、淺解なるは、世の常例なる所以のもの、是、豈、研學究技に、神聖なる道徳心の、育成連伴する所以にして、苟、有害ならんや、博く囚人に書籍を購讀せしめ、或は通信的交際をなさしむるの要ある、聖遷にあらずや、

然るに、偏見度量なる教師等は、自、勉むるをなさず、被教諭者の
 意見、自己以上に出でんと恐れ、敢、隠微書籍に、制限を立て、犯
 入の心根を開く上とせず、教諭の難き、又、宜なるかな
 看守は、警察官吏に比し、劣等の人品なるは、世、又、怪むもなく、
 吾曹、敢、之を疑はずと雖も、世人は、徒に、其の實現の結果に喋々し
 て、其の原因を原れ、之を救済するの道を、請ござるに至りては、吾曹
 實に、其の愚に驚かざるを得ず、警察部は、如何にして、其の人を
 納れ、如何にして、之を待遇するか、故に、人物其中に集るを見、
 月額八圓の俸給外、尚、二圓内外の収入あり、其の門戸を開き、廣く世
 間に人材を募り、其教育を以て、其教育をなす、然れども、其の職務快活
 にして、其の賞罰明かに、其の昇進速なるは、如今警察部の状態なり、
 然るに、監獄看守は、其の職務繁激に、其の収入月額八圓に限り、其の
 昇進遅くにして、其の賞罰明ならず、加ふるに、之を募集するに當り
 ては、其の門戸を開かず、苟も監獄部内に、推挙するものなくんば、決し
 て、之を採用せざるのみならず、不適當なる教育を以て、不完全の教育
 をなす、諺に、又、警察を捨て、監獄に来るものあらん、其の警察部
 巡查に合格する能はざるものは、退きて、監獄に来るは、蓋、當然のみ、
 然るに、世人是等の事情を省みず、暗々看守其の人を得ざるを歎く、嗟
 呼、是、何等の愚弄ぞや、請ふ、世の當事者、若、其看守を求めんとさ
 らば、其の職務の激を教はんが爲め、其の収入をして、巡查以上にあ
 らしめ、其の門戸を開きて、廣く世間に人材を募り、又、其教育を養成し
 て、完全なる教育をなさしむるに勉めよ、今にして、看守教習期限を長
 うし、乃至は、教育科目を、改正せんとするが如きは、抑、末のみ、特
 に監内の規律を、維持せんとせば、刑罰官の舉動を敏活にし、其の取

締を、嚴ならしめざるべからざるに、目下本邦看守點檢法の如き、凡て舊
 式体操に擬し、其の整列方の如き、二列を作るに當りては、奇數偶數の
 簡短なる方法によりて、列をなさしむるをなさず、只、一列の中央より、
 除々進行を始めしめて、二列を作さしむる等、恰も無教育なる兒童が、
 体操を擬する遊事に異ならず、其の緩慢なるは、實に笑ふに堪へたるな
 り、現時我邦監獄中、點檢者其の繁を厭ひ、被點檢者之を思ひが爲め、
 點檢も、自、相漏に流れ、其の甚しきに至りては、全然之をなさざる所
 あるは、固に原由あると云ふ可し、殊に、看守取締法の一定せざる所
 看守合宿内に、傳染病患者の雜居するあり、或は等しく、犯則をなし、
 風紀を害するものと雖も、甲は、敢、處罰を受くるとなく、乙は却りて、
 懲戒免職を蒙る等、一々私情により、其の處分をなす、徒に、惡風を養
 成して、惡官吏を醸成し來るものあるにあらずや

●自情樂童子君の所論に就きて
 筑波南麓 硯 州 生

本誌第八十九號、在大分縣監獄協會員某に答ふて、自情樂童子君の
 論鋒、實に予が久しく所藏の持論と、殆、符合せり、雀禮何ぞ堪へん、
 されど、敬頭徹尾、賛成を表する能はざるものあり、今、少し、其の所
 以を述べん、童子君所論の如く、集合教諭と、個人教諭の別致なる敢、
 取々を要せずして明なり、然れども、集合と云ひ、個人と云ひ、教諭
 の旨歸は、是を大にしては、今生、及、後生に涉り、是を小にしては、
 修身、齊家、勸善、懲惡に止まる、佛敎と云へばさて、決して後生のみ
 を脱くものにあらず、見真大師所開の淨土門の如きは、盛に眞俗併開
 門を脱く、眞諦とは、即、後生得脱の教法にして、安心立命是なり、俗
 諦とは、即、處世上の教義にして、修齊勸懲是なり、既に然らば、集合

教諭に於て、修齊勸懲を脱くも、佛陀の眞教なり、個人教諭に於て、安
 心立命を談ずるも、亦、佛敎なり、眞諦重くして、俗諦輕きにあらず、
 俗諦重くして、眞諦輕きにあらず、二者の重量、全く均等なり、個人教
 諭に於て、書儀撤去を忌まず、何ぞ集合教諭に奉安するを嫌はん、昔に
 嫌はざるのみならず、反りて、奉安せよ、無きに勝まれるが如きなら
 れば、諺に、信は莊嚴より起るさかや、假令、喋々懸河の辯を以てする
 も、論旨一定の基點なきときは、幾多の聽因、何に由てか、信理福の念
 を生ぜん、恐らくは、五里霧中に徘徊するに非ずんば、淨瑠璃聞くこと、
 同感ならん、之に反して、書儀を奉安するときは、日々教諭の論旨、決
 して私處に出づるに非ず、因果にまれ、業報にまれ、修齊にまれ、勸
 懲にまれ、悉く傍に奉安せる、佛陀の眞説なり、崇敎せずんばある可
 らずと、懇懇活動するに於ては、如何に暴惡を以て、自任するの惡徒も
 無頼を以て、自稱するの四人も、多少中心を動すや必せり、今、近く比
 例を取らば、彼の世間教育談の如き、單に談話に止むるよりは、傍、幻
 燈の繪圖を以て、示さば、傍聽、否、傍見者の解得上、効益、頗、多き
 が如し、童子君以て如何とせず、君之所見を異にする、唯、此の一事ある
 のみ、理州、元、是、不文秀才、大方諸賢、幸に微意を察せよ

●別天生の所論に就きて
 山口縣 局 外 生

雜誌第八十八號、看守の養成を題したる別天生の論説を讀むに、別に他
 意あるにあらず、只、看守の教養、未、其の宜しきを得ざるを、看守自
 奮の念に乏しきを憐み、熱心慷慨の餘り、言の溢れて、爰に及び、叱
 叱たる厲言に過ぎざるなり、同生の所謂、救済策に於ける、看守の教養
 法は、二者共に、同意する所ありと雖も、眞個の看守は、一監獄僅に

三四四人を監視する、恰、淺草に於て、鐵圍内猛虎を監督する、番人の
 如く、囚人を遇する、恰、牛馬の如く、昔時の所謂、牢番の如きもの云
 云、今日、殆、之に類するものなきと云ふに至りては、末文特に、其
 の謝辭あれば、今更之を告むるに及ばざるも、屬言も、亦、甚しと
 云ふべし、如何に、眞個の看守に乏しきと云へば、看守は、殆、治獄の
 能力なく、多少監獄の教育あるも、其の用を爲さざるもの、如く、罵囃
 し、折角の忠言も、反りて、一般の感情を悪くし、之が爲め、或は、
 監獄事業の振興にも關する據なきにあらず、監獄改良も、一に適任の看
 守者を得るにあらざれば、其の効果を收むること能はざるや、論なきも、
 斯の如きは、今、少し筆法の附け所を憐み、獨者も、亦、宜しく茲に注意
 あらんことを

●威嚴を擧ぐるの一要素
 在滋賀 女 麼 子

凡、人間の品位は、言語に由りて知られ、其の價値は、品位に由りて定
 まる、品位優美なれば、尊敬せられ、價値高ければ、畏愛せられ、威嚴
 識眼聽耳は、彼、犯人の天性なり、人心を測り、人心を忖度するも、亦、
 實に彼等の長所なり、故に彼等は、此の天性と、此の長所とを、常に戒
 護者の言動動作の上に集注し、靈、戒護者其の者に、一慮の染すべく、
 一慮の突くべき機あらば、短刀直入、直に戒護者を生擒し去りて、自己
 が強體中の者とせん、而して、此の怖るべき虞障は、果して、那邊
 に發生するならんか、余は、斷して、此の怖るべき虞障は、威嚴の欠乏
 に起因すと言はん、而して、威嚴の欠乏は、價値の欠乏に因り、價値の

欠乏は、品位の欠乏に因り、品位の欠乏は、言語の疎野なるに因るも、言はんのみ故に戒護者たる者は、犯人に對しては、言語を少くして、疎野なるを避け、廉潔を旨として、善言を選び、而して一語たりとも、私情に染るるなきかりせば、期せずして、紀律、品位、價値、威嚴并備はり、遂に犯人をして、一點の乘すべき餘地ならしむるに至るべし、斯く論し來れば、言語の、最、大切にして、威嚴を擧ぐるの上に、一要素たるに足るを知らん

●看守の濁浪に就きて

在滋賀 平居 熊次郎

不肖、予は、乏しきを本縣看守に受く、看守は、常に一定の規律あつて、外體一點、非難なきが如きも、其の實際は然らず、試に内部を察し來れば、眞正刑罰官吏たるの体面を維持し、能く在監人を戒護する者、果して、其の責ある。看守は、公然採用規則あつて、司獄の原理に基づき、其の宜しきを訓して、業行一つとして、備はらざるはなしと雖も、問、間接に、直接に、我職責を汚すの人あるを見聞す、衷心固より、深く悲むなり、不肖予は、爰に其の二三を引き、諸氏に注意を促さんと欲す、往々在監人戒護中、徒然の餘り、全條相互集合し、架空政治談を圖はしむに非ずんば、人身を誘誘し、或は、淫蕩の俗話を演じ、恬として、之を顧みず、反りて、得意とするを自撃す、甚しきに至りては、在監人と、直接交談するを耳にす、是等の過失は、一に其の者に歸するは、勿論と雖も、上官、亦、責なきに非ず、然りと雖も、考一考すれば、我等、亦、責なきに非ず、其の責とは、何ぞ、是、汚濁者、其の者に、一片の忠告を加へず、其の人の爲すが儘に、放任する罪、是なり、之、元より、汚濁者、其の者の精神、爰に在つて出づるに非ず、必、休憩所一夕の茶話に

屬する餘餘の、未、消え失せずして、不識々々の間、爰に及ぼす結果にして、個人に於ては、此の行、深く告むるに足らずと雖も、我輩司獄官吏としては、之を暗黙するに忍びず、勢、之を制せざるを得ず、何となれば、事、甚、小なるが如きも、一は我等の職責を汚し、一は自己の威權を失ひ、終には、司獄の大体を造も、汚辱するに至る、豈、注意一番せずして可ならんや、不肖、予、聊、感する所ありて投す、諸氏予と感を全じうする否か

●看守の任務

ちぬの浦 自情樂 童子

看守とは、神聖なる刑罰を執行し、罪囚を矯正感化して、之を社會の眞民に、復歸せしむるに、最、直接に、必要なる活動機關にして、獄務の改良を促進して、文明の監獄を成立する所の、司獄官吏なり、即、新舞臺の立役者なり、詳言すれば、我、司獄の運命を、支配する所の人士なり、蓋、看守は、我、司獄を、組織するに、最、重要な基礎たるべき、位置を有する所の官吏にして、監獄で、一種の動物が、活動飛揚して、國家の秩序威嚴、及、公徳を、侵害する所の、内敵に抗し、一面之を制壓して、社會の安寧を保全し、一面之を矯正して、國家の福祉を増進せん事を勉むる所以の者は、唯、此の看守で、細胞の、此の中に存する者あるを以てなり、看守々々、今日吾人の頭上に、職務を操縦しつゝある者も、煩悶なる勤務に従事せし所の人士多きに非ずや、嗚呼、十餘年前の看守は、確なく、今日我、司獄を支配する、老成者となるを知らば、何ぞ今日の看守諸君が、異日監獄を維持するの重要な元素なり、と云ふを怪まんや

右する、重大なる責任を有するに非ずや、此の責任を全うせんと欲せば、如何に獄務の複雑深遠なるも、要ふるに足らず、其の任重く、其の勢、又、從ひて劇甚なるも、意に介せず、難衝に奮勵し、危難に恐れず、煩勞を厭はず、不撓不屈にして、活潑剛毅の精神なるべからず、如斯にして止まずんば、何事か成らざらんや、亦、何事か遂げざらんや、古語に曰はく、風雲を経れば、春に過はすぞ、嗟呼、青春妙齡、文明の新監獄を成立する所の看守諸君よ、今日監獄の事業は、看守諸君が、得意の技術を演出するの舞臺なり、而して、獄務の改良は、今日の急務なり、今日の看守諸君は、此の新舞臺の立役者なり、全國幾万の人士は、此等看守諸君が、獄務改良上に於ける、精妙絶倫なる御手際を拜見せんぞ、待ち據へ居れり、然らば、今日の看守、即、新舞臺の立役者たる者、爰ぞ其命を懸ち、演技の準備に取り掛り、監獄の改良を期せずして可ならんや

●女囚の頭髮を洗滌せしめ梳束には

一定の元結を給與せよ

ちぬの浦 自情樂 童子

夫、犯罪の多くは、不規律にして、秩序なき不潔醜陋なる習慣に、養成せられたるに、原因せざるはなし、故に、監獄にては、此の習慣を矯正し、嚴正なる規律を守り、純白なる清潔を保たしめて、規律的懲戒感化の旨を貫徹せざるべからず、然り、然るに、我國幾多の監獄に、女囚の容姿を自撃するに、渾て頭髮に、非常の塵垢を止め、蓬鬆亂雜として、其の婦女子たるの常態を失し、加ふるに、惡臭紛々として、若、之に近接せんや、實に嘔吐を催すの感を生ず、是、單に、其の清潔法不行風の結果に他ならざるなり、即、規律的懲戒の旨義に反るも、最、大なりと

謂はざるを得んや、乞ふ、當局者諸氏よ、女囚の頭髮は、便宜に、時日を一一定し(夏期は、晝週間或、冬期は、晝週間晝回)頭髮を洗滌せしめ、且、又、日々之を梳理せしめて、其の清潔を嚴命強行せられん事を、頭髮の整然を保たしむるは、規律、及、衛生上の要義にして、之を勵行せんか、不規律醜陋なる習慣に、馴染したる所の囚人に取りては、非常に、苦痛を感ずべし、然りと雖も、是、懲戒感化なる善義の存する所にして、彼等も、之に養成せらるゝの久しき、終には、習ひ天性と化し、自、規律を重じ、清潔を貴ぶの念を發するに至るべし、若、果して、斯の如くなるを得ば、之、既に規律的懲戒感化の目的を貫徹したるものにして、犯罪の原因を排除したる者と云ふを得べきなり

●如何にせばは犯罪人を減少せしむべきか
在信山 厚 顔 生

懲戒苦役堪へ難きの勢を興へ、再犯を防ぐは、監獄の本旨なりとは、實、先輩の先輩を警告せし語なり、予輩當時にありて、心陰に疑ふ所ありきと雖も、今にして、愈、益、其の適切なるに感服せり、今日にありては、最早犯罪を以て、漠然たる自由思想の偶發したるものと爲すを許さず、各人心理上の空見を基礎としたる、判罰論者は、漸くにして、其の勢力を失するに至れり、故に、或學者は、説をなして曰はく、犯罪人

は、一種異常なる身体、特に臍腦の組織を有するものにして、畏懼悔悟の感情なく、恰虎獅狼に異ならず、生理學上、社會生活に、適合せざる者なり、斯くの如き者に、對しては、刑法は、無用の長物にして、社會は、狂者癡癡に對すると同じく、直接防衛を行ふべく、宜しく之が變態法を施すの外、好策なしとまで、論斷するに至れり、又、或は新奇學者は、佛國監獄協會に呈したる書中に、囚人の衣食費は、工役金を以て償却せしむるの精神なれば、各國徒の働方に應じ（癡疾者を除く）全身完うして、衣食を得るに足るの働なきものは、餓死せしむるも、顧みるに足らずと、前二説の如きは、極端論に失するの嫌ひありと雖も、又、一顧を伺はずの價値ある議論云はざるを得ず、夫、社會は、有機物にして、一伸一縮、昨の是とする所、今は非とし、瞬間も動止すべきにあらざれば、感化を先にして、懲戒を後にし、彼の所謂ホルド氏、之を拘束するも、亦、何の益あらんやとの告論文に、驚歎して、監獄改良の眞理を見發せり、世人の見て以て、美談とせしは、美談は、乃、美談なりと雖も、予輩の信する所に依れば、元來犯罪、其の者の定義を推究するときは、懲戒にあらずして、懲戒感化に外ならざるべし、然せば、懲戒は、根原にして、感化は、枝葉なり、然るに、社會の安寧秩序を、保護す云ふ基礎を措きて顧みず、漫に、一個人の權利を保護す云ふ空論浮説に溺れられ、刑法實際の目的を誤るもの、滔々たるは、豈、儼然と堪へざるべけんや、今、人々監獄改良を口にして、曰はく、規律の勵行に行はれ、司獄官吏、漸、將に其の人を得たる等、近時の大快事として、見るべきものありと、喜色洋洋たるも、予輩は、感くも、この、監獄改良は、邪邊の航路に隸し、企圖の彼岸を望むにある、實に

疑ひなき能はざるなり、外に規律の呼聲高きも、内に號聲の耳衆に漏るるあり、新舊司獄官吏の人物を比較するときは、舊の士は、日に去りて、永く留らず唯々の徒黨たるのみ、予輩、又、舊附の徒、敢、悲しい哉、予輩は、未、其の喜色あるもの、共に、樂を俱にする能はざるなり、予輩の見る所を以てせば、一般に囚人は、其の罪を恐れず、罪を恐れざるは、懲戒の奏功なきに依る、懲戒の奏功なきを以て、再犯は年々歳々、其の多きを加ふるに至る、斯の如くにして、如何ぞ、監獄改良の目的を達せんと欲するや、豈、又、得べけんや、故に予輩は、飽くまで、規律を勵行し、役業の如きも、尤、其の場へ難きものを授け、殆、其の學業に認ぶ能はざるを忍ばしめ、務めて、監獄、否、刑罰の恐るべきを恐れしめ、彼の所謂油を以て、火を救ふが如き愚策は、斷じて採らざるこそ、目下の趨勢、又、止むを得ざるものと信するの厚ければなれ、聞く、司法省は、近時内訓を發せられたりとかにて、苟、再犯以上のものにおいて、尤、重く罰して假さず、甚しきに至りては、蠟蠟傘一本物取したるものにして、重禁錮二三年に處せられたるものありと、之、果して、信なりとせば、予輩大に同情を表するに、躊躇せざるなり、否、躊躇せざるのみならず、予輩は、此の事あるを切望する、實に一日にあらざるなり、人をして、予輩は、飽くまで、剛強手段を以て、鐵芥の微も假さず、毛髮の小も、許すことなく、之を制壓して、犯罪の恐るべきを、恐れしむるに至りては、蓋、犯罪人を減少する上に於て、能く控禦の術を得たるものとす、敢、愚鈍を顧みず、教言を諷列して、參照に俟

●東道

綠川 萬次

夫、吏たる者は、誠忠以て、事務を執り、鞠躬以て、心身を盡くすの念、須臾も、其の臆底を離る可からず、而して、其の執るに於て誠忠、盡くすに於て鞠躬なる、此、之を稱して、其吏とは謂ふなり、誠忠とは、眞に難し、以て俗輩に望む可からず、鞠躬とは、實に難し、庸徒に期す可からず、此の故に、俗輩庸徒は、到底其吏たるを得ざるなり、命にして、職權の許す所に發し、令にして、範圍の容るる所に出でたるものは、順從に服し、職翼に勤め、其の間、毫髮の非念を起す可からず、蓋、非念の起くる、憤懣に伴ひ、憤懣の起くる、誠忠を損ち、其の極、鞠躬するを以て、他々とするに難る可ければなり、南北の乱、義臣の手戈を執りて、勤王するに當たり、天子萬全の遠望に感かして、侍臣眼前の近謀を用ふ、而も楠氏克く一點の非念を起さずして、順從に奉じ、一徹の憤懣を起さずして、職翼に力む、此を以て、能く其の誠忠を保ち、鞠躬を致すことを得、千歲の下、忠臣の模範、義臣の規範と、欽慕せしむるに至る、彼ら此等は、事體、頗、異なりと雖ども、又、以て吏の當に服膺す可き、模範となすに足らん、近頃看守にして、○○○○○○非し、○○○○○○を聞く、故に、此の論を作りて、○○○○○○を○○

官報

●訓令

内務省訓令第十七號
看守採用規則中改正ノ件左ノ通相心得ヘシ

●府縣 東京府 集治監
テ除ク

- 第一條 左ノ通改ム
看守ノ試験ノ上採用スヘキモノトス但左ニ記載スル者ハ此ノ限ニアラス
- 一 曾テ看守長看守副長又ハ陸海軍監獄看守長ノ職ヲ奉シタル者
 - 二 看守補助證書ヲ有スル者
 - 三 陸海軍現役滿期下士以上ノ者
 - 四 陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ職時召集ヲ解除セラレ下士ニシテ現役證書ヲ有スル者
 - 五 第二條第三號中(若クハ自己ノ便宜ニ依リ看守ヲ辭職シ)ノ十七字ヲ削
 - 六 第七條中(試験ノ上)ノ四字ヲ削リ同條宣告事項等三項中(從事シ)ノ下ニ(五箇年未満ニシテ)ノ八字ヲ加フ
- 明治二十八年十月二十九日 内務大臣 千野野村晴
- 内務省訓令第十七號參照
内務省訓令第二十六號看守採用規則 明治二十六年十二月十九日
- 抄録
- 第一條 看守ハ必ス試験ノ上採用スヘキモノトス但看守補助證書ヲ有スル者並ニ曾テ看守長タリシ者ニシテ看守志願スル者ハ此限ニアラス
- 第二條 看守志願者ハ品行方正年齢二十一年以上四十年未満ニシテ徵兵ニ相當セ且ツ左ノ諸項ニ該當セザルモノナルヘシ
- 一 看守巡査懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ免職セラレ若クハ自己ノ便宜ニ依リ看守ヲ辭職シ二年ヲ經過セザル者
 - 二 領宜ニ依リ看守ニ採用スヘシト定リタル者ハ典獄職ク左ノ諸件ヲ宣告シタル者ニシテ採用スル上採用スル者
 - 三 看守志願者ハ一旦奉職ノ上ハ他念ナク職務ニ從事シ一身ノ故ヲ以テ辭職スルカ如キト決シテアルモノキ事
- 内務省訓令第十八號

警視廳 府縣 集治監
土木監督署 衛生試驗所
臨時橫濱築港局
明治二十二年九月當會訓令第三十六號物品出納規程第十條ノ下改正ス
明治二十八年十一月五日
內務大臣 子爵野村靖
第十條 消耗品ノ内共用ニ屬スル薪炭油ノ如キ日々支消スル物品ハ
實態使用ノ情況ニ依リ適宜概算高クテ以テ假波ヲ爲スコトヲ得

●警視廳公文
警視廳告示第四十五號
警視廳監獄石川島支署ヲ北島島郡吳嶋村ニ移轉シ之ヲ警視廳監獄集鳴
支署ト改稱ス
明治二十八年十月二十九日
警視廳總監 岡田安資

●叙任及辭令

(各通)
內務省警保局長陸軍歩 小野田元龍
兵中尉正五位勳四等 本野 一郎
外務省參事官從六位勳五等法學博士 長屋 又輔
集治監典獄正七位勳六等 山崎 德義
監獄高等官七等 宮城縣監獄正八位 堀 一敏
監獄高等官七等 北海道集治監分監長從七位 八木秀太郎
監獄高等官六等 陸軍一等勳州官從六位 長野縣典獄正八位 五十嵐小彌太
明治二十七八年戰役ノ功ニ依リ勳六等單光旭日章及金二百圓ヲ授ケ賜
陸軍高等官七等 靜岡縣典獄正八位 福田 純一
陸軍高等官七等 滋賀縣參事官正八位 渡邊 甚謙
陸軍高等官七等 滋賀縣典獄正八位 樋口 一成
陸軍高等官七等 長野縣典獄正八位 五十嵐小彌太

陸軍高等官七等 福島縣典獄正八位 小野木源次郎
大坂府典獄 小林 三郎
本年十月九日刑事被告人棚藤次郎カ入監ノ際訊問所内ノ逃走スルニ
至リタルハ平素監督不行届ノ致ス所職務上不都合ニ付監責ス以上十一
月十二日(内務省)
本年九月二十五日刑事被告人忽那又市外二名カ獄舎ヲ毀壞シ脱獄逃走
シタルヲ覺知セザリシハ平素監督不行届ノ致ス所職務上不都合ニ付監
責ス
本年九月二十一日雲夜終身囚仲田幸藏カ毀壞シ脱獄逃走スルヲ
覺知セザリシハ平素監督不行届ノ致ス所職務上不都合ニ付監責ス(以上
十一月十四日(内務省)
三池集治監典獄 菅井 謙美
石川縣看守ヲ免ス 山崎 信一
依願免本職 得田 昌
任石川縣監獄警月俸金十七圓給與 全 監獄警(全)
小松監獄支署詰ナ命ス 全 監獄書記(小松)
非職ナ命ス 全 監獄書記
明二十七年年度縣稅決算調査委員ヲ命ス 監獄書記 小島 義則
月俸金三圓給與 全 監獄警(七尾) 小柳 元
堀托ヲ解ク 石川縣看守ヲ命ス看守教習所受業生ヲ命ス 監獄警事務取扱堀托(七尾) 前田 秀六
堀托ヲ解ク 全 上 米田 正也
堀托ヲ解ク 全 監獄警事務堀托 加藤 一郎
監獄警務所長ヲ命ス 全 監獄警 石崎喜 郎
任石川縣監獄警月俸金十七圓給與 中村 直
任石川縣監獄書記月俸金十圓下賜 全看守(小松) 笹田 守義

石川縣看守ヲ命ス看守教習所受業生ヲ命ス
監獄支署在勤ヲ命ス 全監獄書記
月俸十圓給與 全看守(小松)
依願看守ヲ免ス
看守教習所卒業監獄警勤務ヲ命ス月俸八圓給與 津野隆一郎
依願ヲ命ス現俸三分一給與 全 小野末太郎
依願看守ヲ免ス 青森縣看守 篠崎 清司
全 成田 久藏
全 岩川 嘉吉
全 寺嶋治郎作
全 征 總藏
全 角田岩太郎
全 三浦 忠吾
全 梶 八郎
全 山本龍三郎
全 進藤 傳吉
元青森監獄書記兼看守長
依願看守ヲ免ス 德島縣看守 埴原 謙藏
全 菅沼角太郎
全 中村 房藏
全 近江佐久郎
全 佐藤喜代太
全 三佐和國藏
全 榎富 利衛
全 平井芳太郎
全 鈴木 與藏
警視廳看守長 鈴木 與藏
全 人

監獄警事務二課勤務ヲ命ス 自令給八級俸
非職ヲ命ス 依願免本官
依願教諭師ヲ免ス 依願看守ヲ免ス
依願看守ヲ免ス
滿二年以上勤續ニ付一時金八圓給與
滿十七年間勤續ニ付年金壹拾貳圓給與
看守教習卒業候等
看守部長ヲ命ス
任宮崎縣屬給十級俸
宮崎縣屬ヲ命ス第三課勤務
看守ヲ命ス
依願免本官
給九級俸
依願看守ヲ免ス
大分縣監獄教諭師ヲ命ス
德島縣看守長 鈴木 與藏
中津作次郎 全 人
北村近太郎 全
越路 卓然
大久保 純
黒木 光
瀨尾厚次郎 全
依願看守 林 宗次郎
看 大久保 傳
依願看守 林 宗 次郎
元依願看守 林 宗 次郎
弓削 則榮
看守 平川 宇佐美
看守 三崎 通草
全 本ノ下甚助
看守 田中 健高
監獄書記 池田 才助
林 宗 次郎
井上 進
京都市監獄書記 鈴木 三郎
岡山縣看守長 藤森 彦治
大分縣看守 岡 廣治
全 山田忠次郎
菅原 順了

佐藤亮本官

非職大分縣看守長

平嶋 政則
北嶋 作次郎

角田 小庸
田中 武一
佐藤 元藏
山部 土馬

大分縣看守ヲ免ス月俸六圓給與教習生ヲ命ス

大分縣看守

野澤 直治

佐藤亮本官

茨城縣監獄書記

打越 政憲

佐藤教習ヲ免ス

教習師

一乘 空現

月俸拾壹圓給與(下妻支署詰)

任茨城監獄書記兼看守長

小川 速

●看守教習生

軍部府監獄ニテ看守教習卒業生左ノ如シ

看守 三好 正夫

看守 青井 昌裕

看守

近藤貞三郎

全 飯嶋矢一郎

全 一柳 憲

全

岸田捨治郎

全 今西治郎吉

全 天野 經德

全

吉澤 治郎

全 吉田 乙吉

全 鹿野 三郎

全

西村 岩吉

全 日下部信虎

全 福池鐵治郎

全

桂 庄太郎

全 森松 佐吉

●石川縣ニテノ全上

北村喜一郎

●熊本縣ニテノ全上

看守 清水經三郎

看守 津田 春齊

看守

橋本高三郎

全 田代熊太郎

各地往來一策

●去る十月五日出京の宮城集治監獄典獄小泉保直氏は同月十五日歸任す

●去る十月十七日出京の山形縣監獄典獄大藤新造氏は更替新起用の爲め出張中なりしが同月二十六日歸任す

●去る十月十二日廣嶋縣典獄眞木翁氏は書記大嶋兵を隨へ二週間の歸定を以て鳴根島取岡山愛媛の諸監獄を巡回せり

●陸軍監獄會議の爲め上京せし仙臺陸軍監獄長黒木氏は歸途沿道府縣監獄を巡回中なりしが十月廿日歸任せり

●山口縣典獄岡野氏は知事代理として彦須陸軍檢校所招魂祭參拜を兼ね赤間關監獄支署運視の爲め書記山崎兵を隨へ十月十五日出發す

●十月二十三日佐賀監獄坂口實氏は書記藤本兵を隨へ三池集治監獄本監獄久留米監獄支署へ出張し同月三十日歸縣す

●十月廿八日愛媛縣典獄野田直幹氏は監獄巡視の爲め宇和嶋支署へ出張中なりしが十一月四日歸監す

●愛知縣監獄千頭正澄氏は建藥用を帯ひて十一月六日出京

●北海道集治監典獄石澤藤吾氏は一課長及看守長を隨へ十一月八日上京す

●廣嶋縣典獄眞木兵は尾ノ道其の槍の支署巡視の爲め去る十日出發せり

廣告

●出獄人保護會義捐金名簿

謹候何卒卑意のある所深く御諒恕被成下御聽可懸願
仕度儀を保護し正當の職業に就かして彼刑餘を養ひしめ
き者の主意を以て地方慈善家に謀り義捐の資をせしめ
ん人保護會社なるもの設立し爾來四年の間に若人問
るに善好益を得保進の目的を達したる候に付向は
るに至り博愛の恩恵を仰望仕候次第に維持の必要を感
地方の善事止す及ひたる所より大洪朝一夕の必要を感
せし御實慮奉仰候初年龍川より派遣せし國事に
方計其回治すれば及ひたる所より大洪朝一夕の必要を感
會計官判事某氏あり其後某氏西南の役を承け且舊情
忍びざるあり爲に公舎に移さるゝと聞き驚き且舊情
贈れり數年の後某氏滿期出獄の報あるや静閑に赴き
其旅寓を助ふ此時坐上に別村嬢の偶あり某氏
之同座を見るに及ぶ云ふ吾が如きは國事上誤り某氏
話次四の及ぶ云ふ吾が如きは國事上誤り某氏
之法に綱中あり且出獄の期を同し故に獄事上誤り某氏
が情況は實に他人の想像し難はざるものなり其罪細

大を説く頗る詳細なり亦我國民之聞き感然として成じ
謂へら鳴呼るものなり道義上一人なり所謂法を設
けざるを得ざるものなり最も急なるものと思惟し
其功果空し各宗に就むる特志の僧侶を起し救済し
會と稱し民たらん漸次悔悟の念を起し救済し
す其果空し各宗に就むる特志の僧侶を起し救済し
す往然る再は終協力從事せしむるに日淺きあるに
盡さるる再は終協力從事せしむるに日淺きあるに
氏も亦終協力從事せしむるに日淺きあるに
をたり終協力從事せしむるに日淺きあるに
必す終協力從事せしむるに日淺きあるに
かせ終協力從事せしむるに日淺きあるに
る能終協力從事せしむるに日淺きあるに
に能終協力從事せしむるに日淺きあるに
終能終協力從事せしむるに日淺きあるに
れた能終協力從事せしむるに日淺きあるに
を組入るに能終協力從事せしむるに日淺きあるに
持入るに能終協力從事せしむるに日淺きあるに
不持入るに能終協力從事せしむるに日淺きあるに
中良徒社會の善を自出するに能終協力從事せしむるに日淺きあるに
求めんと欲して得べし社会の善を自出するに能終協力從事せしむるに日淺きあるに

して其良心を維持せしむるは則國家に益を加ふるなり
 荷も國を憂ふるもの等閑視すべきものならんや
 善奮ひて此事に盡すも愛國の衷情より出づるもの
 譽褒貶固より辞せず會て一家の財産を擲ち山川の
 業に熱心し國土保安百年の計をなし平素謹儉を守り
 是國家に捧ぐるの精神に外ならず今や保護會の
 に幾許の好成績を見る更に進んで擴張せんと欲す故
 情に廣く諸公博愛の恩恵を奉仰候莫くば明善が愛國
 保護會社を何分の御義捐を賜らんと悃祈の至に堪へ
 ず候敬具

明治二十一年三月創立す 金原明善
 金原氏の此の舉あるや小野田警保局長深く賛同の
 意を表せられたることは諸君が會本誌雜録により
 て熟知せられたる所なり而して今又寄附人名中同
 局長は多額の金圓を寄せられたるを見る斯道に熱
 誠なるの諸士幸に同局長の趣旨に基づき奮ひて棄
 捐する所あり金原氏が熱望をして空しくせしめ
 ざらば當に同氏の幸のみにはあらざるなり

金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓

吉井友實
 土方久義
 山田顯揚
 榎本武揚
 西郷まさよ
 松方まさ
 大崎山拾
 勝山子

金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓
 金貳拾五圓

伊藤博文
 品川彌太郎
 渡邊謙吉
 小崎利平
 永富八郎
 川村正平
 西村銀子
 奈良原一
 白根英太郎
 小松多喜
 花房義子
 鹿島岩藏
 小松正一
 陸奥亮
 小林野元
 野田完

發行兼編輯者
 印刷者
 印刷所
 佐野 池田 宗平
 東京並木活版所

明治廿八年十一月二十日發刊
 東京市牛込區若宮町十番地
 大日本監獄協會事務所
 東京市淺草區黒船町廿八番地
 東京並木活版所